

建築・設備に関する審査基準

平成 23 年 12 月 1 日

(平成 29 年 4 月 1 日改正)

(令和 4 年 4 月 1 日改正)

(令和 6 年 4 月 1 日改正)

(令和 7 年 4 月 1 日改正)

防府市消防本部予防課

目 次

第1章 総 則

第1 目 的	1
第2 運用上の留意事項	1
第3 用 語	1
第4 消防同意事務審査要領	2

第2章 防火対象物の取扱い

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

1 防火対象物の項の判定	5
第1表 政令別表第1に掲げる防火対象物の定義等	5
2 各項に共通する事項	28
第2表 防火対象物の区分詳細	30
3 区分単位の取扱い	38
4 届出住宅	45

第2 収容人員の算定

1 共通的取扱い	51
2 省令第1条の3に規定する政令別表第1の各項ごと の取扱い	52
3 階単位の収容人員の取扱い	62

第3 床面積及び階の取扱い

1 床面積の算定	65
2 階数の算定	83
3 高さの算定	87

第4 無窓階の取扱い 89

第3章 消防用設備等の設置単位

第1 消防用設備等の設置単位

1 消防用設備等の設置単位	101
2 渡り廊下、地下連絡路、洞道の取扱い	101
3 その他の別棟扱い	113

第2	政令第8条に規定する区画等の取扱い	
1	政令第8条の区画	114
2	令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について	122
3	政令第8条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の取扱い	128
第3	小規模特定用途複合防火対象物	
1	小規模特定用途複合防火対象物の取扱い	130
2	特定一階段等防火対象物の取扱い	135
3	特定小規模施設、複合型居住施設の取扱い	140
第4	消防法令上の内装制限	149
第5	防災防火対象物、防災物品	150
第4章	消火器について	
第1	用語の定義	155
第2	能力単位	158
第3	設置場所等	159
第4	付加設置	162
第5	標識	164
第6	簡易消火用具	165
第5章	スプリンクラー設備について	
第1	特定施設水道連結型スプリンクラー設備	167
第2	スプリンクラー設備	
1	スプリンクラー設備を設置することを要しない構造及び階の部分等の適用について	174
2	スプリンクラー設備を設置することを要しない火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造	175
3	スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等について	182
4	スプリンクラーヘッドを要しない部分	185
第6章	消防用設備等の技術上の運用基準	189

建築・設備に関する審査基準

第1章 総 則

第1 目 的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第7条及び第17条の3の2の規定に基づく消防同意及び設置される消防用設備等に係る技術基準の法令解釈等について基本的に必要と考えられる事項について明確にし、本市における審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 運用上の留意事項

この基準は、防火に関する規定の運用解釈、取扱いなどの法令基準に基づくものに加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び消防用設備等に係る技術的背景等から防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために附加した行政指導事項も含まれている。

これらの指導事項については、防火対象物の安全性向上のために相応の効果があるものとして定めたものではあるが、防火対象物の関係者（所有者、管理者及び占有者）、設計者及び施工者等（以下「関係者等」という。）に義務を課すものではなく、あくまで相手方の任意の協力によって実現されるものであることを前提としなければならない。

よって、職員が関係者等に対して、火災安全性向上の必要性や具体策について火災事故事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得て初めて具現化するものであることに留意する必要がある。

第3 用 語

- 1 法とは、消防法をいう。
- 2 政令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 省令とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- 5 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 6 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 7 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- 8 J I Sとは、日本産業規格をいう。
- 9 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。

- 10 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 11 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 12 耐火建築物とは、建基法第2条第9号の2に規定するものをいう。
- 13 準耐火建築物とは、建基法第2条第9号の3に規定するものをいう。
- 14 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ及び第61条並びに建基政令第109条に規定するものをいう。
- 15 特定防火設備とは、建基政令第112条第1項に規定するものをいう。
- 16 防火戸とは、建基政令第109条第1項に規定するものをいう。
- 17 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 18 準不燃材料とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。
- 19 難燃材料とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。
- 20 避難階段とは、建基政令第123条第1項及び第2項に規定するものをいう。
- 21 特別避難階段とは、建基政令第123条第3項に規定するものをいう。

第4 消防同意事務審査要領

1 一般的な留意事項

- (1) 消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画段階から関係法令の防火に関する規定について審査するものであること。

この場合、形式的に規定に適合させることだけでなく、規制目的に沿った合理的な指導を行うこと。

- (2) 消防同意は、建築物の出火防止、火災が発生した場合の避難及び延焼拡大防止、消火活動等の総合的な防火対策について審査すること。
- (3) 建築計画は、建築物の機能、経済、意匠、安全等の要素を考慮して行われるものであるが、消防同意時における指導は、建築物の防火上の安全を基本として他の要素との調和がとれるように行うこと。
- (4) 建築物の大規模化、多様化等に伴い建築工法、建築材料等の技術開発が著しいことから、これらの実態に即した指導をすること。
- (5) 消防同意を行うにあたっては、建築物の用途、規模、構造等による災害危険の要因を考慮して総合的に指導すること。
- (6) 建築物の防災施設、設備等は、個々の目的だけでなく、有機的に相互に関連して活用できるよう指導すること。
- (7) 法令等で定める技術基準に係る事項以外であっても、防災上重要な事項については、積極的に関係者にその趣旨を説明し理解を得て、消防目的に沿った具体的な指導を行うこと。

- (8) 消防同意に際し、当該同意の対象となる建築物について、危政令で規制する許可や条例で規制する各種届出等の対象となることが明確な場合には、危険物規制の担当者等との連絡・連携等に配慮すること。
- (9) 建築確認に係る消防同意事務については、平成 19 年消防予第 243 号「建築確認に係る消防同意事務の取扱について」による適正な運営を行うこと。
- (10) 消防同意は、法第 7 条第 2 項及び建基法第 93 条第 2 項に定める期間内に処理すること。

申請書の收受は、年末年始及び休日を除く予防課の勤務時間内とし、勤務時間外に到着したものは、翌開庁日を收受日とする。

なお、期間の算定にあたっては、同意を求められた当日は算定されず、消防同意の期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日にあたる場合は、翌開庁日を終了日とすること。

また、建築主事及び指定確認検査機関（以下「建築主事等」）に対する同意又は不同意の通知は、期間内に発信すること（発信主義）をもって足りるものであること。

同意又は不同意の通知（確認申請書類一式を含む。以下「通知等」という。）について、信書便以外の宅配便の業者が通知等を受け取りに来た場合は、宅配業者に通知等をわたさないこと。この場合、指定確認検査機関に同意又は不同意の旨を連絡した時点をもって、発信したものとする。

- (11) 建築主事等が補正を可能とする範囲に留意の上、補正できない違反事項等がある場合の処理は、次によること。

ア 建築確認申請図書が不足している場合は、当該図書を受理しないこと。

イ 消防同意の審査期間中に建築確認申請図書に不整合な個所が見つかった場合は、建築主事等にその旨を通知し、同意又は不同意の処理を行わずに当該図書を返却すること。

ウ 消防同意の審査期間中に建築確認申請図書に不明確な点が見つかった場合は、建築主事等にその旨を通知し、追加説明書の提出を求めること。

なお、通知をした日から追加説明書が提出されるまでの期間は、消防同意期間から除くことができること。

- (12) 審査の結果、消防関係法令に違反している場合は、不同意とすること。
- (13) 建築確認申請図書の補正ができないことから、建築確認申請者からの事前相談等の機会を積極的に活用する等不備のない建築確認申請書をもって円滑に消防同意事務が実施されよう留意すること。

2 その他

- (1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年法律第 91 号) においては、同法第 17 条第 6 項の規定に基づき建築主事が適合通知を行い、所管行政庁が認定を行った場合には、建基法第 6 条第 1 項(同法第 87 条第 1 項において準用する場合も含む。)の規定による確認済証の交付がなされたものとみなされる。建基法第 93 条の規定は、建築主事が適合通知する場合に準用される。
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成 7 年法律第 123 号) においては、同法第 8 条に基づき、建築主事の同意を得て、所管行政庁が建築物の耐震改修の計画の認定をしたときは、建基法第 6 条第 1 項の規定による確認又は建基法第 18 条第 3 項の規定による通知があったものとみなされる。建基法第 93 条の規定は、所管行政庁が、建築物の耐震改修の計画の認定をしようとする場合に準用される。
- (3) 旧建基法第 38 条を適用した建築物は、平成 14 年 6 月 1 日以降、一部の建築物にあつては、不適格建築物となることから、増築、改築、大規模な模様替え、用途変更の審査については、留意すること。

第2章 防火対象物の取扱い

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

1 防火対象物の項の判定

政令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第1表を参考とすること。

第1表 政令別表第1に掲げる防火対象物の定義等

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備 考
(1) 項イ	劇場 映画館 演芸場 観覧場	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を観覧する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。	音楽堂 寄席 ストリップ劇場 客席を有する各種スポーツ施設（体育館、野球場、競輪場） サーカス小屋	1 本項の防火対象物は、客席を設けてだれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。 2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。 3 小規模な選手控室のみを有する体育館及び事務所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取扱わないものであること
(1) 項ロ	公会堂 集会場	1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興業的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 2 集会場とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するもののうち、公会堂に該当しないものをいう。	公会堂 市民会館 文化会館 福祉会館 貸ホール 貸講堂 結婚式場 葬儀場、葬祭会館、 セレモニーホール	1 興業的なものとは映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復継続（月5日以上）されるものをいう。 2 原則として舞台及び固定いすの客席を有しとは、必ずしも固定いすに限定したものではなく、例えば、大フロアで催し物等を行うものも本項に含まれるものであること。 ※披露宴会場は(3)項ロ

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備 考
(2) 項イ	キャバレー カフェー ナイトクラブ その他これらに類するもの	1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。 4 その他これらに類するものとは、客に飲食させる施設のうち、客席における婦女の接待を伴い、又は客にダンスをさせる施設を有するもので、客席の構造が洋式のものをいう。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「風営法施行規則」という。）	クラブ バー サロン ホストクラブ キャバクラ	1 主として洋式の客席を設けて、客席において接待（カウンター越しの接待を含まない。）をし、又は客にダンスをさせる設備を有するものであり、風営法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの適用を受ける「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。ただし、(3) 項イに掲げるものを除く。 2 風俗法施行規則で定める洋式の設備は次によることとする (1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は 66 m² 以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席のおおむね 5 分の 1 以上であること。 (2) カフェーの客席は 16.5 m² 以上であること。
(2) 項ロ	遊技場 ダンスホール	1 遊技場とは、設備を設けて客に遊技又は競技をさせる施設をいう。（観覧席を有しないものに限る。） 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	碁会所 麻雀屋 ボーリング場 パチンコ屋 ビリヤード場 ゲームセンター ディスコ ダンス教習所（風営法の適用を受け、ダンスホールとして使用するものに限る。※特定の者を対象とするダンス教室は(15)項） アイススケート場 ローラースケート場 ※日本舞踊場、バレエ教習場は含まない（(15)項）。	1 一般的に風営法第 2 条第 1 項第 4 号及び 5 号の適用を受ける「風俗営業」に該当するもの若しくは娯楽性の強い競技に該当するものをいう 2 飲食を主とするものは(3) 項ロとして取扱う。 3 主としてスポーツ的要素の強いテニスコート、ジャズダンス・エアロビクス教習場等は、(15) 項として取扱う。 4 ダンスホールの踊場はおおむね 100 m² 以上であること。 5 ダンス教習所の踊り場はおおむね 66 m² 以上であり、ダンスホールにも使用されるものをいう。 6 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールをいう。

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備 考
(2) 項 ニ	カラオケボックス その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令（省令第5条第2項）で定めるもの	1 カラオケボックスとは、一の防火対象物に複数のカラオケを行うための個室を有するものをいう。 2 総務省令で定める店舗（省令第5条第2項） (1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 (2) 風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗 (3) 風営令第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）	複合カフェ （多様なサービスを提供する喫茶店） メディアカフェ インターネットカフェ マンガ喫茶 テレフォンクラブ 個室ビデオ	1 一の防火対象物に、カラオケ等を行うための個室が一しかないものは（2）項口として取扱う。 2 個室については、壁等により完全に区画された部分だけではなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。 3 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。 4 店舗型電話異性紹介営業とは、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者から電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。
(3) 項 イ	待合 料理店 その他これらに類するもの	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸稼ご人等を招致し、又は斡旋して客を遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視するべきものをいう。	茶屋 料亭 割烹	1 一般的に風営法第2条第1項第1号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。 2 本項は(2)項イと同種のものであるが、客席の構造が和式であるものをいう。

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備 考
(3) 項 口	飲食店	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。 ※ 風営法第 33 条の適用を受ける「深夜（午前零時から午前 6 時まで）における酒類提供飲食店営業」も、本項として取扱う。	スナック ビアホール スタンドバー ライブハウス 結婚披露宴会場	1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 2 ライブハウスとは、客席（全ての席を立ち見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。
(4) 項	百貨店 マーケット その他の物品販売業を営む店舗 展示場	1 百貨店とは、物品販売業を営む大規模な店舗をいう。 2 マーケットとは、多数の種類の物品を販売する施設であって、経営主体を異にする複数の店舗が一つの建築物又は工作物の内部にあって集団的な店舗の態様をなし、かつ、通常共通の出入口及び通路を有するものをいう。飲食店その他の物品販売業以外の業態が混在している場合であっても、全体としてマーケットとして把握できる場合を含む。 ※ 店舗形態を有する性風俗関連特殊営業の内、アダルトショップについては(2)項ではなく(4)項として取扱う。 3 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	卸売問屋 レンタルショップ ガソリンスタンド 薬局（調剤を行った医薬品のみを取扱うものを除く。） アダルトショップ 展示を目的とする産業会館 博覧会場 見本市会場 画廊 自動車販売展示場（展示している自動車自体が販売の対象となる場合に限り）	1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。 2 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。 3 自動車を店内で展示・販売するものは本項に該当する。ただし、当該自動車が展示用のもので販売の対象としていない場合は、(15)項に該当する。 4 展示場（ショールーム）のうち次のすべてに該当する場合は(15)項又は主たる用途の従属部分として取扱う。 (1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの (2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの (3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの 5 画廊で物品販売を行わないものは(8)項として取扱う。 6 卸売市場（鮮魚及び青果物卸）で競り売り又は入札を原則とし、小売をしないものは(15)項として取扱う。

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備 考
(5) 項イ	旅館 ホテル 宿泊所 その他これらに類するもの (平成 15 年消防予第 55 号第 2)	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。 4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。 ※ 店舗形態を有する性風俗関連特種営業のうち、ラブホテル及びモーテル(5)項イ)については(2)項ハとしては取り扱わないこと。	保養所 ユースホテル 山小屋 ロッジ 貸研修所の宿泊室 青年の家 簡易宿泊所 寺院の宿坊 トレーラーハウスを用いた宿泊施設(個人使用を除く。) 旅館業法の適用があるウィークリーマンション、マンスリーマンション、ゲストハウス、シェアハウス ラブホテル モーテル レンタルルーム、マッサージ(副次的に宿泊が可能なもの) 民泊	1 会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設等、特定の人を宿泊させる施設であつても旅館業法の適用があるものは、本項として取扱う。 2 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は(5)項ロとして扱うこと。(旅館業法の適用がないものに限る。) 3 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。 (1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること (2) ベッド、長椅子、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること (3) 深夜営業、24 時間営業等によること (4) 施設利用に対して料金を徴収していること 4 住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項に基づく届出を行い、住宅(一戸建て住宅、共同住宅等)の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供する届出住宅(民泊)についてはフローチャート参照 なお、年間 180 日を超えて民泊サービスを行う場合は旅館業法に基づく許可が必要となるため、簡易宿泊所とすること

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備 考
(5) 項 ロ	寄宿舍 下宿 共同住宅	1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2 下宿とは、1 か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。（旅館業法第2条第5項） 3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。	マンション アパート 寮 事業所専用の研修のための宿泊所 サービス付き高齢者向け住宅（旧高齢者専用賃貸住宅）、シ ルバーマンション （(6)項ロ(1)及び (6)項ハ(1)に該当するものを除く。） ゲストハウス シェアハウス ウィークリーマンシ ョン、マンスリーマ ンション	1 共同住宅は便所、浴室、台所等が各住戸に存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わない。 2 共同住宅において個別世帯ごとに訪問介護（入浴、食事の提供含む）等を受けている場合も本項に該当する。 なお、サービス付き高齢者向け住宅やシルバーマンション（ともに高齢者の入居を目的とし安否確認、生活相談サービスを行うもので、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものは(5)項ロと扱う。前者は賃貸で後者は分譲。）も個別世帯ごとに訪問介護を受ける場合は本項に該当するが、共用スペースで入浴、食事の提供等がある場合は(6)項ロまたは(6)項ハに該当する。 3 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり本項に含まない。なお、1 階が長屋で2 階が共同住宅のものは全体で本項と扱う。 4 ゲストハウス、シェアハウスとは、業者の運営する賃貸住宅で、便所、浴室、台所、リビング等を共用するものをいう。旅館業法の適用がある場合は(5)項イに該当する。 5 ウィークリーマンション、マンスリーマンションとは、一般に旅館業法の適用を受けず、共同住宅の住戸単位で比較的短期間の契約により賃貸を行うもの。ただし、シーツ、枕カバーの取替え、浴衣の提供等のリネンサービスが行われるもので、明らかにホテル等と同等の宿泊形態をとるもの(5)項イに該当するとして取扱う。

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備 考
(5) 項 口			共同生活援助サテライト型住居 小規模住居型児童養育事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項）を行う施設 母子生活支援施設	7 共同生活援助サテライト型住居は、本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、利用者が共同住宅の一室に単身で居住するものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから(5)項口として取扱う。 8 小規模住居型児童養育事業とは、保護者のない児童等 5、6 人を児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住宅等（ファミリーホーム）において養育を行うもの。 なお、専ら乳幼児の養育を常態とする場合については、その実態に鑑み、(6)項ハ(3)のその他これらに類するものに該当するものは(6)項ハとして取扱うこと。 9 母子生活支援施設（配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに自立促進のためにその生活を支援する施設）は(5)項口又は長屋として取扱う。

項	用 途	定 義	備 考
(6) 項イ(1)	次の(i) (ii)ともに該当する病院（消火活動を適切に実施することができる体制を有しているものを除く。）	1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の収容施設を有するものをいう。 2 消火活動を適切に実施することができる体制とは(1)による職員の総数の要件及び(2)による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たすものであること。 (1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数は、病床数が 26 床以下のときは 2、26 床を超えるときは 2 に 13 床までを増やすごとに 1 を加えた数を常時下回らない体制 (2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数は、病床数が 60 床以下の場合は 2、60 床を超えるときは 2 に 60 床までを増やすごとに 2 を加えた数を常時下回らない体制 ※ 病床数とは医療法第 7 条に規定する病床数（以下「許可病床数」という。）をいうこと。 ※ 前(2)の宿直勤務を行わせる者とは、通常の勤務の終了後において、勤務の継続にあたらな軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいう。なお、夜勤等で正規の職に従事している者は、正規の勤務時間に限り職員の数に算入できる。 ※ 前(1)で定める「職員の数」とは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員の総数を基準とする。なお、職員の数は棟単位で算定を行うこと。また、棟にナースステーションや事務所等常時職員が常駐する場所がない場合で、他の棟等から巡回又は駆けつけを行う職員は、職員の数に算入しない。 ※ 前(1)及び(2)で定める「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいう。なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まれないが、当該警備員が病院又は診療所に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切な対応が可能な場合はこの限りでない。 3 特定診療科名とは、内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。なお、2 以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有するものとして扱う。 ※ 「その他の総務省令で定める診療科名」とは、医療法施行令第 3 条の 2 に規定する診療科名のうち、次に掲げるもの以外のものをいう。（省令第 5 条第 4 項） (1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、産科、婦人科 (2) 前(1)に掲げる診療科名と医療法施行令第 3 条の 2 第 1 項第 1 号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称（例：小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科） (3) 歯科 (4) 歯科と医療法施行令第 3 条の 2 第 1 項第 2 号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称 4 療養病床とは、病院又は診療所の病床のうち、医療法第 7 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。 5 一般病床とは、病院又は診療所の病床のうち、精神病床、感染症病床、結核病床及び療養病床以外のものをいう。	1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、診療所として許可を得た部分が存する場合であっても本項に含まれず、(15)項として取扱う。 2 あん摩マッサージ、指圧施術所、はり灸院（はり施術所、灸施術所）、柔道整復施術所は、(15)項として取扱う。 3 継続して医師が診療を行う施設ではなく、日を決めて医師が来て診療を行う出張診療方式の施設も本項に該当するものであること。 4 病院、診療所は医療法に基づき、防火対象物単位ではなく医療機関単位の許可等により開設されるため、例えば(6)項イ(1)敷地内の無床診療所も(6)項イ(1)と扱う。ただし、消防用設備等の適用については令第 3 2 条を適用し、実用途に準じた取扱いとしてよい。
	(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること		
	(ii) 医療法第 7 条に規定する療養病床又は一般病床を有すること		
	※許可病床の種類、病床数等は医療情報ネットが活用できる。		

項	用 途	定 義	備 考
(6) 項イ(2)	次の(i) (ii)ともに該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること (ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること	1 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の収容施設を有しないもの又は患者 19 人以下の収容施設を有するものをいう。 2 「4 人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が 4 以上であるものをいう。ただし、許可病床数が 4 以上であっても、一日平均入院患者数（1 年間の入院患者延べ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。以下同じ。）が 1 未満のものにあつては「4 人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当せず、(6) 項イ(3)に該当するものとして取扱うことができる。	
(6) 項イ(3)	次のいずれかに該当するもの (i) 病院 ((6) 項イ(1)を除く) (ii) 有床診療所 ((6) 項イ(2)を除く) (iii) 有床助産所	1 「有床」とは医療法第 7 条に規定される許可病床（精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床）のことをいう。 ※ 2 以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であつて、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取扱う。 2 助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であつて、妊婦産婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は 9 人以下の収容施設を有するものをいう。	
(6) 項イ(4)	次のいずれかに該当するもの (i) 無床診療所 (ii) 無床助産所	保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であり、診療所として許可を得た部分が存する場合であっても本項に含まれず、(15) 項として取扱う。	
(6) 項イ(1)～(3)のいずれか	介護医療院	介護医療院とは、介護保険法第 8 条第 29 項に規定する要介護者であつて、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。 介護医療院が(6) 項イ(1)から(3)までのいずれかに区分されるかについては、次により判断すること。 ア 介護医療院は、要介護者であつて、主として長期にわたり療養が必要である者の入所を想定していることから(6) 項イ(1)(i)及び(6) 項イ(2)(i)に規定する特定診療科名を有するものとして取り扱うこと。 イ 介護医療院の療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 3 条第 1 号に規定するものをいう。）は、(6) 項イ(1)(ii)に規定する療養病床として取り扱うこと。 ウ 介護医療院が存する(6) 項イに掲げる防火対象物において、20 人以上の患者（介護医療院の入所者を含む。以下この表において同じ。）を入院（介護医療院にあつては入所という。以下同じ。）させるための施設を有する場合は病院として、19 人以下の患者を入院させるための施設を有する場合は診療所として取り扱うこと。 なお、この場合において、運営主体、事業形態及び医療の提供の実態等から区分できる単位ごとに介護医療院並びに病院及び診療所における入院させるための施設数を合算して判断すること。	

項	用 途	定 義	具体的な 施設例	備 考
(6) 項 口 (1) 高 齢 者 施 設	老人短期入所施設	1 老人短期入所施設とは、65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものを短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第 20 条の 3）	ケアハウス	1 老人短期入所施設と老人短期入所事業を行う施設の違いについて、前者は専用ベッド、浴室及び食堂を専用の施設として有し、かつ、独立してその機能を果たしうる職員配置を有するもので、後者は特別養護老人ホーム又は養護老人ホームに併設して行われるもので、基本的な設備（ベッド、浴室及び食堂）が短期入所専用でないもの
	養護老人ホーム	2 養護老人ホームとは、介護を常には必要としない、原則として 65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障がある者等（養護者を含む。）を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第 20 条の 4）		2 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」について、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、防火対象物の各部分についてそれぞれの運営主体、事業形態、サービスの提供の実態等から区分できる単位（以下区分単位）ごとに判定する必要があること。
	特別養護老人ホーム	3 特別養護老人ホームとは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第 20 条の 5）		3 「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。
	軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）	4 軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護状態区分 3 以上の者が施設全体の定員の半数以上であるものをいう。（老人福祉法第 20 条の 6）		4 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）とは小規模多機能型居宅介護の「通い」「訪問介護」「宿泊」のサービスに加え、必要に応じて「訪問看護」のサービスを一体的に受けることができるサービスをいう。
	有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）	5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又は洗濯、掃除等の家事若しくは健康管理の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設のうち、要介護状態区分 3 以上の者が施設全体の定員の半数以上であるものをいう。（老人福祉法第 29 条第 1 項）	ショートステイ	5 お泊りデイサービスとは介護保険法に基づいた通所介護事業サービス（デイサービス）に加えてその利用者を対象に夜間に介護保険適用外の宿泊サービスを提供する事業形態。
	介護老人保健施設	6 介護老人保健施設とは、寝たきり又は認知症高齢者などに、看護、介護、リハビリテーションその他の医療的ケアと生活サービスを提供する入所施設をいう。（介護保険法第 8 条第 27 項）		6 居宅生活訓練事業の取扱いについて、当事業は救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住宅（アパート、借家等）を確保し、生活訓練を行うことにより、施設に入居している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とするものであり、単身入居、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものは、(5) 項口として取扱う。
	老人短期入所事業を行う施設	7 老人短期入所事業を行う施設とは、65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものを短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（老人福祉法第 5 条の 2 第 4 項）	小規模多機能ホーム	
	小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させる者に限る。）	8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させる者に限る。）とは、利用者の住み慣れた地域で機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、実態として複数の要介護者への宿泊サービスの提供が常態化され、当該施設の宿泊サービスを利用する要介護状態区分 3 以上の者が当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であるものをいう。（老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項）		
	認知症対応型老人共同生活援助事業施設	9 認知症対応型老人共同生活援助事業施設とは、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。（老人福祉法第 5 条の 2 第 6 項）		
	その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの（省令第 5 条第 6 項）	10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものは次のいずれかに該当する施設をいう (1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6) 項イに掲げるものを除く。）のうち、要介護状態区分 3 以上の者が施設全体の定員の半数以上であるもの。 (2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6) 項イに掲げるものを除く。）のうち、実態として要介護状態区分 3 以上の者を 1 月あたり 5 日以上施設に宿泊させるサービスを提供しているもの。	サービス付き高齢者向け住宅等（(5) 項口を除く。） 複合型サービス お泊りデイサービス	

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備 考
(6) 項口 (2)	救護施設	救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。(生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条の2)		
(6) 項口 (3)	乳児院	乳児院とは、家庭内で養育不能な乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第37条)		
(6) 項口 (4)	障害児入所施設	障害児入所施設とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与の支援を行う施設で、医療型障害児入所施設にあつては併せて治療を行う施設をいう。(児童福祉法第42条)		
(6) 項口 (5) 障害者施設	障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る) 短期入所を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。) 共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を入所させるものに限る)	1 障害者支援施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)とは、障害者に施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型)を行う施設のうち、障害支援区分4以上のものが定員のおおむね8割を超えるものをいう。(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項) 2 短期入所を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設のうち、障害支援区分4以上のものが定員のおおむね8割を超えるものをいう。(障害者総合支援法第5条第8項) 3 共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。)とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設のうち、障害支援区分4以上のものが定員のおおむね8割を超えるものをいう。(障害者総合支援法律第5条第15項)	障害者グループホーム	1 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」について、障害支援区分の認定を受けていない者については、施設関係者からの聞き取りの結果、障害の程度が重いと認められた場合は、当該者を障害支援区分4以上の者とみなして判断すること。また、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、区分単位ごとに判定する必要があること。 2 共同生活援助サテライト型住居は、本体住居(サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、サテライト型住居への支援機能を有するもの)との密接な連携を前提として、利用者が共同住宅の一室に単身で居住するものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから(5)項口として取扱う。

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備 考
(6) 項ハ(1) 高齢者施設	老人デイサービスセンター 軽費老人ホーム ((6)項ロ(1)に掲げるものを除く。) 老人福祉センター 老人介護支援センター 有料老人ホーム ((6)項ロ(1)に掲げるものを除く) 老人デイサービス事業を行う施設 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 ((6)項ロ(1)に掲げるものを除く) その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの(省令第1条第8項)	1 老人デイサービスセンターとは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障がある者等(養護者を含む。)を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第 20 条の 2 の 2) 2 軽費老人ホームについては前(6)項ロ(1)欄参照。(6)項ロ(1)に掲げるものを除くとは要介護状態区分 3 以上の者が施設全体の定員の半数未満であるものをいう。 3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第 20 条の 7) 4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関し、必要な情報の提供並びに相談及び指導、市町村の行う介護の措置及び老人の心身の健康の保持に関する措置等に係る主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人福祉施設、医療施設等との連絡調整等の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。(老人福祉法第 20 条の 7 の 2) 5 有料老人ホームについては前(6)項ロ(1)欄参照。(6)項ロ(1)に掲げるものを除くとは要介護状態区分 3 以上の者が施設全体の定員の半数未満であるものをいう。 6 老人デイサービス事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターに通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある 65 歳以上の者又はその養護者に必要な支援を行う施設をいう。(老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項) 7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設については前(6)項ロ(1)欄参照。(6)項ロ(1)に掲げるものを除くとは宿泊サービスの提供がない又は当該施設の宿泊サービスを利用する要介護状態区分 3 以上の者が当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数未満であるものをいう。 8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設をいう。(6)項イ及び(6)項ロに掲げるものを除く。)(省令第 5 条第 8 項)	地域福祉センター ※生活相談のみの場合は(15)項 サービス付き高齢者向け住宅等 ((5)項ロ、(6)項ロに掲げる場合を除く)	1 老人デイサービスセンターと老人デイサービス事業を行う施設の区別について、前者は基本的なサービスをデイサービス専用の設備(ベッド、浴室及び食堂)により提供し、独立した施設として位置付けられるもので、後者は特別養護老人ホーム又は養護老人ホームに併設して行われるもので、基本的な設備(ベッド、浴室及び食堂)がデイサービス専用でないもの。 2 「(6)項ロ(1)に掲げるものを除く」について、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、区分単位ごとに判定する必要があること。 3 「その他これらに類するもの」の、(6)項イに掲げるものとは、患者に医療を提供する施設で、(6)項ロに掲げるものとは、避難が困難な要介護者を主として入居(宿泊)させる施設
(6) 項ハ(2)	更生施設	更生施設とは、身体上又は精神上の理由により療養及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。(生活保護法第 38 条第 3 項)		

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備 考
(6) 項ハ(3) 児童施設	助産施設	1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。(児童福祉法第 36 条)		1 託児所が、保育上必要な施設(乳児室、保育室等)を専用として有する場合、認可の有無、乳児数、保育数にかかわらず保育所を含む。
	保育所	2 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。(児童福祉法第 39 条) ※ 認定こども園：既存の幼稚園や保育所がお互いの機能を付加することにより認定を受ける制度。市 H P で随時更新されているので、必要に応じて確認すること。 (1) 幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所が連携して一体的な運営を行うもの。→(6)項ハ(3) (2) 幼稚園型：認可幼稚園が保育に欠ける子どもの保育時間を確保するなど、保育所的な機能も果たすもの。→(6)項ニ (3) 保育所型：認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能も果たすもの。→(6)項ハ(3)	認可保育所 認定こども園(幼保連携型、保育所型) 児童館 児童遊園 無認可保育園	2 住居と兼用しているもので専ら乳幼児の養育を常態とするものは、本項に含まない。 3 家庭的保育事業を行う施設の内、家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合で、同事業に供される部分が 50 ㎡未満の場合は一般住宅とする。
	児童養護施設	3 児童養護施設とは、保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、併せてその自立を支援することを目的とする施設をいう。(児童福祉法第 41 条)		4 母子生活支援施設(配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに自立促進のためにその生活を支援する施設)は(5)項ロ又は長屋として取扱う。
	児童自立支援施設	4 児童自立支援施設とは、犯罪などの不良行為をしたりするおそれのある児童や家庭環境等から生活指導を要する児童を入所又は通所させ、必要な指導を行って自立を支援し、併せて退所後の児童に対しても必要な相談や支援を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第 44 条)		5 「その他これらに類するもの」の業としては、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものである。
	児童家庭支援センター	5 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等の方法による指導及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成その他の児童又はその保護者等に必要な援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第 44 条の 2)		
	一時預かり事業を行う施設	6 一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う施設をいう。(児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項)	赤ちゃんホーム 病児保育室病後児保育室 託児所(企業内保育所を含む。) 里親支援センター(一時預かりあり)	
	家庭的保育事業を行う施設	7 家庭的保育事業を行う施設とは、家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児のものについて、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業を行う施設をいう。(児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項)	家庭保育室 保育ママ ※居宅で保育が行われる場合で事業に供される部分が 50 ㎡未満の場合は一般住宅とする	
	その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの(省令第 5 条第 9 項)	8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設をいう。((6)項ロに掲げるものを除く。)(省令第 5 条第 9 項)	児童相談所(児童福祉法第 12 条の 4 に規定する「児童を一時的に保護する施設」を含む場合に限る。)	

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備 考
(6) 項ハ(4) 障害児施設	児童発達支援センター 児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設） 児童発達支援を行う施設 放課後等デイサービスを行う施設	1 児童発達支援センターとは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供するための施設で、医療型児童発達支援センターにあっては併せて治療を行う施設をいう。（児童福祉法第43条） 2 児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所させ又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（児童福祉法第43条の2） 3 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（児童福祉法第6条の2の2第2項） 4 放課後等デイサービスを行う施設（前1の児童発達支援センター以外のものをいう。）とは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。（児童福祉法第6条の2の2第4項）		
(6) 項ハ(5) 障害者施設	身体障害者福祉センター 障害者支援施設（(6)項ロ(5)に掲げるものを除く） 地域活動支援センター 福祉ホーム 生活介護を行う施設 短期入所を行う施設（(6)項ロ(5)に掲げるものを除く） 自立訓練を行う施設 就労移行支援を行う施設 就労継続支援を行う施設 共同生活援助を行う施設（(6)項ロ(5)に掲げるものを除く）	1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。 2 障害者支援施設については、前(6)項ロ(5)参照。（6)項ロ(5)に掲げるものを除くとは障害支援区分4以上のものが定員のおおむね8割以下のものをいう。 3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。（障害者総合支援法第5条第25項） 4 福祉ホームとは、現に住所を求めている障害者につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。（障害者総合支援法第5条第26項） 5 生活介護を行う施設とは、常時介護を要する障害者につき、通所することにより主として昼間において、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上必要な支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な便宜を供与するための施設をいう。（障害者総合支援法第5条第7項） 6 短期入所を行う施設については、前(6)項ロ(5)参照。（6)項ロ(5)に掲げるものを除くとは障害支援区分4以上のものが定員のおおむね8割以下のものをいう。 7 自立訓練を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。（障害者総合支援法第5条第12項） 8 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者に生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。（障害者総合支援法第5条第13項） 9 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。（障害者総合支援法第5条第14項） 10 共同生活援助を行う施設については、前(6)項ロ(5)参照。（6)項ロ(5)に掲げるものを除くとは障害支援区分4以上のものが定員のおおむね8割以下のものをいう。	障害者グループホーム（(6)項ロ(5)を除く）	1 「(6)項ロに掲げるものを除く」について、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、区分単位ごとに判定する必要があること。 2 共同生活援助のサテライト型住宅については、(5)項ロと扱う。 ※(5)項ロの備考7参照

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備 考
(6) 項二	幼稚園 特別支援学校	1 幼稚園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。(学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条) 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。(学校教育法第72条)	幼稚園型認定こども園 特別支援学校(盲学校、ろう学校、養護学校)	1 幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわらず、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。幼児とは、満1歳から小学校就学の始期に達するまでのものをいう。(児童福祉法第4条) 2 小学校、中学校等に置かれる特殊学級は独立棟でも本項に該当せず、(7)項として扱う。
(7) 項	小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 高等専門学校 大学 専修学校 各種学校 その他これらに類するもの	1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。(学校教育法第29条) 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。(学校教育法第45条) 3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。(学校教育法第49条の2) 4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。(学校教育法第50条) 5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。(学校教育法第63条) 6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。(学校教育法第115条) 7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。(学校教育法第83条) 8 専修学校とは、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。(学校教育法第124条) 9 各種学校とは、前1から6までに掲げる学校以外のもの学校教育に類する教育を行う学校をいう。(他の法令で定めるものを除く。)(学校教育法第134条) 10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う学校をいう。	学校と同一敷地内の講堂、体育館、図書館、研究所、学校給食施設、特定の者が利用する食堂及び売店 ※ 倉庫、駐車場、宿舍等は独立的な性格を有するため(7)項とは扱わない。 ※ 電気室、ボイラー室、トイレ等は常に(15)項としてとらえ得るため(7)項とは扱わない。 看護専門学校 美容学校 予備校(115.7㎡以上のもの) 消防大学校 自治大学校 気象大学校	1 学校教育法では、専修学校は修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が40名以上であり、校舎面積が130㎡以上とされている。 2 学校教育法では、各種学校は校舎面積が原則として115.7㎡以上とされている。利用者が少人数で、学校の形態を有しない、延べ面積115.7㎡未満の学習塾、そろばん塾、編物教室、料理教室等は(15)項として取扱う。 3 放課後児童クラブ(児童保育)とは保護者が昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの(児童福祉法第6条の3第2項)であり、本項ではなく(15)項として取扱う。
(8) 項	図書館 博物館 美術館 その他これらに類するもの	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し又は保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館、美術館とは、歴史、美術、民族、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、図書館、博物館等と同等のものをいう。	郷土館 記念館 文芸館 科学館 画廊(物品販売を伴うものを除く) 作品発表会場 神社等の宝物殿	1 学校敷地内の図書館は(7)項として扱う。 2 絵画、写真、生花等の作品発表会場として使用する施設は本項に該当する。 3 神社、寺院等においてその所蔵品等を展示して公衆の観覧に供する施設は、宝物殿として独立棟であるなどその独立性が強いときは本項に該当する。

項	用 途	定 義	具体的な施設例	備 考
(9) 項イ	公衆浴場の内、蒸気浴場、熱気浴場 その他これらに類するもの	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、浴場業（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（風営法第2条第6項第1号）	サウナ風呂 かま風呂 岩盤浴 ソーブランド	1 公衆浴場とは、公衆浴場法に規定する温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。 2 近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用しているものは含まれない。（(9)項ロにおいて同じ。）
(9) 項ロ	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場とは一般公衆浴場をいう。	銭湯 潮湯 鉱泉浴場 砂湯 米ぬか浴 酵素風呂 蒸風呂	1 一般公衆浴場とは温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるもの。 2 主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場があるものは、全体を本項として取扱うこと。
(10) 項	車両の停車場 船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶若しくは航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限定されるものであること。	鉄道駅舎 バスターミナル 大栈橋 船舶発着ターミナル 空港施設	1 旅客の乗降等の利用がない、貨物駅及び貨物ふ頭については本項に含まれない。 2 改札外の店舗等については、駅舎の従業員専用のものに限り、駅舎に機能的に従属する用途に供される部分とし、その他従業員以外の者が利用するものについては、それぞれの用途として取扱うこと。 3 駅舎広場及び通路については、駅舎と店舗等の共用部分として取扱うこととし、面積の算定についてはそれぞれの用途に按分すること。
(11) 項	神社 寺院 教会 その他これらに類するもの	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。	本殿 幣殿 拝殿 社務所 本堂 客殿 礼拝堂 聖堂 ※ 宝物殿は(8)項	1 一般的に宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に定める宗教団体の施設が該当する。 2 結婚式の披露宴会場及び宿泊施設で、独立性の高いものは本項に該当しない。 3 礼拝堂及び聖堂は、規模形態にかかわらず本項に該当する。 4 庫裡は本項として扱うが、檀家のための集会施設として使用していない場合等、専ら僧侶の居住の用に供する場合は、一般住宅部分と扱うことができるものとする。
項	用 途	定 義	具体的な施設例	備 考

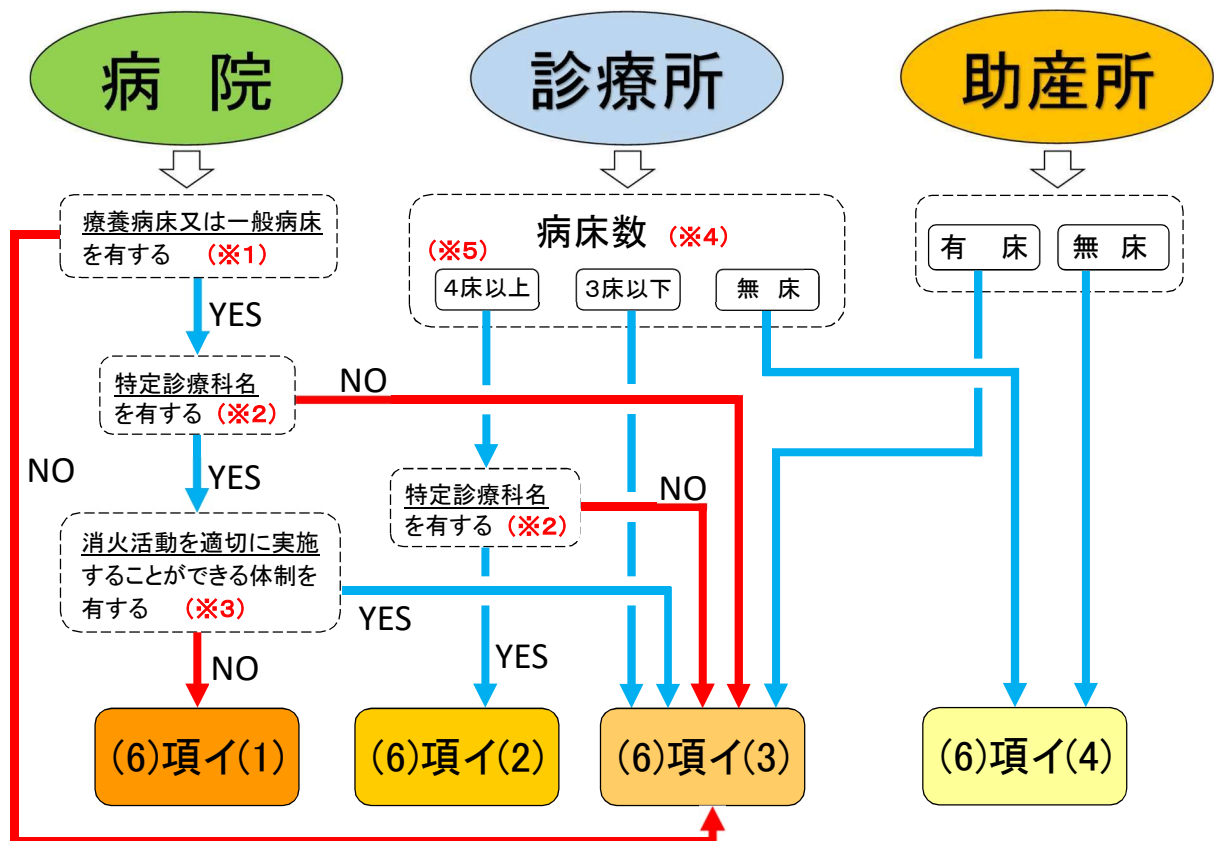
(12) 項イ	工場 作業場	1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。 2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。 ※ 工場敷地内の独立棟の取扱い (1) 体育館（観客席有、一般開放なし） …(15)項 (2) 工場従業員厚生施設（食堂、売店等） …(15)項 (3) 工場で製造する製品の研究棟 …(12)項イ (4) 電気室棟、ボイラー室棟 …(15)項 (5) 倉庫棟 …(14)項 (6) 車庫 …(13)項イ (7) 宿舍 …(5)項ロ	製造所 宅配専門ピザ屋 給食センター（学校と敷地を異にするもの） 整備場	宅配便事業者の配送品を一時保管する集配センター、トラクターミナル等で、荷捌き以外に充てん、選別、ラッピング等の作業を伴うものは本項として取扱う。
(12) 項ロ	映画スタジオ テレビスタジオ	映画スタジオ、テレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。		ラジオスタジオは(15)項として取扱う。
(13) 項イ	自動車車庫 駐車場	1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を客待ち、荷待ち、貨物の積み下ろしのため駐車させ、または故障その他の理由により断続的に停車させる施設をいう。 ※ 原動機付自転車とは、道路運送車両法第 2 条第 3 項に定めるもので、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 1 条に示すもの ア 内燃機関を原動機とするものであって、2 輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その総排気量は、125cc 以下、その他のものにあっては 50cc 以下 イ 内燃機関以外のものを原動機とするものであって、2 輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その定格出力は 1.0kW 以下、その他のものにあっては 0.6kW 以下	ゴルフカート（液体可燃物を燃料とするものに限る。）の格納庫	1 駐輪場の内、自転車及び原動機付自転車を保管する駐輪場は(15)項、オートバイを保管する場合は本項として取扱う。 2 営業用又は自家用を問わない。 3 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は本項に含まない。 4 同一敷地内の一般住宅に付属する車庫は防火対象物に該当しない。
(13) 項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		単なる格納だけでなく、運行上必要最小限度の整備のための作業施設が附設するものを含め全体を本項として取扱う。
(14) 項	倉庫	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう	集配センター	1 宅配便事業者の配送品を一時保管する集配センター、トラクターミナル等は、付随する荷捌場を含め本項として取扱う。 2 個人の住宅に付属する物置で個人の私生活の用に供されるものは防火対象物に該当しない。 3 農家の農作物、農機具等の収納舎は防火対象物に該当しない。
項	用 途	定 義	具体的な施設例	備 考

(15) 項	前各項に該当しない事業場	前各項に該当しない事業場とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外のものをいう。	官公署 銀行 事務所 保健所 理容室、美容室 ラジオスタジオ 発電所、変電所 ごみ焼却場 火葬場 写真館 動物園、水族館 動物病院 納骨堂 駐輪場 はり灸院接骨院 職業訓練施設 宿泊施設のない研修所 研究所 エステティック店 クリーニング取次店 温室 電車車庫 卸売市場 畜舎 ゴルフ練習場 スイミングスクール バッティングセンター エアロビクススタジオ 自動車教習所 場外馬券売場 レンタルルーム（宿泊、飲食を含まないもの） モデル住宅 放課後児童クラブ 地区公民館 コンテナ型データセンター 子育てサロン 里親支援センター（相談のみ）	1 事業場とは、営利的・非営利を問わず、事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。 2 観覧席を有しない体育館・スポーツ施設は本項として取扱う。 3 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物は本項として取扱う。（ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、PRセンター等） 4 地区の集会所の内、利用者が原則として地域住民である地域の集会所については本項として扱う。 5 (2)項に含まれない日本舞踏場、バレエ教習場等は本項として取扱う。 6 (7)項に含まれない115.7㎡未満の塾、教室等は本項として取扱う。 7 (8)項に含まれない博覧会場、物産会場等は、本項として取扱う。 8 葬儀場は(1)項ロとして取扱う。 9 宿泊施設のない研修所は本項として取扱う。 10 保健所は地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって(6)項イ(4)に含まれず、(15)項と取扱う。 11 自衛隊敷地内の独立棟は、昭和53年6月27日消防予第113号を参考とする。
(16) 項イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	複合用途防火対象物とは、一の防火対象物で異なる2以上の用途のうちに(1)項から(15)項までのいずれかに該当する用途部分が含まれる防火対象物をいい、本項は、その一部に特定用途防火対象物（(16)項イ、(16)の2)項を除く。）の用途を含むものをいう。		同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された用途に供されるものが、同一の防火対象物に存するものにあつては(16)項として取扱う
(16) 項ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	本項は、その一部に特定用途防火対象物（(16)項イ、(16)の2)項を除く。）の用途を含まない複合用途防火対象物をいう。		同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された用途に供されるものが、同一の防火対象物に存するものにあつては(16)項として取扱う
項	用 途	定 義	備 考	

(16の2)項	地下街	地下街とは、法第8条第1項に規定する地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。本項に存する(1)項から(16)項までの用途に掲げる用途に供される建築物は、本項の部分とみなす。	1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が 存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、本項に含む。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分で床面積に参入するものとする。ただし、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特防火戸がある場合は、当該特防火戸の線で囲まれた部分までとすることができる。 3 地下街の同一階層の地下鉄道部分（改札室、事務所等）は、本項に含まれない。
(16の3)項	準地下街	準地下街とは建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）をいう。本項に存する(1)項から(16)項までの用途に掲げる用途に供される建築物又はその部分は、本項の部分であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもある。	1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10m（10m未満の場合は当該距離）以内の部分とする。 2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離 20m を越える場合は、当該建築物の地階等は含まない。 3 建築物の地階が建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 123 条第 3 項第 1 号に規定する附室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まない。 4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に政令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取扱う。 5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式（2 段降下式のものを含む。）の特防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取扱わない。
(17)項	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物	(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項まで掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。 1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいえない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 3 重要有形民族文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いものをいう。 5 重要な文化財とは、重要文化財、重要民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。	本項の防火対象物は、建造物に限られるものではなく、建造物とは土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれる。
項	用 途	定 義	備 考

(18) 項	延長 50m 以上のアーケード	アーケードとは、日よけ、雨よけ等のため路面上に連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物の施設をいう。	1 夏季に仮設的の設けられる日よけは、本項に含まない。 2 アーケードの延長は、屋根の中心線で測定する。
(19) 項	市町村長の指定する山林	山林とは、単に山岳山林に限定されるものではなく、森林、原野及び荒蕪地（荒地）が含まれる。	
(20) 項	総務省令（省令第 5 条第 10 項）で定める舟車	総務省令で定める舟車は、法第 2 条第 6 項に規定する船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 2 条第 1 項（船舶の所要施設）の規定を適用しない船舶、端舟はしけ、被曳船その他の舟及び車両のうち、次に掲げる舟及び車両とする。（省令第 5 条第 10 項） ア 総トン数 5 トン以上の舟で、推進機関を有するもの イ 鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 号）、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）若しくは道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）又はこれらに基づく命令の規定により消火器具を設置することとされる車両	1 船舶安全法第 2 条第 1 項の規定が適用されない船舶のうち 次のものが本項に含まれる。 (1) 船舶安全法第 2 条第 2 項に規定する船舶 ア 災害発生時のみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの イ 係船中の船舶 ウ 告示（昭和 49 年運輸省告示第 353 号）で定める水域のみを航行する船舶 (2) 船舶安全法第 32 条に規定する総トン数 20 トン未満の漁船で専ら本邦の海岸から 12 海里以内の海面又は内水面において従業するもの 2 鉄道営業法、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）及び軌道法に基づく消火器具を設置しなければならないものは次に掲げる場所が該当する。 (1) 鉄道運転規則（昭和 62 年運輸省令第 15 号）第 51 号で定める機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務員が執務する車室を有する貨物車 (2) 新幹線鉄道運転規則（昭和 39 年運輸省令第 71 号）第 43 条で定める旅客用電車の客室若しくは通路又は運転室 (3) 軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号）第 37 条で定める車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い又は荷扱いのため乗務する係員の車室 3 道路運送車両法に基づく消火器具を設置しなければならない自動車は道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条で定める次に掲げるものが該当する。 (1) 火薬類（火薬にあつては 5kg、猟銃雷管にあつては 2,000 個、実砲、信管又は火管にあつては 200 個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (2) 危政令別表第 3 に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (3) 道路運送車両の保安基準別表第 1 に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (4) 150kg 以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） (5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車 (6) 放射性輸送物等、核燃料輸送物等又は核分裂性輸送物等を運搬する自動車のうち、道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準第 47 条第 1 項第 6 号に該当する自動車 (7) 乗車定員 11 人以上の自動車 (8) 乗車定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車

(6) 項イ用途判定フローチャート



※1 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床をいう。

※2 内科、整形外科、リハビリテーション科その他次に掲げるもの以外

(1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科

(2) (1)に掲げる診療科名と医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項を組み合わせた名称

(3) 歯科

(4) 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称

※3 次のいずれにも該当する体制を有するものをいう。

(1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制

(2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制

【補足】

・(1)の「職員の数」とは、1日の中で最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とする。

・「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいう。原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者はこの限りでない。

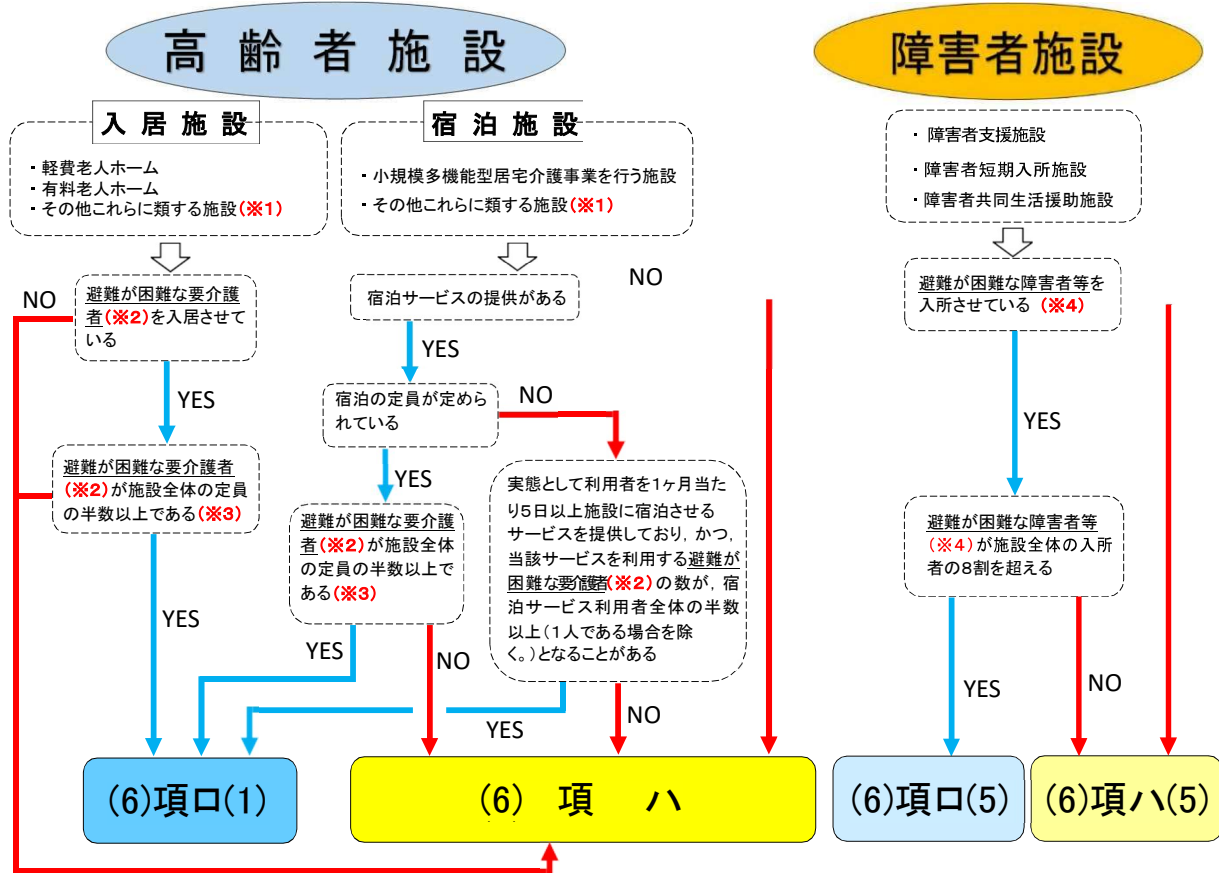
・「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいう。

※4 医療法第7条に規定する病床数（以下「許可病床数」という。）をいう。

※5 許可病床数が4人以上であっても、1日平均入院患者数（1年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。）が1未満のものにあっては、令別表第1(6)項イ(2)に規定する「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えない。

(6) 項口及びハ用途判定フローチャート

(利用実態等により項目判定が必要なもの)



※1 「その他これらに類する施設」とは、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設をいう。なお、「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含む。

※2 「避難が困難な要介護者」とは、規則第5条第5項に規定する区分に該当する者（介護保険法第7条第1項に定める要介護状態区分が3以上の者）をいう。

※3 利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合は、過去1年間において最も利用者が多かった連続3ヶ月の日数を元に入所若しくは入居又は宿泊の延べ人数のうち避難が困難な要介護者の数の割合により判断すること。

【計算例】

	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	～	9/30	
居室 1	3	3	3	3	2	～	3	
居室 2	4	1	2	4	1	～	3	
居室 3	2	4	4	3	4	～	1	
居室 4	1	5	2	3	4	～	4	
居室 5	0	3	1	3	3	～	5	
居室 6	3	4	0	1	2	～	5	
居室 7	2	3	4	2	0	～	空	
居室 8	空	3	3	2	0	～	空	
居室 9	空	4	空	2	0	～	空	
合計数 (要介護区分3以上)	3	8	4	5	3	～	5	460

* 数字は入所者の要介護状態区分を示す。

$$460 \text{ (合計数)} \div 828 \text{ (9室} \times \text{92日)} = 0.55 \geq 0.5$$

※4 「避難が困難な障害者等」とは、規則第5条第7項に規定する区分に該当する者（障害者総合支援法第4条第4項に定める障害支援区分が4以上の者）をいう

2 各項に共通する事項

- (1) 同一敷地内に存する 2 以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて政令別表第 1 に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取扱うことができる。
- (2) 政令第 1 条の 2 第 2 項に規定する「2 以上の用途」は、政令別表第 1 に掲げる防火対象物の項を異にする場合のみならず、同一の項であってもイ、ロ、ハ又はニの細項目を異にする場合も含むものであること。

なお、(6) 項イにおける (1) から (4) までの区分及び (6) 項ロ及びハにおける (1) から (5) までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の細項目であり、便宜上、詳細な分類（以下「詳細分類」という。）を設けたものであるため、この詳細分類を異にすることをもって「2 以上の用途」とすべきではなく、複合用途防火対象物として取扱うものではないこと。（平成 27 年消防予第 80 号問 1）
- (3) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。
- (4) 政令第 1 条の 2 第 2 項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」ものとは、次のア又はイに該当するものとする。（昭和 50 年消防予第 41 号、消防安第 41 号）

ア 機能従属

政令別表第 1（1）項から（15）項までに掲げる防火対象物（以下「政令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、第 2 表（A）欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる同表（B）欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下この項において「従属的な部分」という。）で次の（ア）から（ウ）までに該当するもの。

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有するものと同一であること。

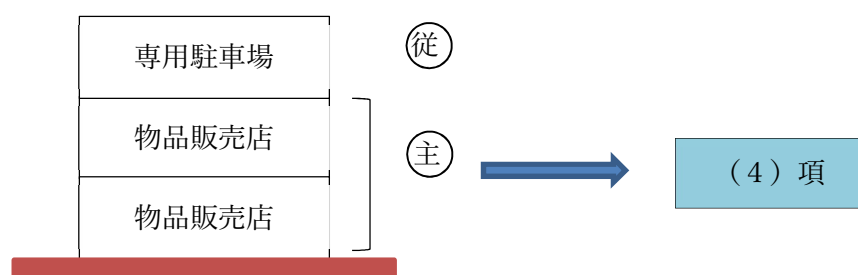
(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。すなわち、従属的な部分の利用時間が、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

なお、(ア) から (ウ) までの運用については第 1－1 表を参考とすること。

第 1－1 表 機能従属

条件	左欄の運用
ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。	主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分（ショッピングセンター、パチンコ店等に従属する駐車場を除く。）の面積より大きい部分をいう。 固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であること。
イ 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。	従属的な部分は、主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの、主用途部分を利用する者の利便を目的としたもの、その他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するものであること。 (1) 従属的な部分は、主用途部分から通常利用に便なる形態を有していること。 (2) 従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。
ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のため延長時間を含む。）とほぼ同一であること。



第2表 防火対象物の区分詳細

区分	(A)主用途部分	(B)機能従属部分
(1) 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローク、展示博物室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール
(1) 項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用する。	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、展示博物室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場
(2) 項イ	客室、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク
(2) 項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、談話室、バー、サウナ室、体育館
(2) 項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店、クローク
(2) 項ニ	客席、客室、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー、事務室、倉庫	厨房、専用駐車場、シャワー室
(3) 項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー
(3) 項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン庫	専用駐車場、結婚式場、託児室、音楽室、サウナ室、会議室
(4) 項	売り場、荷捌き室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、託児室、写真室、遊技場、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室、催物場（展示博物室を含む。）、貸衣装室、料理・美容等の生活教室、現金自動支払機室
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、調理室、理容室、診療室、図書室、喫茶室、宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室
(5) 項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室 来客用宿泊室（旅館業法の適用のないもの）
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム、臨床研究室（同一棟の看護師宿舎は(5) 項ロ、看護学校は(7) 項として扱う。）
(6) 項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、浴室、洗濯室、リネン室、物置、管理人室、事務室	売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、美容室、理容室、ティールーム
(6) 項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、浴室、洗濯室、リネン室、物置、管理人室、事務室	売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、美容室、理容室、ティールーム

区分	(A)主用途部分		(B)機能従属部分
(6)項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室		食堂、売店、専用駐車場、音楽教室、学習塾
(7)項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室		食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場、学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びPTA事務室
(8)項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、鑑賞室		食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、事務室
(9)項イ	脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室		食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室、有料洗濯室
(9)項ロ	脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室		食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、有料洗濯室
(10)項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護所		食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、専用駐車場、理容室、両替所
(11)項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂		食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書館、研修室、宴会場、厨房、結婚式場、娯楽室、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）
(12)項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室		食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室、託児室、診療室、浴室
(12)項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室		食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ、クロック、事務室
(13)項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室		食堂、売店、事務室、専用駐車場
(13)項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室		食堂、売店、事務室、専用駐車場
(14)項	物品庫、荷捌き室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）		食堂、売店、専用駐車場、展示場
(15)項	事務所、金融機関、官公署、研究所	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。）	食堂、売店、喫茶室、体育館、理容室、専用駐車場、診療室、展示室、展望施設
	新聞社	事務室、休憩室、会議室、ホール	食堂、売店、喫茶室、談話室、ロビー、診療室、図書室、専用駐車場、旅行案内室、法律・健康等の相談室
	研修所	事務室、教室、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場
	観覧席を有しない体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場、映写室、図書室、集会室、展示博物館

イ みなし従属

主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の 90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300 m²未満である場合における当該独立した用途に供される部分（政令別表第 1（2）項ニ、（5）項イ、（6）項イ(1)から(3)まで若しくは（6）項ロに掲げる防火対象物又は（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分（以下「（6）項ロ等」という。）を除く。）は、従属的な部分を構成すると認められる。

この場合、「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」として、（6）項ロ等と（6）項ロ等以外（（6）項ロ等以外の特定用途に供される防火対象物をいう。）の部分が混在する場合にあつては、（6）項ロ等以外の部分については主用途部分に「従属的な部分を構成すると認められる部分」として取扱い、（6）項ロ等の部分は独立した用途として扱うものであること。

また、共用される部分の床面積の按分は、次によること。

（ア）各階の廊下、階段、エレベータシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

（イ）防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

（ウ）防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

例 「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」が（６）項口等以外

3 F	(15)項	1,000 m ²	
2 F	(15)項	1,000 m ²	
1 F	(15)項	800 m ²	(4)項 200 m ²
地階	機械室	500 m ²	

→ (15)項

《機械室以外の用途 (15)項 2,800 m² 93% (4)項 200 m² 7%》

機械室 500 m²をそれぞれの用途で按分し、用途ごとの面積算定をする。

(15) 項 500 m ² × 0.93 = 465 m ² (4) 項 500 m ² × 0.07 = 35 m ²	→	(15) 項 3,265 m ² 93% (4) 項 235 m ² 7%
--	---	--

主用途 (15) 項が 90%以上、かつ、独立用途 (4) 項 300 m²未満。
よって (15) 項として取扱う。

例 「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」が、（６）項口等の場合

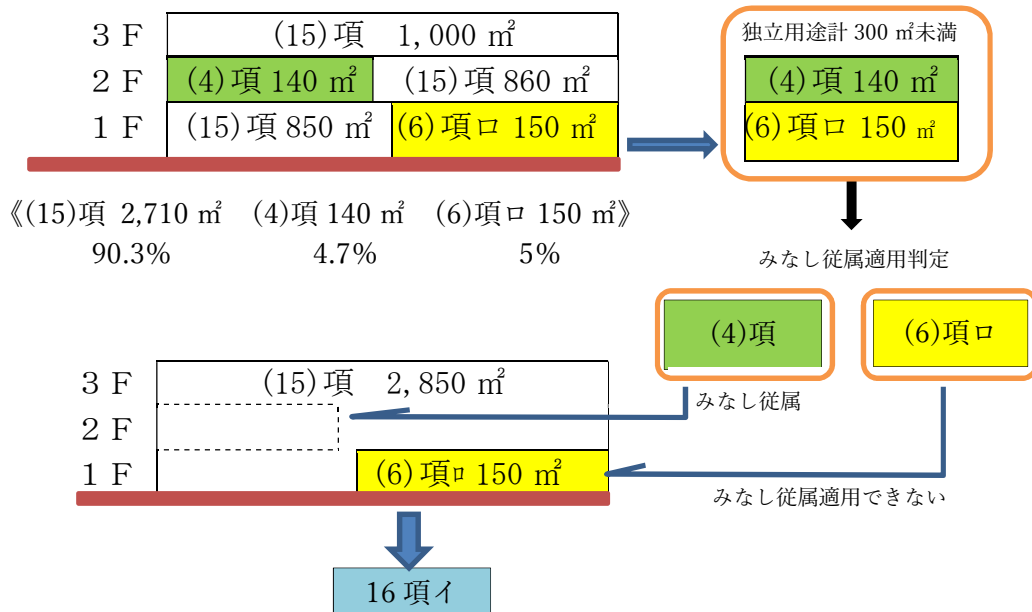
3 F	(15)項	1,000 m ²	
2 F	(15)項	1,000 m ²	
1 F	(15)項	800 m ²	(6)項口 200 m ²

→ (16)項イ

10%未満

(6)項口等は、みなし従属適用できない。よって(16)項イとして取扱う。

例 「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」に、（６）項口等と（６）項口等以外の部分が混在する場合

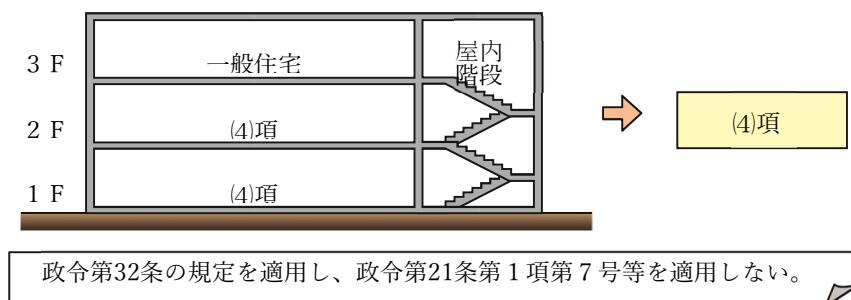


(5) 一般住宅（個人の住宅の用に供されるもので、寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものという。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取扱うものであること。（昭和 50 年消防予第 41 号、消防令第 41 号）

ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計より小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m²以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、当該防火対象物は政令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。令別表防火対象物の用途が 2 以上存し、かつ、一般住宅部分が混在する場合(前(1)に該当する場合を除く。)、最初に一般住宅部分を除き令別表防火対象物で用途を判定する。その結果、単項となった場合、当該単項部分と一般住宅部分とで判定する。一方、複合用途となった場合は、当該複合用途と一般住宅の複合用途とすること。

なお、一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとなる場合であって、当該一般住宅の用途に供される部分のみが政令第 4 条の 2 の 2 第 2 号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段（屋外階段、特別避難階段又は消防庁長官が定める階段を除く。）が 1 であっても、当該防火対象物は、政令第 32 条の規定を適用して、政令第 21 条第 1 項第 7 号並びに省令第 23 条第 4 項第 7 号へかっこ書き及び第 27 条第 1 項第 1 号の規定の適用を受けないものであること。



ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m²を超える場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

エ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

(ア) 一般住宅は、2、(4)、アで定める従属的な部分に含まれないものであること。

(イ) 一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象物の床面積の合計とで用途を決定すること。

判 定			例 示	項
ア	住宅 > 政令別表項 で 50 m²以下 のもの	住宅 政令 ≦50 m²	一般住宅	
イ	住宅 < 政令別表項	住宅 政令	政令別表項 (単項)	
	住宅 < 政令別表項 政令別表項	住宅 政令 政令	複合用途 (住宅と政令)	
ウ	住宅 > 政令別表項で 50 m²超えの もの	住宅 政令 >50 m²	複合用途 (住宅と政令)	
エ	住宅 ≒ 政令別表項	住宅 政令	複合用途 (住宅と政令)	

(6) 複合用途防火対象物の取扱い

政令別表第1(16)項に掲げる複合用途防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、特定用途に供される部分が存するものであっても、同表(16)項口に掲げる防火対象物として取扱うものであること（(6)項口等に掲げる防火対象物が存する部分を除く。）。

この場合、特定用途に供される部分は、当該特定用途に供される部分以外の用途に供される部分の床面積に応じ按分するものであること。

ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%未満であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

例

3 F	(5) 項口	1,000 ㎡	
2 F	(5) 項口	1,000 ㎡	
1 F	(15) 項	800 ㎡	(4) 項 200 ㎡

→ (16) 項口

《(5) 項口 2,000 ㎡ 67% (15) 項 800 ㎡ 27% (4) 項 200 ㎡ 7%》

特定用途部分が、ア及びイに該当することから(16)項口として取扱い、

(4) 項部分を(5) 項口と(15) 項の床面積に応じて按分し、

・ (5) 項口 $2,000 + 200 \times (2,000 \div 2,800) = 2,143 (\text{㎡})$

・ (15) 項 $800 + 200 \times (800 \div 2,800) = 857 (\text{㎡})$

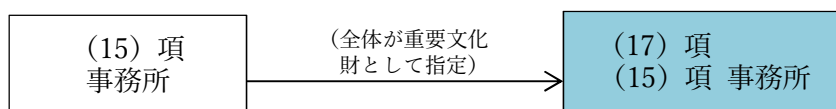
(5) 項口 2,143 ㎡と(15) 項 857 ㎡の複合用途防火対象物(16)項口として取扱う。

(7) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに2、(4)、イ及び前(6)を適用するものであること。

(8) 重要文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規

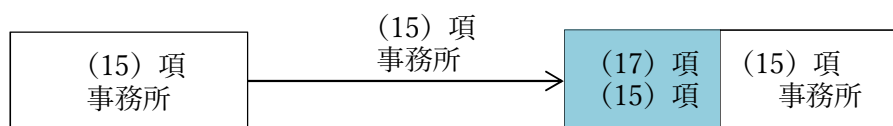
定によって重要美術品として認定されたものをいう。以下同じ。) として指定された建築物の取扱いには次によること。

ア 政令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が重要文化財に指定された場合は、指定された時点で (17) 項に掲げる防火対象物である他、 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。



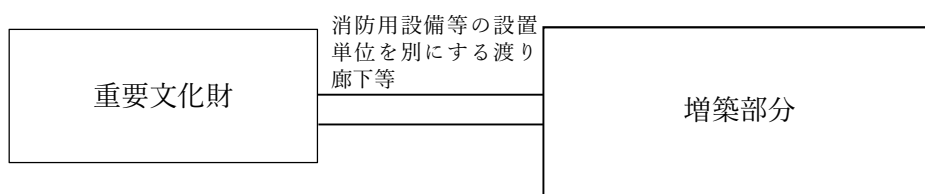
イ 政令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分の一部が重要文化財として指定された場合は、指定された部分は (17) 項の防火対象物である他、 (1) 項から (16) 項までの防火対象物又はその部分であること。

従って、防火対象物全体は (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物である他、 (17) 項の部分を含む複合用途対象物として取扱うこと。



ウ 重要文化財として指定されている防火対象物に政令別表第 1 (1) 項から (16 の 2) 項までに掲げる防火対象物を増築 (法第 17 条の 2 の 5 第 2 項に該当) した場合は、現行基準に適合する必要があること。

なお、重要文化財として指定された部分の消防用設備等については、政令第 32 条の適用若しくは第 3 章第 1 「消防用設備等の設置単位」の適用について考慮する。



- (9) 高架工作物（高架の鉄道又は跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物内をいう。）の下に設ける政令別表第 1 に掲げる防火対象物に付随する駐車の用に要する部分で、柵又は塀で区画された部分は、政令別表第 1 (13) 項イとして取扱うこと。
- (10) 法第 10 条第 1 項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）は、その利用形態により、政令別表第 1 のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (11) 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第 8 条に定める区画の有無を考慮しないものであること。
- (12) 仮設建築物は、政令別表第 1 に掲げる防火対象物の用途に該当するものであること。
- (13) 未使用部分をスケルトン状態（内装仕上げや設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。）のままで、防火対象物の他の部分の使用を開始する場合の当該スケルトン状態の部分の用途については、原則として事前に計画されていた用途によること。
- スケルトン防火対象物（スケルトン状態の部分の有する防火対象物をいう。）の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定することに伴い、従前のスケルトン状態から用途が変更される場合には法第 17 条の 3 の規定が適用されること。（平成 12 年消防予第 74 号）
- (14) 休業中の防火対象物については、法第 17 条及び法第 17 条の 3 の 3 の適用を受けないものであること。（昭和 50 年消防安第 65 号）

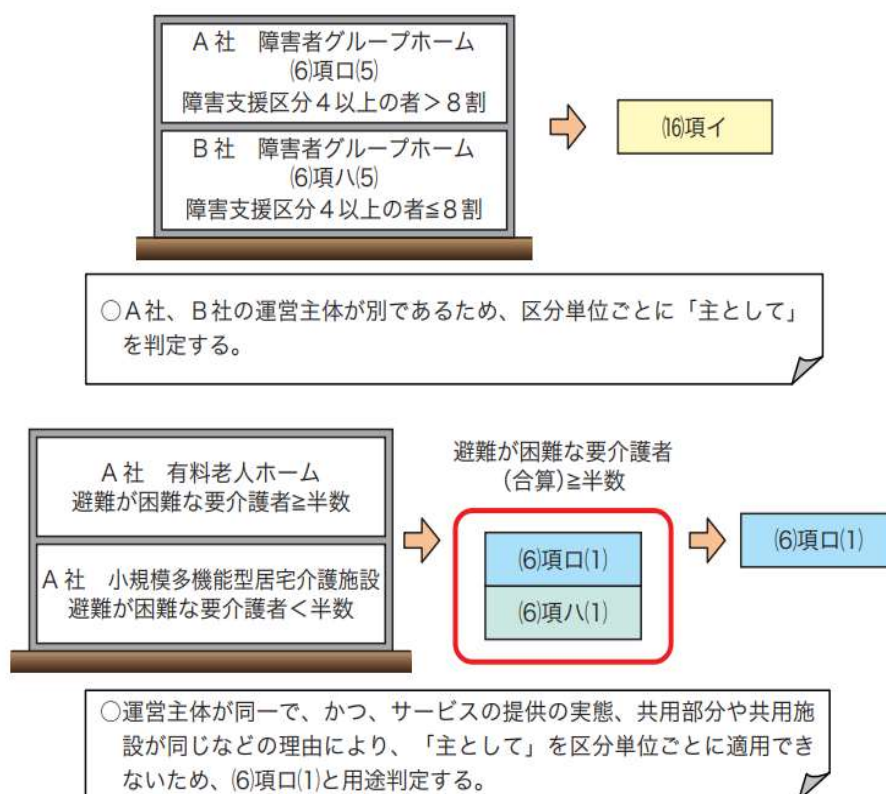
3 区分単位の取扱い

- (1) 平成 25 年政令第 88 号の改正による政令別表第 1 (6) 項ロ及び (6) 項ハの見直しは、社会福祉施設等の態様の多様化により、軽費老人ホームや小規模多機能型居宅介護を行う施設等で、火災発生時に自力で避難することが困難な要介護者の入居若しくは宿泊が常態化しているもの又は福祉関係法令に位置づけられないもので、要介護者に入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの若しくは乳児若しくは幼児等の保育所に類似のサービスを

提供するものなどがあることからこれらの消防法上の位置づけを明確化したものであること。(平成 26 年消防予第 81 号)

(2) 一の防火対象物に複数の同一業態の政令別表第 1 (6) 項ロ若しくは (6) 項ハに掲げる防火対象物である社会福祉施設が存する場合、施設又は事業の名称から一律に (6) 項ロ若しくは (6) 項ハとすることなく、入居者等の特性(「主として」)による判定基準を伴うものについては、単に施設名称又は当該用途が存する階が異なる等の外形的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、それぞれの運営主体、事業形態及びサービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受入れ体制等の実態等から事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上で、区分できる単位(以下「区分単位」という。)ごとに用途の判定を行うものであること。

関係者に対しては、利用実態が変化した場合に用途区分が変更されることが考えるため消防用設備等の設置について、法第 17 条の 3 の趣旨を十分に説明し、あらかじめ必要な対応を促すこととする。(平成 26 年消防予第 81 号、平成 27 年消防予第 80 号)



(3) 政令別表第1(6)項ロは、自力避難が困難な者が主として入所若しくは入居又は宿泊する社会福祉施設等、(6)項ハは、(6)項ロ以外の施設で、自力避難が困難な者が利用する可能性があることに加え、自力避難が困難とは言いがたいものの、避難にあたり一定の介助が必要とされる高齢者、障害者等が利用する蓋然性が高い社会福祉施設等をそれぞれ規定するものである。また、政令別表第(6)項ロ及び(6)項ハの「その他これらに類するとして総務省令で定めるもの」を定める省令第5条に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。(平成26年消防予第81号)

(4) 政令別表第1(6)項ロ(1)に規定する「避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるもの」については、次のアからウによるものとする。
(平成26年消防予第81号)

ア 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、省令第5条第3項に規定する要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第3号から第5号までに掲げる区分に該当する要介護状態区分3以上の者(以下「避難が困難な要介護者」という。)の割合が、施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断すること。

イ 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」とは、実態として複数の要介護者を随時若しくは継続的に施設に宿泊させるサービスの提供が常態化し、当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、利用者全体の半数以上であることを判断の目安とすること。

ウ 入所若しくは入居又は宿泊の状況について、利用者が比較的短期間に入れ替わる等の事情により用途が定まらない場合には、施設の定常的な状態として、3箇月程度以上の一定期間の実績による平均的な状況を確認することなどにより対応すること。

- (5) 政令別表第1(6)項ロ(5)に規定する「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」は、次のよるものとする。(平成26年消防予第81号、平成26年消防予第118号)

「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、省令第5条第5項に規定する障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号から第7号までに掲げる区分に該当する障害支援区分4以上の避難が困難な障害者等(以下「避難が困難な障害者等」という。)が概ね8割を超えることを原則としつつ、障害支援区分認定を受けていない者にあつては、障害支援区分の認定基準を参考としながら福祉部局と連携の上、当該者の障害の程度を適切に判断すること。

- (6) 政令別表第1(6)項ロ(2)、(4)、(5)に規定する介助がなければ避難できない者を主として入所させるものについては、次のア、イによるものとする。(省令第12条の3、平成26年消防予第118号、平成27年消防予第80号)

ア 政令第12条第1項第1号ハの規定は、政令別表第1(6)項ロ(2)、(4)、(5)の用途に供される部分の床面積を合計した延べ面積が275㎡未満のものについて、入所者特性に応じた例外規定を設けたものであり、入所者特性を踏まえた判定の基本的な単位となる区分単位ごとに適用し、判定する必要がある。(第1、2、(2)参照)

ただし、本規定は、従前からスプリンクラー設備の設置対象となっている延べ面積が275㎡以上のものについて、上記に従い区分単位ごとに判定し、部分的にスプリンクラー設備の設置義務を緩和することを認める趣旨ではない。

イ 「介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの」とは、次の(ア)、(イ)に該当する「介助がなければ避難できない者」が、概ね8割を超える施設をいう。

(ア) 乳児(生後1歳まで)、幼児(1歳から小学校に就学するまで)

(イ) 政令別表第1(6)項ロ(2)、(4)、(5)に規定する施設に入所する者
(5)にあつては障害支援区分4以上の避難が困難な障害者等に限る。)

のうち、下表の認定調査項目において塗りつぶした障害の状態のいずれかに該当する者

※ 障害支援区分の設定がない救護施設及び障害児入所施設における「介助がなければ避難できない者」に該当するかどうかの判断は、次の a、b による。

a 救護施設（6）項口(2)

原則として、障害支援区分の認定を受け、認定調査項目により確認するものであるが、これによらない場合においても都道府県は「避難の困難性」の内容を確認することから、各施設の介助がなければ避難できない者の人数に関する情報を施設関係者に確認し、判断する。

b 障害児入所施設（6）項口(4)

学齢期以上で、介護なしで通学又は日中活動支援への参加等のための外出ができていないかどうかの判断基準により確認する。都道府県により確認される各施設の「避難の困難性＝介助がなければ避難できない児童数」に関する情報を施設関係者に確認し、判断する。

障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令別表第 1（抜粋）

群	認定調査項目					
3	移乗	支援が不要	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	
3	移動	支援が不要	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	
6	危険の認識	支援が不要	部分的な支援が必要		全面的な支援が必要	
6	説明の理解	理解できる	理解できない		理解できているか判断できない	
8	多動・行動停止	支援が不要	まれに支援が必要	月に 1 回以上の支援が必要	週に 1 回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
8	不安定な行動	支援が不要	まれに支援が必要	月に 1 回以上の支援が必要	週に 1 回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要

※ 乳児、幼児、他塗りつぶした部分が 1 項目でも該当すれば「介助がなければ避難できない者」に該当し、入所者の概ね 8 割を超える場合は「介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの」に該当する。

(7) 政令別表第1 (6) 項口(1)及び(3)に掲げる部分(以下(6) 項口(1)等という。)と同表(6) 項口(2)、(4)及び(5)に掲げる部分(以下(6) 項口(2)等という。)が一の防火対象物に存する場合、(6) 項口(1)等及び(6) 項口(2)等ごとに政令第12 条第1 項第1 号ロ又はハの規定を適用するものである。

この場合、(6) 項口(2)等のうち同条第1 項第1 号ハに該当しない部分が一の防火対象物に存するものには、(6) 項口に掲げる防火対象物に供される部分の延べ面積が275 m²以上のものであっても、スプリンクラー設備の設置を要しない部分が存することとなる。(平成27 年消防予第80 号)

D社 障害者グループホーム 6 項口 (5) 250 m ² 障害支援区分4 以上、認定調査 項目で所定の項目に該当 > 8 割
E社 障害者グループホーム 6 項口 (5) 250 m ² 障害支援区分4 以上、認定調査 項目で所定の項目に該当 ≤ 8 割



運営主体が異なる等により区分単位ごとに判定できる場合は、スプリンクラー設備の要不要の判断において、「(6)項口(2)等」の床面積を合計しない。D 社は介助がなければ避難できない者を主として入所させるものに該当するため、スプリンクラー設備の設置を要し、E 社は要しない。

なお、運営主体は異なるが共用部分等が同一のため区分単位ごとに判定できない場合は、令第12 条第1 項第1 号ハにより、「(6)項口(2)等」の床面積の合計が275 m²以上のため、D 社 E 社ともにスプリンクラー設備を要する。

H社 救護施設 6 項口 (2) 200 m ² 障害支援区分の認定を受け、認定調査項目で所定の項目に該当 > 8 割
I社 障害者グループホーム 6 項口 (5) 200 m ² 障害支援区分4 以上、認定調査 項目で所定の項目に該当 ≤ 8 割



運営主体が異なる等により区分単位ごとに判定できる場合は、スプリンクラー設備の要不要の判断において、「(6)項口(2)等」の床面積を合計しない。H 社は介助がなければ避難できない者を主として入所させるものに該当するため、スプリンクラー設備を要し、I 社は設置を要しない。

なお、運営主体は異なるが共用部分等が同一のため区分単位ごとに判定できない場合は、令第12 条第1 項第1 号ハにより、「(6)項口(2)等」の床面積の合計が275 m²以上のため、D 社 E 社ともにスプリンクラー設備を要する。

F 社 障害者グループホーム 6 項ロ (5) 200 m ² 障害支援区分 4 以上、認定調査 項目で所定の項目に該当 ≤ 8 割
G 社 乳児院 6 項ロ (3) 200 m ²



「(6)項ロ(1)等」と「(6)項ロ(2)等」が一の防火対象物に存する。

政令第 12 条第 1 項第 1 号ロにより G 社にスプリンクラー設備を要し、同号ハにより、F 社は介助がなければ避難できない者を主として入所させるものに該当しないため、設置を要しない。

なお、スプリンクラー設備は詳細分類ごとに要不要を判断するが、項判定については、2.(2)より詳細分類を異にするのみのため複合用途防火対象物には該当しない。

(8) 通所と入所が混在する場合は、原則政令別表第 1 (16) 項イとして取扱うものとするが、両施設が建物内部で行き来できるなど、構造等に明確な区分がなく、入所者が通所施設等で介護サービスの提供を受けるような場合等は、(6) 項ロとして取扱うこと。

A 社 障害者グループホーム 障害支援区分 4 以上 > 8 割 6 項ロ (5)
B 社 障害者グループホーム 障害支援区分 4 以上 ≤ 8 割 6 項ハ (5)



16 項イ

運営主体が異なる等、A 社、B 社が区分単位ごとに「主として」を判定できる場合は 16 項イとする。

C 社 有料老人ホーム 要介護状態区分 3 以上 ≤ 5 割 6 項ロ (1)
C 社 軽費老人ホーム 要介護状態区分 3 以上 < 5 割 6 項ハ (1)



要介護 3 以上
(合算) ≥ 5 割



6 項ロ
(1)

運営が同一で、かつ、サービスの提供の実態、共用部分や共用施設が同じなどの理由により、「主として」を区分単位ごとに適用できないため 6 項ロ (1) とする。

4 届出住宅

届出住宅（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下この項において同じ。）第 3 条第 1 項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。以下この項において同じ。）については、次により取り扱うものであること。

（平成 29 年消防予第 330 号、平成 30 年消防予第 2 号）

なお、住宅宿泊事業法に基づく民泊は、新築か否かに関わらず、人の居住の用に供されている家屋で実施する必要がある、現に人の生活の本拠として使用されている家屋、入居者の募集が行われている家屋、随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋のいずれかに該当するものであって、事業の用に供されていないものであれば、人の居住の用に供されている家屋として取扱うものであること。

- （１）人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業法第 2 条第 4 項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下この項において同じ。）が不在とならない旨（住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）第 4 条第 3 項第 10 号に規定する旨をいう。以下この項において同じ。）の届出が行われた届出住宅（以下この項において「家主居住型住宅」という。）については、宿泊室（届出住宅のうち住宅宿泊事業法施行規則第 4 条第 4 項第 1 号チ(4)に規定する宿泊者の就寝の用に供する室をいう。以下この項において同じ。）の床面積の合計が 50 m²以下となる場合は、当該家主居住型住宅の部分は、住宅（消防法第 9 条の 2 に規定する住宅の用途に供される防火対象物（政令別表第 1 (5)項ロに掲げる防火対象物（寄宿舍、下宿、又は共同住宅）の部分を含む。）をいう。以下同じ。）として取り扱い、宿泊室の床面積の合計が 50 m²を超えるときは、当該家主居住型住宅の部分は、政令別表第 1 (5)項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものであること。

- （２）家主居住型住宅以外の届出住宅（以下この項において「家主不在型住宅」という。）については、政令別表第 1 (5)項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものであること。

(3) 一戸建ての住宅において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主居住型住宅又は家主不在型住宅の取り扱いは、当該一戸建ての住宅ごとに判断するものであること。

なお、同一敷地内の母屋と離れなどの複数棟の建築物を一の届出住宅として届出がされた場合にあっては、棟ごとで家主居住型住宅又は家主不在型住宅をそれぞれ判断するものであること。

(4) 共同住宅等（政令別表防火対象物、複合用途防火対象物及び長屋を含む。以下この項において同じ。）の複数の住戸において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主不在型住宅又は家主居住型住宅の取り扱いは、当該共同住宅等の住戸ごとに判断するものであること。

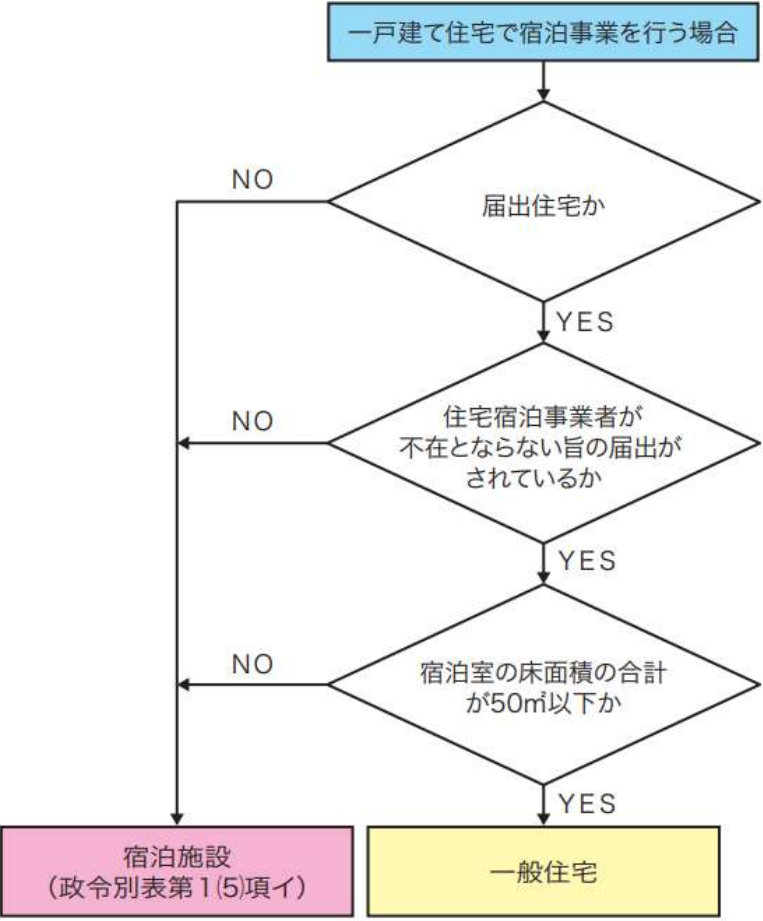
なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅ごとに用途区分判定をした上で、前1から3までにより棟ごとにその用途判定を行うこと。（第1図参照）

(5) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下この項において「40号省令」という。）を適用している防火対象物の住戸において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主不在型住宅又は家主居住型の取り扱いは、当該40号省令を適用している防火対象物の住戸ごとに判断し、届出住宅部分が政令別表第1(5)項イに該当する場合については、40号省令第2条第1号により入居ができるか否か及び新たな消防用設備等の設置の要否を判断すること。

(6) 届出住宅以外の防火対象物において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づく許可を受けた営業が行われる場合で、届出住宅と同様の利用形態となることが図面又は書類等により確認できるときは、
(1) から (5) までにより用途判定できるものとする。

(7) 宿泊室の床面積の取り扱い

届出住宅における宿泊室の床面積の算定方法は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とし、床の間、押し入れその他これらに類する部分は、宿泊室の床面積には含まれないものであること。

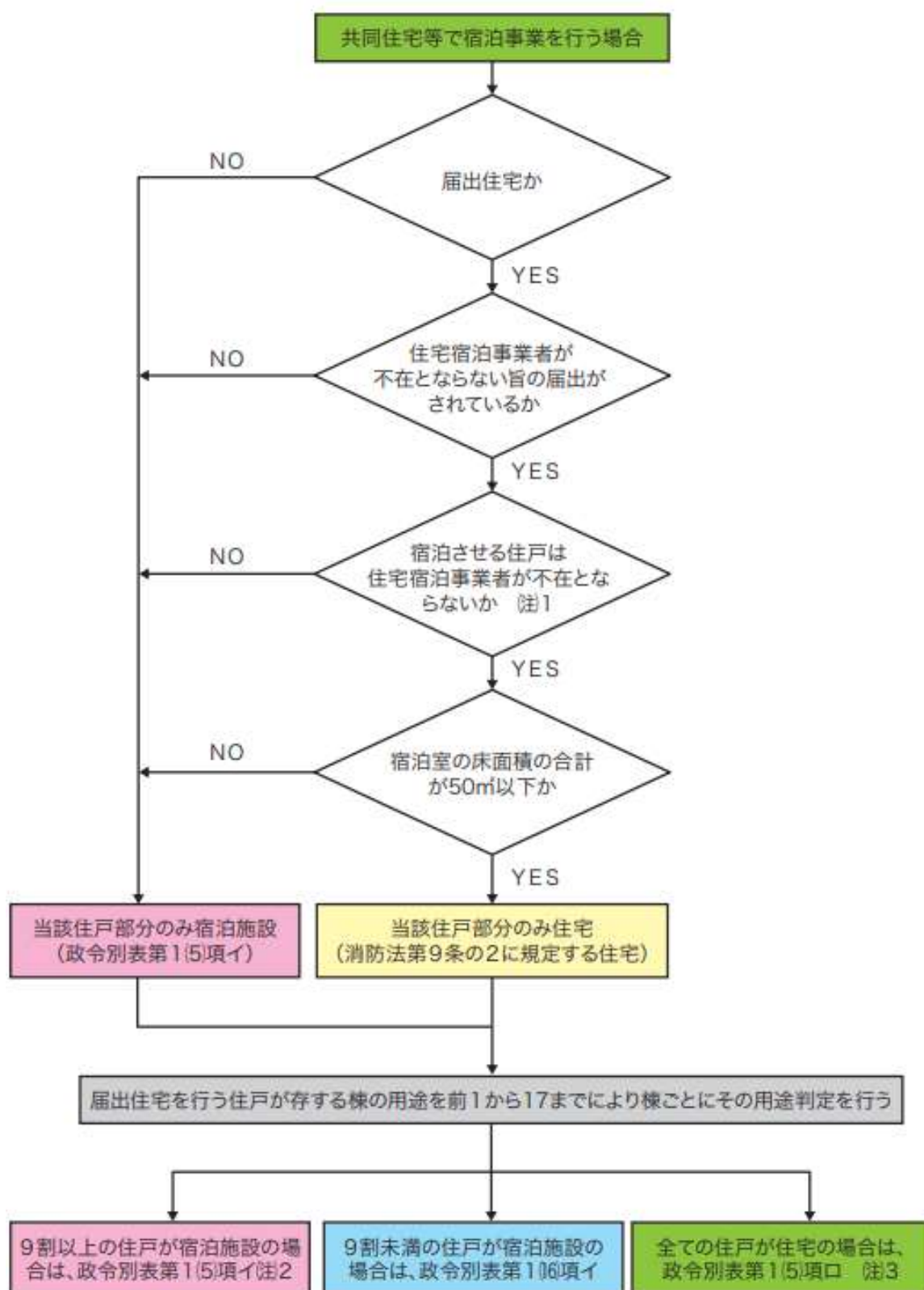


○同一敷地内の建築物を一の届出住宅として届出した場合



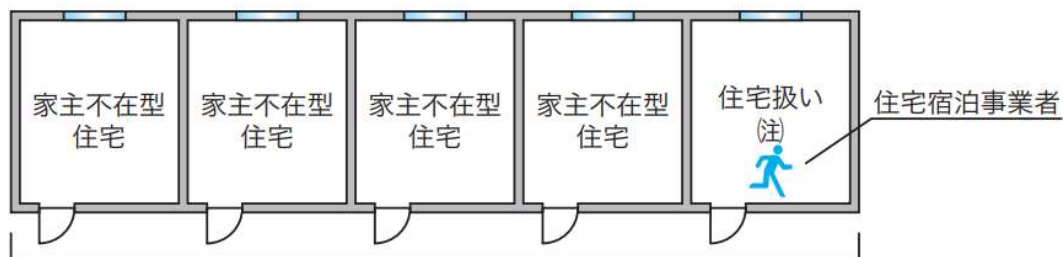
同一敷地の範囲、かつ、一の届出住宅としての届出範囲

届 出 範 囲 の 棟	住宅宿泊事業者	宿泊室面積	棟 用 途
宿 泊 棟	不 在 と な る	100 ㎡	(5)項イ
浴 室 棟	不 在 と な る	0 ㎡	(5)項イ
住宅宿泊事業者居住棟	不 在 と な ら ない	0 ㎡	一般住宅



- 注1 住宅宿泊事業者が不在とならない旨における用途の取り扱いは、住戸ごとに判断する必要がある。
- 注2 政令別表(5)項イの部分全体が全体の9割以上であっても、共同住宅部分が300㎡以上の場合、(5)項イ及び(5)項ロの複合用途防火対象物となるため、棟の用途は、政令別表第1(6)項イとなる。
- 注3 共同住宅等が長屋である場合は、長屋。

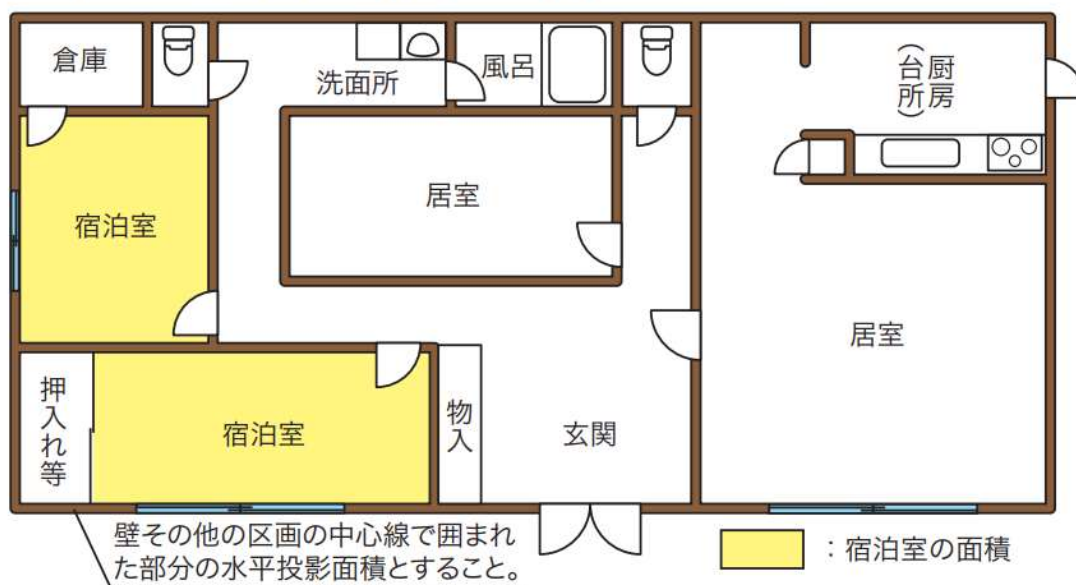
○共同住宅等の複数の住戸を一の届出住宅として届出した場合



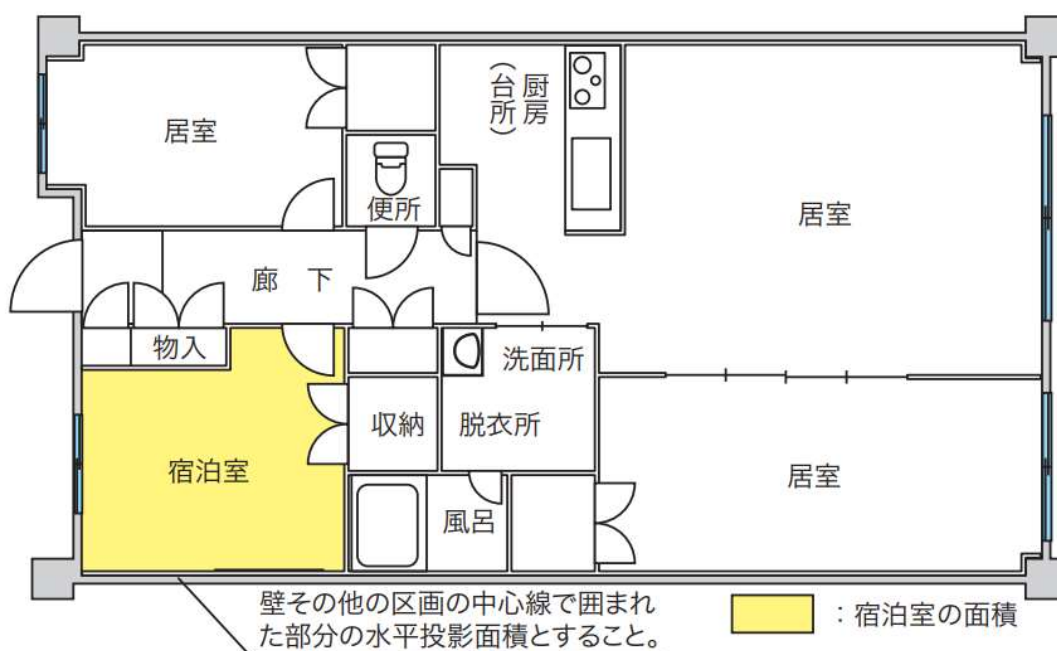
同一棟、かつ、一の届出住宅としての届出範囲

(注)共同住宅等における住宅宿泊事業者が不在とならない旨の取り扱いは、住戸ごとに判断すること。

○戸建て住宅の一部を利用した場合の宿泊室の面積



○共同住宅の一部を利用した場合の宿泊室の面積



第2 収容人員の算定

1 共通的处理

収容人員の算定にあたっては、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。

(1) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位（政令第2条が適用される場合を除く。）であるが、政令第24条の適用については棟単位又は階単位、政令第25条の適用については階単位とする。

(2) 同一敷地内にあり、管理権原者が同一である二以上の防火対象物（政令第2条の適用を受ける防火対象物）は、当該防火対象物のそれぞれの用途判定に従い、それぞれの算定した収容人員を合算すること。

(3) 防火対象物の部分で、機能従属部分又はみなし従属部分は、主たる用途の用途判定に従い収容人員を算定すること。

(4) 防火対象物又はその部分を一時的に不特定多数の者が出入りする店舗等として使用する場合は、一時使用時の防火対象物全体の用途を前提として省令第1条の3の規定を適用すること。

(5) 従業者の取扱いには次によること。

ア 正社員又は臨時社員等の別を問わず、平常時における勤務体制で最大勤務者数とする。ただし、短期間、かつ、臨時的に雇用されるもの（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）にあつては、従業者として取扱わないこと。

イ 交代制の勤務体制をとっている場合は、一日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とするが、交代時等のために重複して在館する場合は、合計した数としないこと。

ウ 職場内に指定された勤務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。

(6) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。

ア 廊下、階段及び便所等は、収容人員を算定する床面積に含めないこと。

イ 算定人員の計算において、1に満たない人数は1人の人がそこに存在することができないため、1未満の端数は切り捨てて算定すること。

(7) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱うこと。

ア ソファ等のいす席

イ いす席相互を連結したいす席

ウ 掘りごたつ

エ 常時同一場所において固定的に使用し、かつ、容易に移動できないいす席

(8) 長いす式を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく個々の長いすごとに算定すること。

(9) 政令別表第1に掲げる防火対象物において、一般住宅の用に供される部分については、収容人員に算定しないこと。

2 省令第1条の3に規定する政令別表第1の各項ごとの取扱い

(1) 政令別表第1(1)項

省令第1条の3第1項表

次に掲げる数を合算して算定する。

1 従業者の数

2 客席の部分ごとに次のイからハまでによって算定した数の合計数

イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。

ロ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数

ハ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5㎡で除して得た数

ア 「客席の部分」とは、次の表の部分をいう。

用 途	客 席 の 部 分
劇場・映画館	演劇、音楽、映画等を鑑賞するためにいす席等が設置されている部分
演 劇 場	落語、漫才等の演芸を鑑賞するためにいす席、すわり

	席等が設置されている部分
観 覧 場	スポーツ、見世物等を鑑賞するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
公会堂・集会場	集会、会議、研修、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設置されている部分

イ 「立見席の部分」とは、いす席をおかず、観客等が立って観覧等する部分をいい、通路の延長部、出入口扉の回転部等は含まれない。

ウ 「その他の部分」とは、固定式いす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式（移動式）のいす席を設ける部分、大入場（追込場）を設ける部分や寄席の和風さじき、ます席などを指す。

エ 従業者以外の出演者についても原則的には従業者に含まれるが、一般に変動するので出演者等が在室する楽屋又は控室の床面積を 3 m²で除して算定すること。葬儀場等（家族葬に限る）については、出演者に家族及び僧侶を含むものとする。

(2) 政令別表第 1 (2) 項及び (3) 項

省令第 1 条の 3 第 1 項表

【遊技場】

次に掲げる数を合算して算定する。

- 1 従業者の数
- 2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数
- 3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を 0.5m で除して得た数（1 未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。

【その他のもの】

次に掲げる数を合算して算定する。

- 1 従業者の数
- 2 客席の部分ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数

イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席

の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を 0.5m で除して得た数（1 未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。

ロ その他の部分については当該部分の床面積を 3 m² で除して得た数

ア 「遊技場」とは、囲碁、将棋、麻雀、パチンコ、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。

イ 「遊技のための機械器具を使用して遊戯を行うことができる者の数」とは、施設内に設置できる最大の競技卓、盤、機械等に次の人数を掛け合わせて得られた数とすること。

（ア）パチンコ等は 1、囲碁、将棋、ビリヤードは 2、麻雀等は 4

（イ）ボーリングは、レーンに付属するいすの数

（ウ）ゲーム機械では、機械を使用して遊べる者の数

（エ）ルーレットゲーム等で人数に制限のないものについては、ゲーム台等の寄付き部分の幅を 0.5m で除して得た数

（オ）（ア）から（エ）以外で遊技人数が明確に限定できるものにあってはその数

（カ）（ア）から（オ）により遊技人数を算定できない場合には、競技卓、盤、機械等の数

ウ 「観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合」とは、次の場所に固定式のいす席が設けられている場合をいう。

（ア）ボーリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所

（イ）（ア）以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分と特定できる場所

エ 「客席の部分」とは、飲食、遊技、ダンス等を行う部分をいい、厨房、配膳、控室等の客の出入りしない部分を除いた部分をいう。

オ 「その他の部分」とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分、料理店・料亭等の和室、カラオケ及び飲食店等の受付周辺の休憩又は待合いに供する部分、個室

ビデオ及び漫画喫茶等でビデオ又は漫画等の陳列棚がある部分等をいう。

カ キャバレー等のホステスは、従業者として取扱うこと。

キ 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、従業者として扱わないこと。

(3) 政令別表第1(4)項

省令第1条の3第1項表

次に掲げる数を合算して算定する。

1 従業者の数

2 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次のイ及びロによって算定した数の合計数

イ 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数

ロ その他の部分については、当該部分の床面積を4㎡で除して得た数

ア 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売や客の利便の用に供する部分をいい、次の部分を除いた場所をいう。

(ア) 事務室、会議室、社員食堂等の厚生施設

(イ) 駐車場、商品倉庫、商品荷捌場

(ウ) 空調機械室、電気室等の設備室

(エ) その他従業者だけが使用する部分

イ 「飲食又は休憩の用に供する部分」とは、次の部分をいう。

(ア) レストラン、喫茶、その他の飲食店

(イ) 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分

(ウ) その他の飲食又は休憩の用に供する部分

ウ 「その他の部分」には、売場内のショーケース、固定いす等を置いてある部分も含む。

(4) 政令別表第1(5)項イ

省令第1条の3第1項表

次に掲げる数を合算して算定する。

1 従業者の数

2 宿泊室ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数

イ 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数

ロ 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を 6 m^2 （簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、 3 m^2 ）で除して得た数

3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次のイ及びロによって算定した数の合計数

イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を 0.5m で除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。

ロ その他の部分については、当該部分の床面積を 3 m^2 で除して得た数

ア 「宿泊室」の人員算定の取扱いは、次による。

（ア）シングルベッド及びセミダブルベッドは1人、ダブルベッドは2人として算定すること。

（イ）洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定すること。

（ウ）簡易宿泊所の中2階（棚状）式のものは、棚数をベッド数とすること。

（エ）簡易宿泊所で 3 m^2 未満の宿泊室については、当該室の床面積にかかわらず1室につき1人として算定すること。

（オ）和室の宿泊室の前室部分は、宿泊室の一部として取扱うこと。

（カ）和室の宿泊室の床面積には押し入れや床の間、便所等は含まない。

（キ）和室の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね 3 m^2 程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取扱うこと。

(ク) 一の宿泊室に洋式の部分と和式の部分（前室部分を含む。）とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

イ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外も利用する次の部分をいい、宿泊者のみが使用する部分は含まない。

(ア) 宴会場等

(イ) レストラン、スナック等の飲食を提供する場所

(ウ) いす席を設けたロビー等（通路部分を除く。）

(エ) 上記以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

(5) 政令別表第1 (5) 項ロ

省令第1条の3第1項表

居住者の数により算定する。

ア 「居住者」とは、寄宿舍、共同住宅等に常時居住している者をいう。

イ 新築又は居住者の出入りが激しく把握が困難な共同住宅にあっては、次表により算定すること。

住戸の タイプ	1R 1K 1DK 1LDK 2DK	2LDK 3DK	3LDK 4DK	4LDK 5DK
算定 居住者数	2人	3人	4人	5人

(6) 政令別表第1 (6) 項イ

省令第1条の3第1項表

次に掲げる数を合算して算定する。

(ア) 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数

(イ) 病室内にある病床の数

(ウ) 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数

ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、医師等が患者に付き添って治療や検査等を行う部屋は含まれない。

なお、一般的な名称だけでは区分できない場合があるため留意すること。

病室に該当する例	点滴室、人工血液透析室、回復室、重症患者集中治療看護室、隔離室
病室に該当しない例	診察室、手術室、分娩室、心電室、レントゲン室、胃カメラ室

イ 「病室内にある病床の数」の取扱いは、次によること。

(ア) 洋室タイプはベッド数

(イ) 和室タイプは、和室の床面積の合計を 3 m²で除して得た数

(ウ) 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数

ウ 「待合室の床面積」の取扱いは、次によること。

(ア) 廊下に接続するロビー部分を待合室として使用している場合は、当該ロビー部分の床面積

(イ) 待合室が廊下と兼用されている場合は、次の面積

a 両側に居室がある場合は、廊下を幅員 1.6mの部分とし、廊下の部分を除く床面積

b a 以外の場合、廊下を幅員 1.2mの部分とし、廊下の部分を除く床面積

(ウ) 診療室内の部分を待合室の用に供する場合は、当該部分も「待合室の床面積」に算入すること。

エ 患者又は見舞客等が利用する食堂がある場合は、待合室の例により算定すること。

オ 予約診療制度を実施している診療所等についても省令第1条の3によって算定すること。

(7) 政令別表第1(6)項ロ、ハ及びニ

省令第1条の3第1項表

【ロ及びハに掲げるもの】

従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。

【ニに掲げるもの】

教職員の数と幼児、児童又は生徒の数を合算して算定する。

ア 「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取扱いは、次によること。

(ア) 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数

(イ) 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業者で対応できると事業所側が想定している要保護者の最大人数

ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

イ 老人福祉センター等で当該地域の老人等が登録すれば自由に出入りすることができる場合は、一時に使用する最大数とすること。

ウ 「幼児、児童又は生徒」の数は、現に在籍する幼児等の人数とすること。

(8) 政令別表第1 (7) 項

省令第1条の3第1項表

教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算する。

「児童、生徒又は学生」の数は、現に在籍する児童等の人数とすること。

(9) 政令別表第1 (8) 項

省令第1条の3第1項表

従業者の数と閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

ア 「閲覧室」の取扱いは、次によること。

(ア) 開架（自由に入れる書棚部分をいう。）と閲覧（児童用閲覧を含む。）

が同一室にある場合に限り、開架の床面積を除いた面積を閲覧室の床面積として扱うこと。

(イ) CD等の試聴室、フィルム等の視聴室についても閲覧室として扱うこと。

イ 展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分も「展示室、閲覧室」の床面積に算入すること。

ウ 従業者以外が使用する会議、研修、集会等の用途に使用する部分は、「会議室」として扱うこと。

エ 来館者が使用する喫茶室、喫茶コーナー等の部分は、「休憩室」として扱うこと。

(10) 政令別表第1 (9) 項

省令第1条の3第1項表

従業者の数と浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

ア 「浴場」には、釜場、火焚き場は含まれない。

イ トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として扱うこと。

(11) 政令別表第1 (11) 項

省令第1条の3第1項表

神職、僧侶、牧師その他従業者の数と礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

ア 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も床面積により算定すること。

イ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取扱わないこと。

(12) 政令別表第1 (10) 項、(12) 項から (14) 項

省令第1条の3第1項表

従業者の数により算定する。

車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者を含む。(例：食堂、売店等の従業者)

(13) 政令別表第1 (15) 項

省令第1条の3第1項表

従業者の数と主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

「主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積」の取扱いは、次によること。

ア テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー（休憩等の用途に使用するもの）、待合部分は床面積に算入すること。

イ 屋内のプール、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に算入すること。

ウ 専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。

エ 駐輪場で利用者が駐輪のために使用する部分は、床面積に算入しないこと。

オ 裁判所の調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、勾留質問室、法廷の部分は、床面積に算入すること。

カ 銀行の待合部分、キャッシュコーナーは、床面積に算入すること。

(14) 政令別表第1 (17) 項

省令第1条の3第1項表

床面積を5㎡で除して得た数により算定する。

(15) 新築等工事中の令第1条の2第3項第2号に掲げる防火対象物であつて建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号の規定による認定（仮使用認定）を受けたもの

省令第1条の3第1項表

次に掲げる数を合算して算定する。

- 1 仮使用認定を受けた部分については、当該仮使用認定を受けた部分の用途をこの表の上覧に掲げる防火対象物の区分とみなして、同表の下欄に定める方法により算定した数
- 2 その他の部分については、従業者の数

ア 「仮使用認定を受けた部分」とは、原則として特定行政庁に仮使用するための認定を受けた部分をいう。ただし、実態として、現に用途として使用されている部分が発生した場合、「仮使用認定を受けた部分」と同等に扱うものとする。

イ 「従業者の数」は、工事期間中で1日の工事従業者の数が最大となる数とすること。

- (17) 新築等工事中の令第1条の2第3項第2号に掲げる防火対象物（(16)項に掲げるものを除く。）及び同項第3号に掲げる建造中の旅客船

省令第1条の3第1項表

従業者の数により算定する。

「従業者の数」は、工事期間中で1日の工事従業者の数が最大となる数とすること。

- (18) 政令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物については、政令第1条の2第4項により政令別表第1各項の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして省令第1条の3第1項表の上覧に掲げる防火対象物に応じて、同表の下欄に定める方法により算定した数を収容人員とし、各項ごとの収容人員を合算して算定するものとする。

3 階単位の収容人員の取扱い

- (1) 複数の階で執務するものについては、当該それぞれの階に指定された執務用のいす等を有し、かつ、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。

- (2) 従業者が使用する社員食堂、売店、会議室等の部分が存する階の従業者数については次に掲げるもののうち、いずれか小さいものとする。

ア 当該部分を 3 m^2 で除して得た数に、当該部分が存する階の従業者数を加えた数

イ 同一建築物内に存する従業者数

- (3) 従業者以外の者の使用に供する社員食堂、売店、会議室等の部分については、2により算定する場合を除き、当該部分を 3 m^2 で除して得た数を当該階の収容人員に加えること。

- (4) 旅館、ホテル等内の「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」は、宿泊者のみが使用する部分であっても、当該部分を他の階の者が利用する場合は、当該部分の収容人員を算入すること。

(5) 教職員、幼児、児童、生徒及び学生の取扱いは、次によること。((6)

項二、(7) 項関係)

ア 一般教室については、教職員の数と幼児、児童、生徒又は学生の数とを合算して算入すること。

イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。

ウ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。

第3 床面積及び階の取扱い

1 床面積の算定

(1) 建築基準法令上の床面積

建基政令第2条第1項第3号及び第4号に掲げるもののほか、床面積の算定は次によること。

ア 昭和61年建設省住指発第115号（以下「115号通達」という。）によること。

床面積の算定方法について

〔建設省住指発第115号〕
〔昭和61年4月30日〕

床面積の算定方法については、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定されており、また、「昭和32年11月12日住指発第1132号新潟県土木部長あて」、「昭和39年2月24日住指発第26号各特定行政庁建築主務部局長あて」例規が示され、従来、これらに基づいて取扱われてきたところであるが、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び区画の中心線の設定について、なお、地方により統一を欠く向きがある。

今般、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び壁その他区画の中心線の設定について、下記のとおり取扱うこととしたので、通知する。

なお、本通知は、昭和61年8月1日以後確認申請書又は計画通知書が提出されるものから適用する。

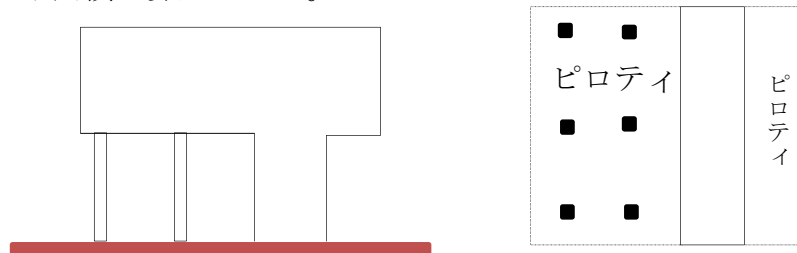
記

1 建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手すり、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が住居、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

(1) ピロティ

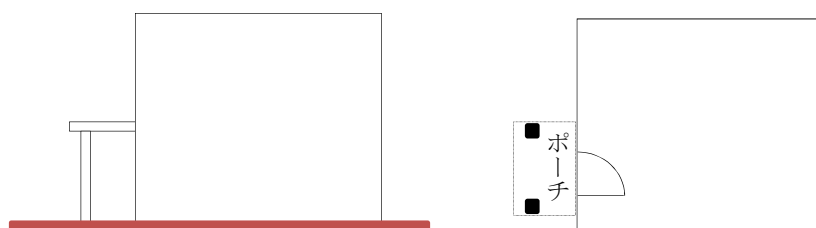
十分に外気に開放され、かつ、明らかに屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。



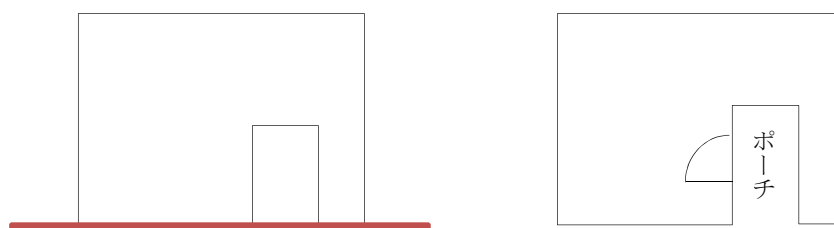
(2) ポーチ

原則として床面積に算入しない。ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。

〔庇型〕



〔寄り付き型〕



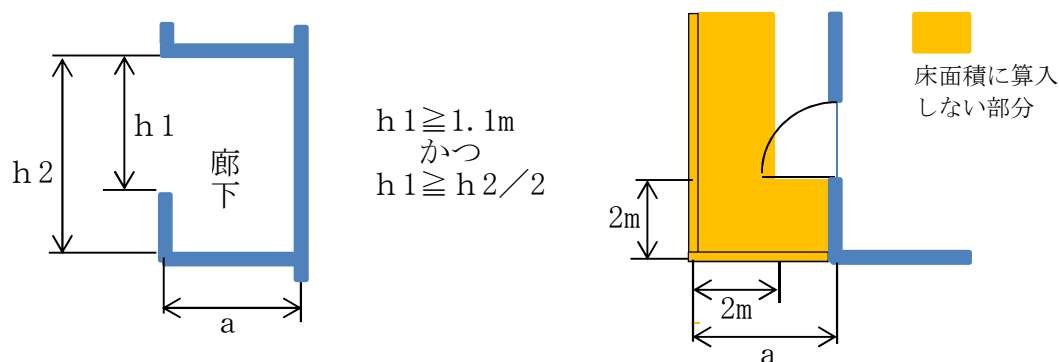
(3) 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門方の建築物

ピロティに準ずる。



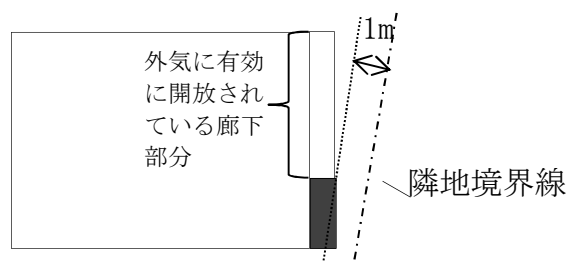
(4) 吹きさらしの廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが 1.1m 以上であり、かつ、天井の高さの $1/2$ 以上である廊下については、幅 2 m までの部分を床面積に算入しない。



「外気に有効に開放されている部分」の判断に際しては、

- ① 当該部分が面する隣地境界線からの距離が、1 m 以上であること。ただし、隣地が公園、水面等で将来とも空地として担保される場合は隣地境界線からの距離は問わない。
- ② 当該部分が面する同一敷地内にある他の建築物又は当該建築物の部分からの距離が 2 m 以上であること。
- ③ プライバシー保護や高層住宅の上階部分、強風・寒冷地域等において住戸の出入口の前面に設置される防風スクリーンについては、必要と認められる範囲のものについて認め、外気に有効に開放されている部分とする。
- ④ 廊下部分に屋根又は庇がない場合は、床面積に算入しない。



(5) バルコニー・ベランダ

吹きさらしの廊下に準ずる。

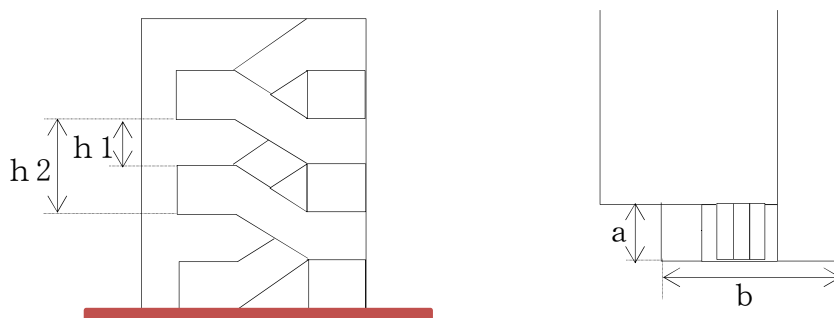
外気に有効に開放されている部分（吹きさらしの廊下参照）

（6）屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分（吹きさらしの廊下参照）を有する階段については、床面積に算入しない。

イ 長さが当該階段の周長の $1/2$ 以上であること。

ロ 高さが 1.1m 以上、かつ、当該階段の天井の $1/2$ 以上であること。



ロに関する部分

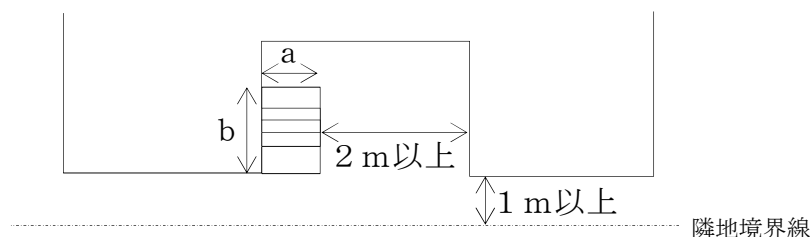
$h1 \geq 1.1\text{m}$ かつ $h1 \geq h2/2$

$h1$ ：外気に開放されている部分
 $h2$ ：階段の天井の高さ

イに関する部分

外気に有効に
開放されてい $\geq 2(a+b)/2$
る部分

下図のような屋外階段は、外気に有効に開放されているとみなされる。



（7）エレベータシャフト

原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らかである階については、床面積に算入しない。

（8）パイプシャフト等

各階において床面積に算入する。

(9) 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット

タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。

(10) 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。

イ 下端の床面からの高さが、30 c m以上であること。

ロ 周囲の外壁面から水平距離 50 c m以上突き出していないこと。

ハ 見付け面積の $1/2$ 以上が窓であること。

(11) 機械式駐車場

吊上式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1 台につき 15 m^2 （幅 2.5 m、奥行き 6 m）を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(12) 機械式駐輪場

床として認識することが困難な形状の部分については、1 台につき 1.2 m^2 （幅 0.6 m、奥行き 2 m）を床面積として算定する。なお、床として認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

(13) 体育館等のギャラリー等

原則として、床面積に算入する。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面積に算入しない。

2 区画の中心線の設定方法

次の各号に掲げる建築物の壁その他の区画の中心線は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造の建築物

イ 軸組工法の場合

柱の中心線

ロ 桝組壁工法の場合

壁を構成する桝組材の中心線

ハ 丸太組工法の場合

丸太材等の中心線

(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物

鉄筋コンクリートの躯体、P C 板（プレキャストコンクリート板）等の中心線

(3) 鉄骨造の建築物

イ 金属板、石綿スレート、石膏ボード等の薄い材料を張った壁の場合
胴縁等の中心線

ロ イ以外の場合

P C 板、A L C 板（高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート板）等の中心線

(4) 組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物

コンクリートブロック、石、れんが等の主要な構造部材の中心線

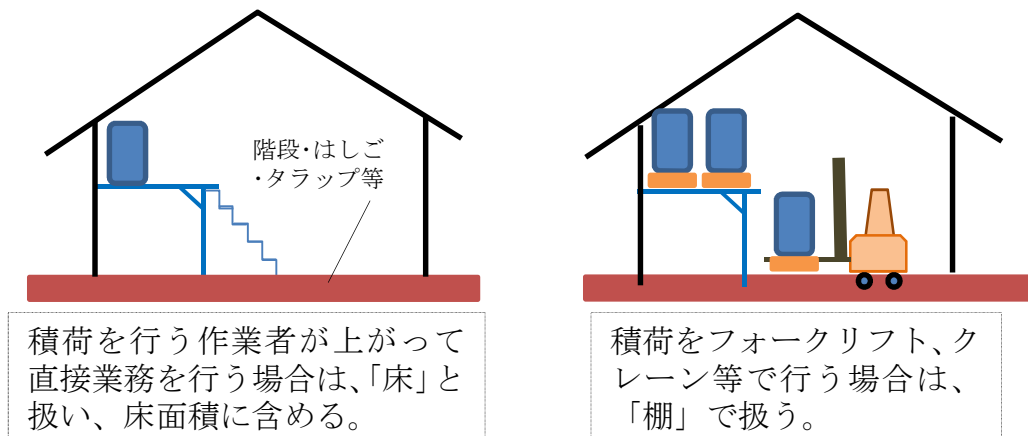
建設省住宅局建築指導課監修、社団法人日本建築士事務所協会連合会発行の「床面積の算定方法の解説」を参考とすること。

(2) 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

建築基準法令によるほか、次によること。

ア 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者だけが棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの。）を除き、床面積に算入するものとする。

※ 一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業をするものを「棚」とし、当該部分を歩行し又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取扱うが、具体的にはその形状機能等から社会通念に従って判断すること。（参考…昭和 40 年自消丙予発第 106 号「防火対象物と消防用設備の疑義について（倉庫内に設ける積荷用の棚の取扱いについて問（2））」）



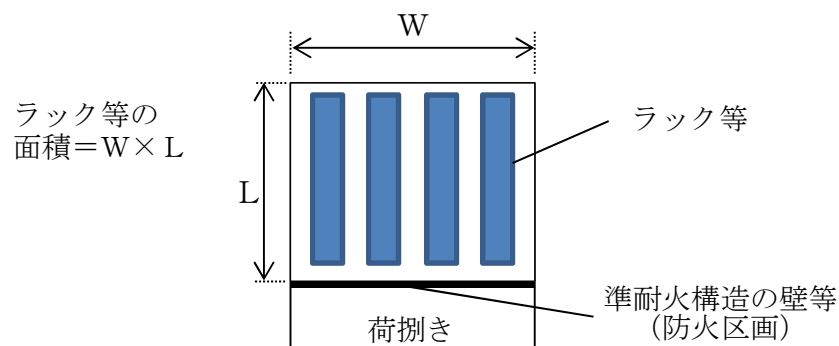
イ ラック式倉庫の延べ面積の算定については、次によること。（平成 10 年
消防予第 119 号「ラック式倉庫の防火安全対策ガイドラインについて」）

※ ラック式倉庫とは、棚又はこれらに類するものを設け、搬送装置
（昇降機により収納物の搬送を行う装置をいう。）を備えた倉庫をい
う。

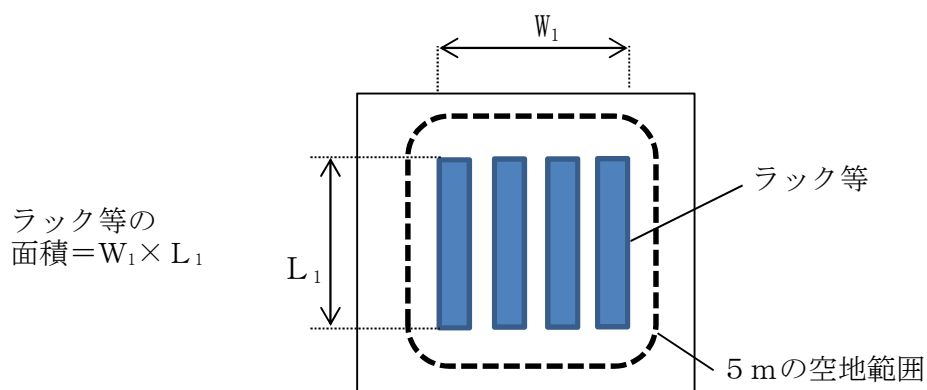
（ア）ラック式倉庫の延べ面積は、ラック式倉庫以外の倉庫も含め各階の
床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等を設け
た部分（ラック等の間の搬送通路の部分を含む。以下このイにおいて同
じ。）については、当該部分の水平投影面積により算定すること。

（イ）ラック式倉庫のうち政令 12 条第 1 項第 5 号の適用において次のいず
れかに該当する場合は、ラック等を設けた部分の面積により算定するこ
と。この場合、当該部分に対してのみスプリンクラー設備を設置すれば
よいこと。

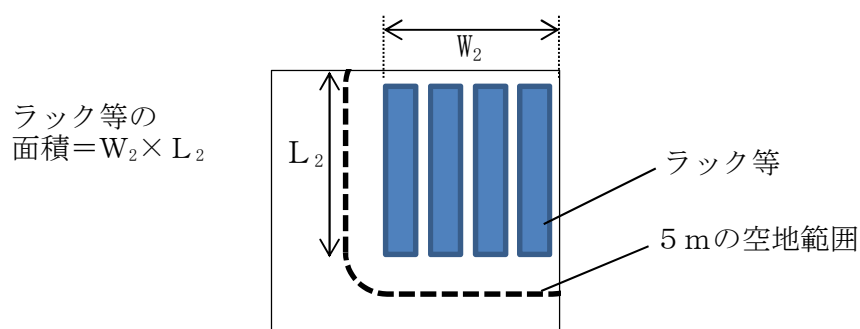
a ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で
区画されており、当該区画の開口部には防火設備（随時開くことがで
きる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器等の作動と連動して自動的
に閉鎖するもの（煙感知器等は開口部の両側に設けること。）に限る。）
が設けられているもの



b ラック等を設けた部分の周囲に幅 5 m の通路又は空地が保有されているもの



c ラック等を設けた部分で a 及び b の措置を併用しているもの

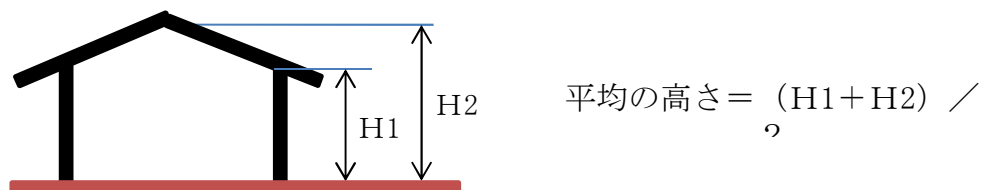


- (ウ) (イ) に該当する場合、政令第 12 条第 4 項の適用（政令第 11 条第 2 項）については、ラック等を設けた部分における倉庫の構造によること。
- (エ) ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の 10% 未満であり、かつ、300 m^2 未満である倉庫にあっては、当該倉庫全体の規模にかかわ

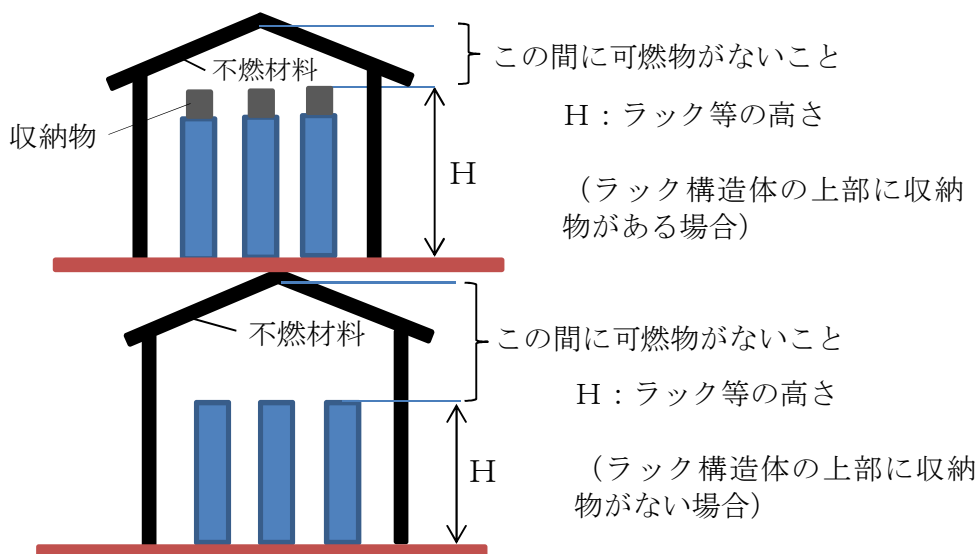
らず、政令第12条第1項第5号に規定するラック式倉庫として取扱わないこと。

(オ) ラック等を設けた部分の天井（天井のない場合は、屋根の下面）の
高さは、次により算定すること。

a 当該天井の平均の高さ（軒の高さと当該天井（天井のない場合は、
屋根の下面）の最も高い部分の高さの平均）により算定すること。



b ユニット式ラック等（建物と独立して屋内にラック等が自立して
設けられる構造のものをいう。）を用いたもののうち、屋根及び天井
が不燃材料で造られ、かつ、ラック等と天井の間に可燃物が存しない
もので消火活動上支障がないものは、ラック等の高さを天井の高さ
とみなすこと。



ウ 自動車の修理又は整備の用に供される部分の床面積は、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び自動二輪車等（以下「自動車等」という。）の整備又は修理を行う作業室及びこれに接続する油庫、部品庫、工具室並びに整備又は修理のための機械が設けられている室（以下「油庫等」という。）及び車路（車両進入用の傾斜路、カ

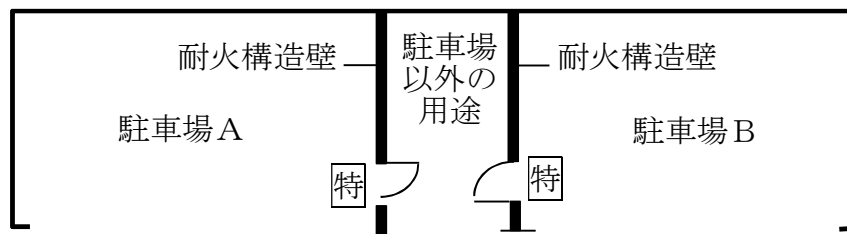
ーリフト等であって上部が開放されている部分を除く。)の床面積の合計とすること。

ただし、自動車等の整備又は修理を行う作業室と接続する油庫等が、耐火構造の壁（開口部を設ける場合にあっては、特定防火設備が設けられていること。）により相互に区画し、かつ、区画間において車両の通行ができない場合は、それぞれ区画された部分ごとの床面積によること。

エ 駐車の用に供する部分の床面積等は、次によること。

(ア) 自走式自動車車庫の車路は、床面積に算入するものであること。ただし、上階又は下階に通じる傾斜路、ランプ、カーリフト等は算入しないものとする。

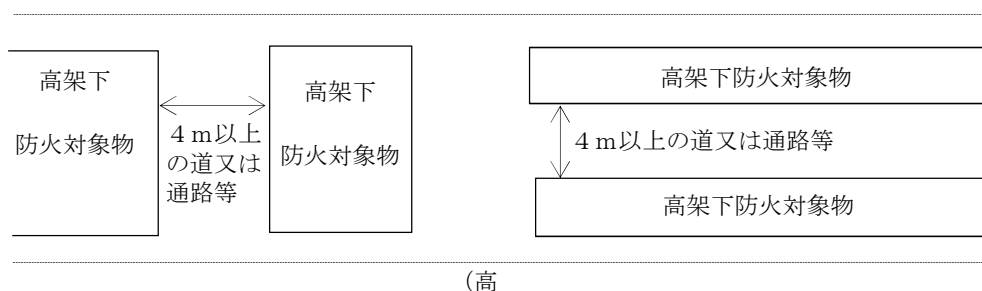
(イ) 一の階に駐車の用に供される部分等が2箇所以上に分散して存する場合の床面積は、当該部分の床面積を合算すること。ただし、耐火構造の壁又は特定防火設備により区画された車両の通行及び駐車の用に供しない部分を介して2箇所以上の駐車の用に供される部分等が存する場合は、それぞれの駐車の用に供される部分ごとに床面積を算定すること。



(ウ) 高架下建築物等の床面積等は、次によること。（昭和 52 年消防予第 130 号「外気に開放された高架工作物内を利用した駐車場のように供される部分の規制について」）

a 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等を使用しているもの）内を利用して、さく、塀等で区画された部分を駐車場、倉庫等の用途に供するものは、政令別表第 1 に掲げる防火対象物として扱うものとし、さく、塀等により囲まれている当該部分の水平投影面積を床面積として算定すること。

なお、梁間方向及び桁行き方向の幅員 4 m 以上の道又は通路等により区分されたものは、それぞれ別の防火対象物として取扱うこと。



b a の用途がさく、塀等により区画されていない場合についてもこれに準じて、当該用途に供する部分の水平投影面積を床面積として算定すること。

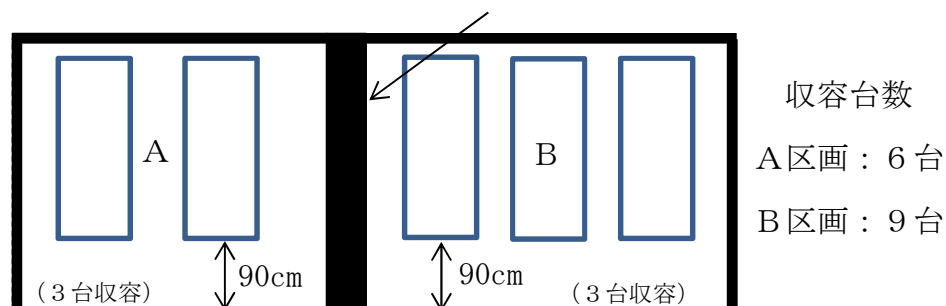
(エ) 昇降機等の機械装置（以下「機械式駐車装置」という。）により車両を駐車させる建築物及び自転車を駐輪させる建築物の床面積は、水平投影面積を床面積として算定すること。

オ 収容台数の算定

(ア) 機械式駐車装置により車両を駐車させる防火対象物の車両の収容台数の算定は、収容可能な車両数を合算し収容台数とすること。

(イ) 屋内に設けられる機械式駐車装置のうち、次の a から c までに適合するものは、(ア) にかかわらず、各機械式駐車装置ごとの収容台数とすること。

- a 機械式駐車装置の車両乗り入れ面は屋外に面していること。
- b 機械式駐車装置の間を開口部のない耐火構造の壁で区画するとともに、耐火構造の壁を駐車する車両から 90 cm 以上突き出すこと。
- c b の壁には、配管、電気配線（自動火災報知設備の感知器配線等を除く。）等が、貫通しないこと。

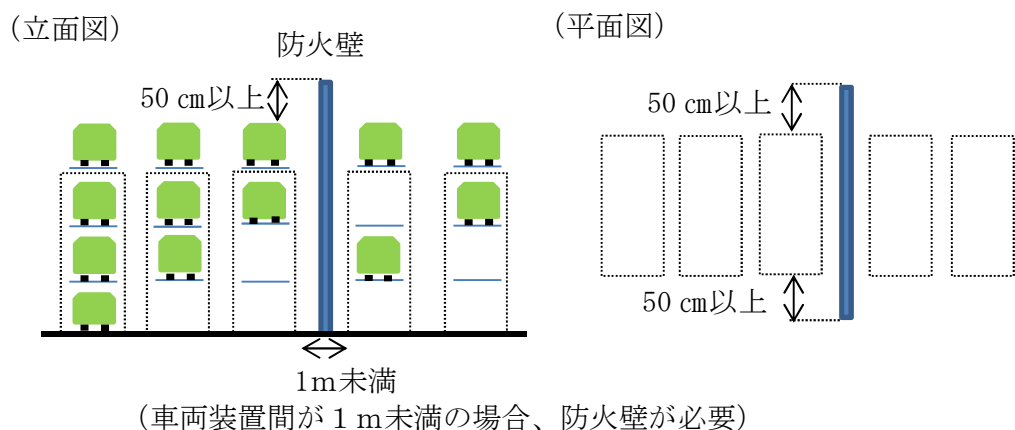


(ウ) 屋内に設けられる機械式駐車場と外壁を介してバルコニー下部に機械式駐車装置が存する場合において、当該外壁が（イ）a から c までに適合するものは、（ア）にかかわらず、各機械式駐車装置ごとの収容台数とすること。（（イ）図のB装置を屋外駐車装置として考える。）

(エ) 屋外に設けられる機械式駐車装置（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の工作物（設置面からの高さが8 m以下のもの））を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互間が1 m未満となるものにあつては、防火壁等により延焼防止措置が有効に施されている場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合算すること。

なお、延焼防止措置が有効に施されている防火壁等は、次のとおりとすること。

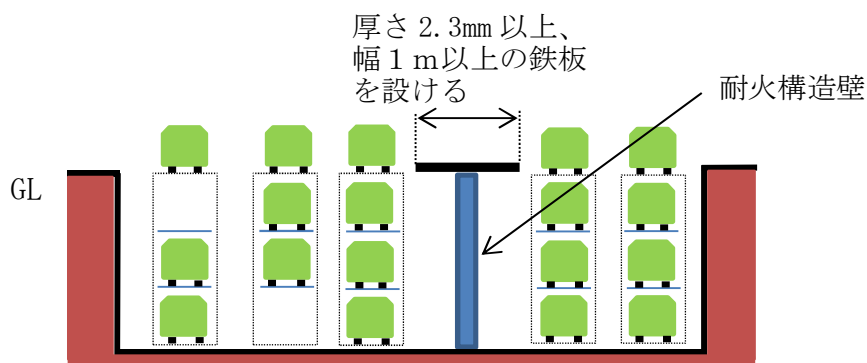
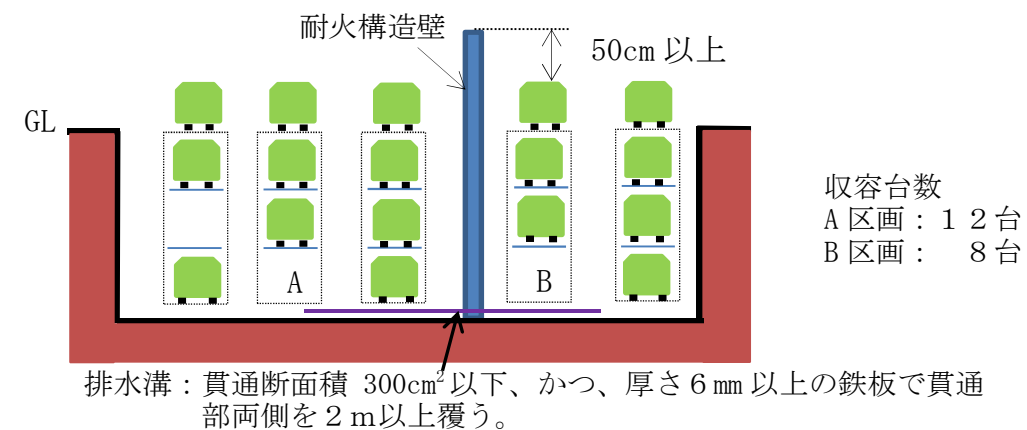
- a 自立した耐火構造とすること。
- b 機械式駐車装置相互間に設ける防火壁は、両端が50 cm以上突き出し、また、最上段の車両の頂部より50 cm以上突き出していること。
- c 開口部を設けないこと。
- d 配線、配電管が、防火壁等を貫通する場合には、当該管と防火壁等との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めること。



(オ) 屋外に設けられる地下ピットに機械式駐車装置を複数設置した場合、次に適合する区画等がなされる場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合算すること。

- a 地下ピット内において、耐火構造の壁で区画されていること。

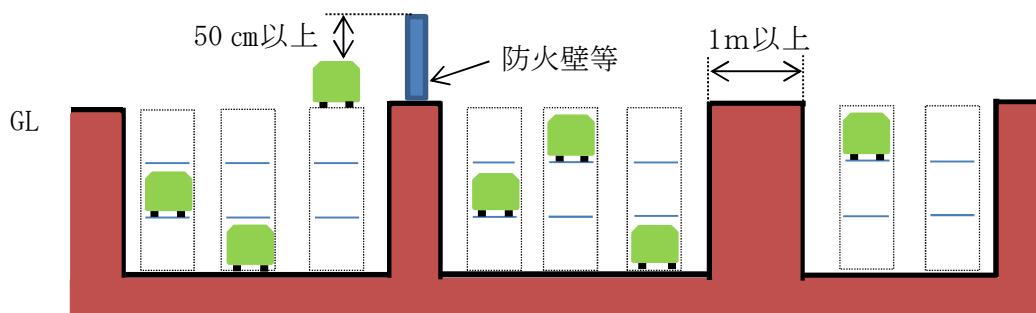
- b a の壁を排水溝が貫通する場合は、貫通部分の断面積を 300 cm^2 以下とし、かつ、区画壁からそれぞれ両側に 2 m 以上の部分が厚さ 6 mm 以上の鉄板で覆われていること。
- c a の壁を電気配線が貫通する場合は、貫通部分をモルタル等の不燃材料、延焼防止材又は耐熱シール材等により延焼防止上有効な措置が講じられていること。
- d 地上部については、a の壁の上部に (エ) に示す延焼防止措置が有効に施されている防火壁等を設けること。又は、幅が 1 m 以上になるように厚さ 2.3 mm 以上の鉄板を設け、かつ、当該鉄板部分には車両が駐車できない構造とすること。



(キ) 屋外に設けられる独立した地下ピット機械式駐車装置を2基以上並べて設置した場合、次のいずれかに適合する場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合算すること。

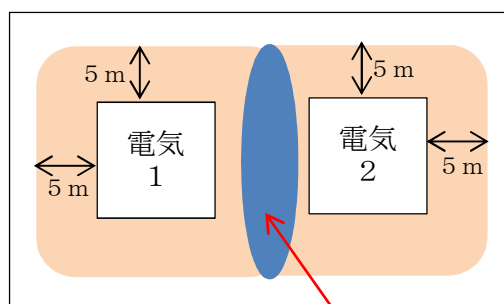
- a 地下ピット相互間が、 1 m 以上離れていること。

- b 地上部の駐車装置相互の間に、(エ)に示す延焼防止措置が有効に施されている防火壁等を設けること。



カ 政令第13条第1項第6欄に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下この項において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び同項第7欄に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この項において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、次のいずれかによること。ただし、屋上に電気設備又は鍛造場等を設けるものにあつては、次の（ア）によること。（昭和51年消防予第37号「電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて」）

- （ア）電気設備又は鍛造場等に当該機器が据え付けられた水平投影面積の周囲に水平距離5m（周囲又は1面に不燃材料の壁（防火設備を含む。）が存する場合は、当該壁までの距離）の線で囲まれた範囲の部分の床面積として算定すること。この場合、同一の室内に電気設備又は鍛造場等が2箇所以上設置されている場合は、合計した面積（設備等が近接して存する場合の重複した部分の面積は、重複加算しない。）とすること。



電気1、2の5m水平投影面積の重なる部分は重複加算しない

(イ) 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）で区画された部分の床面積とし、開口部は次によること。

a 屋内に面する出入口、窓の開口部は、特定防火設備又は防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

b 屋内に面する換気口（ガラリ等）に、火災により発生した煙又は火災による急激な温度上昇により自動的に閉鎖する防火設備が設けられていること。

c 換気、暖房又は冷房設備の風道が、区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火ダンパーが設けられていること。

換気設備の風道が不燃区画室の区画を貫通するのみで、他の室に通じる開口部がなく、風道が不燃材料（建基法第2条第9号に規定するものをいう。）又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造られている場合は、この限りでない。

d 区画を貫通する給排水管、配電管等と区画との隙間をモルタルその他の不燃材料（ロックウール、防火シール材等）で埋められていること。

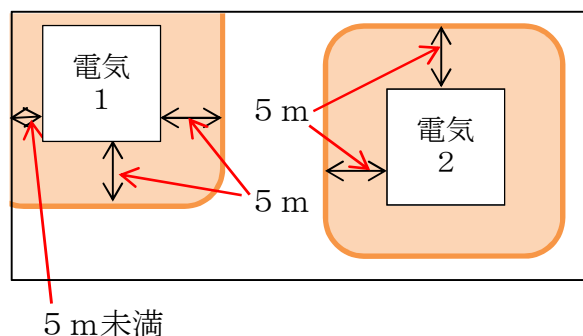
e 屋外に面する開口部に、防火設備が設けられていること。

1階で、延焼のおそれのある部分（建基法第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）以外の部分に設ける窓及び出入口等は、この限りでない。

平屋建て又は建築物の最上階に設ける不燃区画室については、上階がなく、上階への延焼拡大危険がないことから、延焼のおそれのある部分以外の部分に設ける窓及び出入口等は、この限りでない。

上部3.6m以内に開口部（防火設備が設置されたもの及び100cm²以下のダクト等は除く。）がなく、かつ、延焼のおそれのある部分以外の部分に設ける窓及び出入口等は、この限りでない。

(不燃材料の壁、柱、天井、床・自閉防火戸で区画された室)

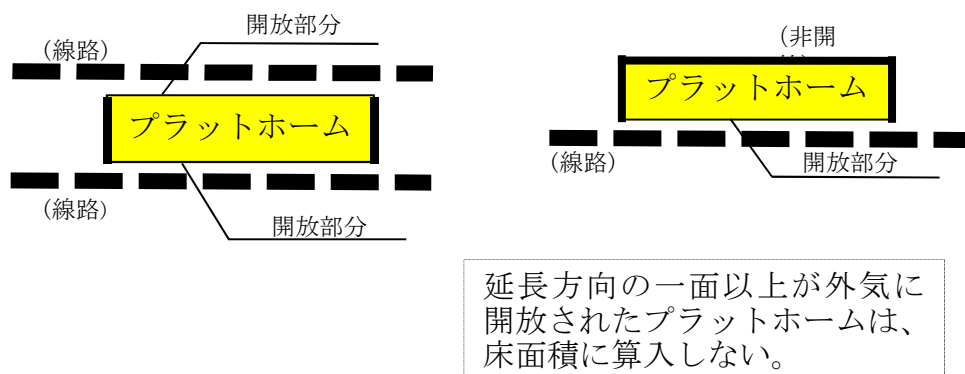


(ウ) 多量の火気を使用する部分にあつては次によること。

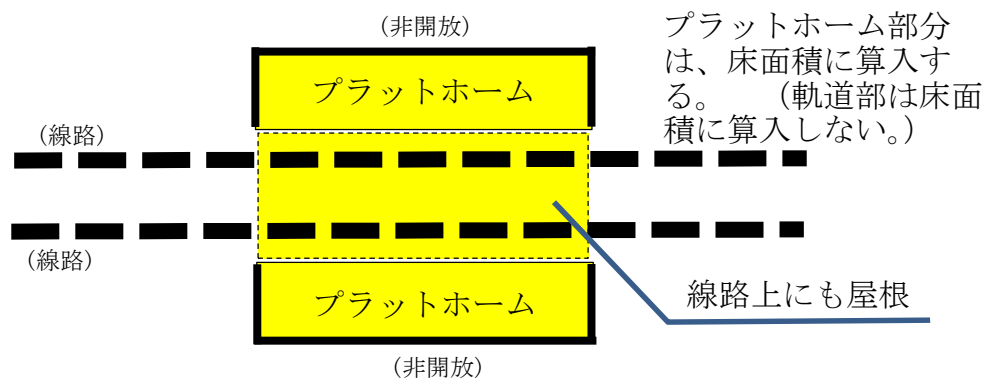
- a 火気設備の入力の合計とは、屋内にあつては5 m(屋外にあつては3 m)以内に設置された火気設備の入力を合計するものであること。
- b 鍛造場、ボイラー室、乾燥室(移動式の火気設備を除く。)は、入力350Kw未満の場所も含むものであること。
- c その他多量の火気を使用する部分とは、炉(吸収式冷温水機、開放炉、熱風炉等)、給湯湯沸設備、簡易湯沸設備、温風暖房機、厨房設備、金属溶融設備等のうち、入力350Kw以上の場所であること。
- d 入力350Kw以上の場所は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、はり又は屋根)で区画され、かつ、出入口、窓、換気口等には特定防火設備若しくは防火設備を設けること。この場合屋内に面する特定防火戸等は、随時開くことのできる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設けること。ただし、周囲に5 m以上、上方に10 m以上の有効な空間を保有する場合はこの限りでない。
- e 建基法第35条の2の規定により内装制限を受ける調理室等である場合は、その壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分を不燃材料又は準不燃材料で仕上げること。

キ 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

(ア) 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットホーム。(上屋の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続して設けられたものを除く。ただし、軌道部分については床面積に算入しないものとする。)



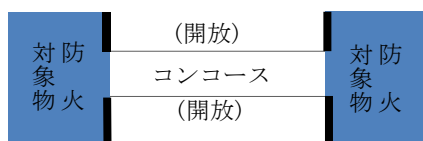
2以上のプラットホームに屋根が連続して設置された場合



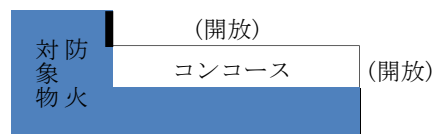
(イ) 2面以上が外気に開放され、その面にシャッター等が設けられていないコンコース。(延長方向以外の面だけが開放されているものは、床面積に算入する。)

※「外気に開放」…開放されている部分の高さが1 m以上で、かつ、天井高の1／2以上が有効に開放されているもの

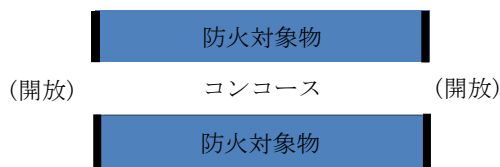
◎二面開放の例 ①



◎二面開放の例 ②

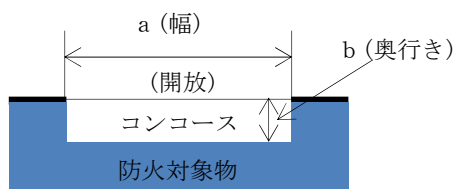


◎延長方向以外の面が開放の例



(ウ) 1 面が外気に開放されていて、その面にシャッター等がなく、かつ、開放された面の長さがおおむね奥行きの 2 倍以上あるコンコース

$$a \geq 2b$$



ク 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行きの 2 倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

ケ 防火対象物の一部に危険物施設が存する場合、法第 17 条第 1 項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。

危険物施設以外の部分 800 m ²	危険物施設 200 m ²
-------------------------------	--------------------------

危険物施設以外の部分 800 m²と危険物施設 200 m²が存する場合、法第 17 条第 1 項の消防用設備等の設置にあたっては、当該危険物施設を含めて算定する。(1000 m²)

コ 階に対する消防用設備等の規定の適用にあたって、同一階が屋外空間により隔てている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合は、当該部分ごとに床面積を算定することができる。

	A棟	B棟
5F	300 m ²	750 m ²
4F	300 m ²	750 m ²
3F	300 m ²	750 m ²
2F	1300 m ²	
1F	1300 m ²	

3階から5階部分の床面積の合計が、無窓階 1050 m²のため、排煙設備が必要となるが、屋外空間により隔てているためA棟、B棟ごとに床面積を算定し、排煙設備を設置しないことができる。

2 階数の算定

(1) 建築基準法令上の階数の算定

階数の算定は、建基政令第2条第1項第8号によるほか、次によること。

ア 多層式倉庫（物品（危険物を除く。）を貯蔵保管するための棚を設け、かつ、当該棚に物品の積荷を行うための作業床を設けたものをいう。）が次に適合する場合は、作業床の部分を階数に算入しないことができるものであること。（床：耐火構造、作業床の構造：不燃材料以上）

（ア）耐火構造であること。

（イ）主要構造部以外の部分は、不燃材料で造られていること。

（ウ）階高（作業床を除く。）は、5 m以下であること。

イ 棚式倉庫（積荷の作業を行う者が、当該棚の外部にいて直接積荷することができるもの又はリフト若しくはクレーン等の機械だけの使用によって積荷することができるもの）は、次に適合する場合、階数を1として取扱うものであること。

（ア）耐火建築物若しくは準耐火建築物を要求されるものについては、耐火建築物又は建基法第2条第9号の3ロの準耐火建築物（建基政令第109条の3第1号に該当するものを除く。）で外壁を耐火構造としたもの又は耐火建築物とし、主要構造部以外の部分は不燃材料で造られていること。

（イ）軒高が15mを超えるものは、耐火建築物であること。

※ ラック式倉庫の形態による構造制限

建築物の構造は、当該部分の高さ及び床面積の合計に応じて、次の表による。ただし、軒高が 10m を超えるもので、建基政令第 109 条の 3 第 1 号の規定による準耐火建築物とするものにあつては、当該部分の外周に配置される主要構造部である柱は、耐火構造としなければならない。

当該部分の 高さ (単位：m)	当該部分の床面積の合計（単位：㎡）			
	500 未満	500 以上 1000 未満	1000 以上 1500 未満	1500 以上
10 未満	その他	耐火又は準耐火建築物 ※1		
10 以上 15 未満				
15 以上		耐火又は準耐火建築物 ※2		

※ 1：建基法第 2 条第 9 号の 3 ロに該当する準耐火建築物

※ 2：建基法第 2 条第 9 号の 3 ロに該当する準耐火建築物（建基政令第 109 条の 3 第 1 号適合）

ウ 次の各号に適合する吊上げ式車庫は、建基法第 27 条、第 61 条及び第 62 条の適用にあたって、階数を 1 として取扱うものであること。

（ア）耐火建築物又は建基法第 2 条第 9 号の 3 ロに該当する準耐火建築物（建基政令第 109 条の 3 第 1 号に該当するものを除く。）であること。

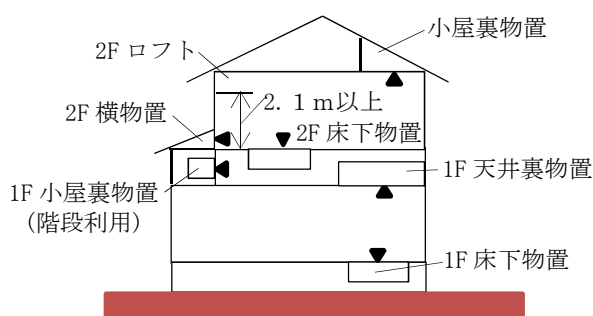
（イ）木造建築物が密集している市街地内で他の建築物（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）又は隣地境界線から 5 m 以下の距離に建築する場合には、外壁を不燃材料で覆い、かつ、地盤面からの高さが 15m 以下の部分が耐火構造であること。

（ウ）（イ）の場合で、延焼のおそれのある部分にある車両の出し入れ口には、建基政令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備である防火戸が設けられていること。

（エ）木造建築物が密集している市街地で既存の建築物又は他の建築部分と一体に建築する場合は、当該既存の建築物又は他の建築部分とを（イ）という他の建築物とみなして（イ）及び（ウ）によること。

エ 住宅の小屋裏部分等を利用して設ける物置で、次に該当するものについては、階とみなされないものであり、床面積にも含めない。

(ア) 小屋裏、天井裏、床下その他これらに類する余剰空間を利用する部分に物置等がある場合において当該物置等の最高の内法高さが 1.4m 以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の $1/2$ 未満であること。(平成 12 年建設省住指発第 682 号「建築基準法一部改正」)



(小屋裏物置面積 + 2 階ロフト面積 + 2 階床下物置面積 + 2 階横物置面積) < 2 階床面積 $\times 1/2$

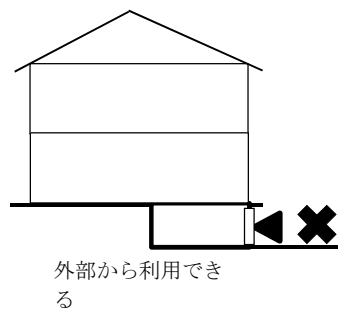
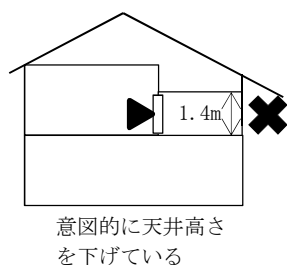
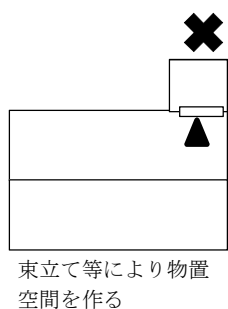
(1 階天井裏物置面積 + 1 階床下物置面積 + 1 階小屋裏物置) < 1 階床面積 $\times 1/2$

(2 階横物置面積 + 2 階床下物置面積 + 1 階天井裏物置面積 + 1 階小屋裏物置) < 2 階床面積 $\times 1/2$
かつ 1 階床面積 $\times 1/2$
の条件を満たせば、各物置等を階と取扱わない。

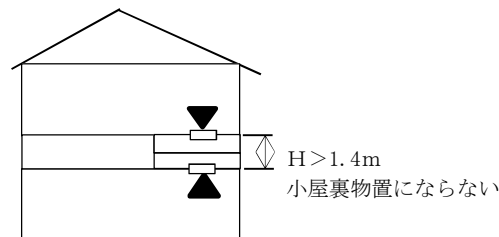
(イ) 物の出し入れのために利用するはしご等は、固定式のものとしないこと。(昭和 55 年建設省住指発第 24 号)

(ウ) 小屋裏物置等のうち、横から物の出し入れをする場合は、建具等により他の部分と区画すること。

(エ) 束立て等により屋上に空間を作り出している場合、本来の天井高さに対して意図的に天井を下げている場合又は外部から利用できる場合は小屋裏物置等として取扱わない。

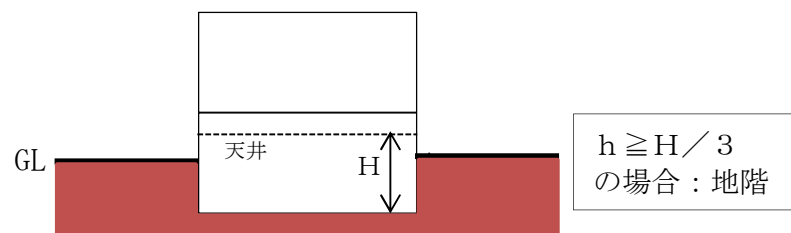


(オ) 階の中間部分に設けられた物置等について、2階床下部分と1階天井裏部分が重なる場合において合計した内法高さが1.4mを超える高さになるものについては、小屋裏物置等とはみなさない。



※ 住宅とは、専用住宅、長屋及び店舗併用住宅のうち店舗部分の床面積が延べ面積の1/2未満、かつ、床面積が50㎡以下のものをいう。

オ 地階は、床から地盤までの高さが、その階の天井高さの1/3以上のものをいう。



カ 屋上部分に設けられる昇降機塔、装飾塔、物見塔等の水平投影面積が、建築面積の1/8以下であれば階数に算入されない。ただし、床面積として延べ面積に算入される。

なお、屋上部分に倉庫等の用途がある場合は、階数として取扱う。

キ 地階部分に設けられた機械室、倉庫等の水平投影面積が、建築面積の1/8以下であれば階数に算入されない。ただし、床面積として延べ面積に算入される。

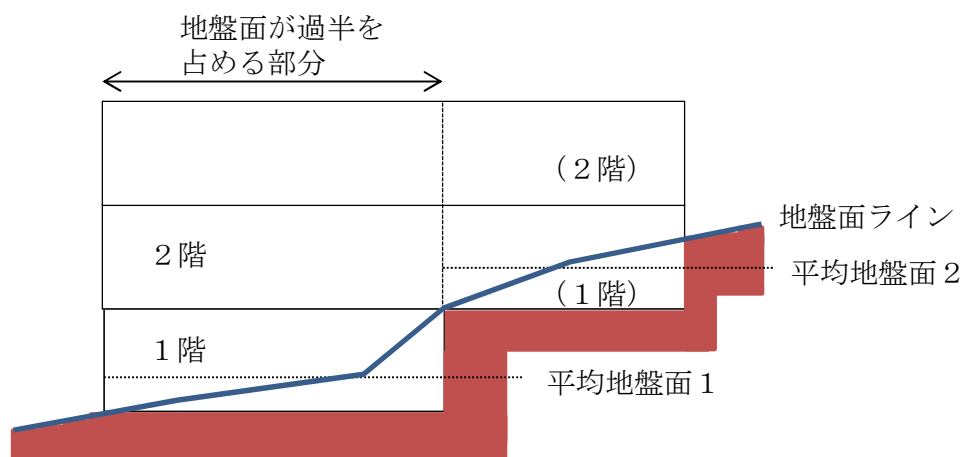
(2) 消防用設備等の設置にあたっての階数の算定

ア 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者だけが棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算入するものとする。（1、(2)、ア ※参照）

イ 床下、小屋裏等を物入れ等に使用するもので、当該部分の高さがおおむね 1.4m 以下のものは、階数に算入しないものであること。

ウ 吊上げ式車庫の階数は、1 とする。

エ 平均地盤面が異なる場合、又は、建築物の同一階が、部分によって階数を異にする場合は、過半を占める部分の地盤面を平均地盤面として階数を算定するものとする。



3 高さの算定

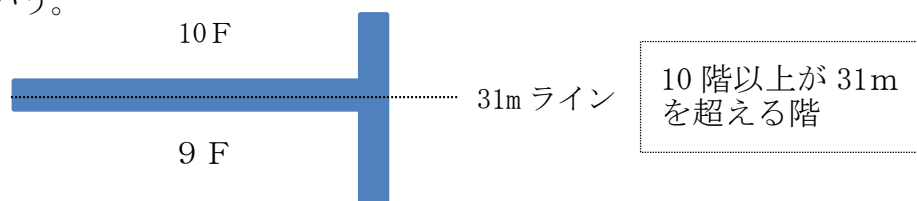
(1) 建築物の高さは、地盤面からの高さによる。

(2) 法第 8 条の 2 に規定する高層建築物の高さは、地盤面からの最高の高さという。

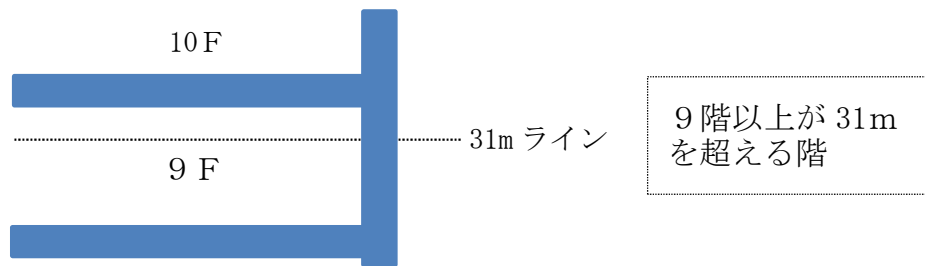
(3) 政令第 27 条第 1 項第 2 号に規定する高さは、地盤面からの最高の高さという。

(4) 高さ 31m を超える階の扱いは、次によること。

ア 31m ラインがスラブ内にあるときは、当該スラブを床とする階以上をいう。



イ 31m ラインがスラブとスラブの間にあるときは、当該 31m ラインのある階以上をいう。



(5) ラック等を設けた部分の天井の高さの算定は、次によること。

ア 天井（天井のない場合にあっては屋根の下面をいう。以下同じ。）の高さは、当該天井の平均の高さ（軒の高さと当該天井の最も高い部分の高さの平均）により算定すること。

イ ユニット式ラック等（建物と独立して屋内にラック等が自立して設けられる構造のものをいう。）を用いたもののうち、屋根及び天井が不燃材料で造られ、かつ、ラック等と天井の間に可燃物が存しないもので消火活動上支障がないものは、ラック等の高さ（ラック最上部に収納物を収納する場合は、収納物の最上部）を天井の高さとみなす。

第4 無窓階の取扱い

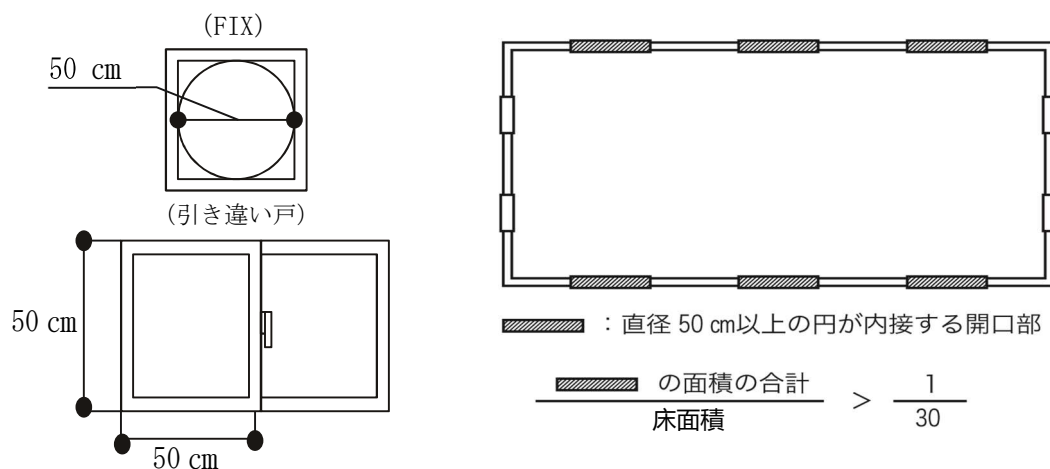
無窓階以外の階の判定は省令第5条の3によるほか、次により取扱うこと。

1 床面積に対する開口部の割合

省令第5条の3第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

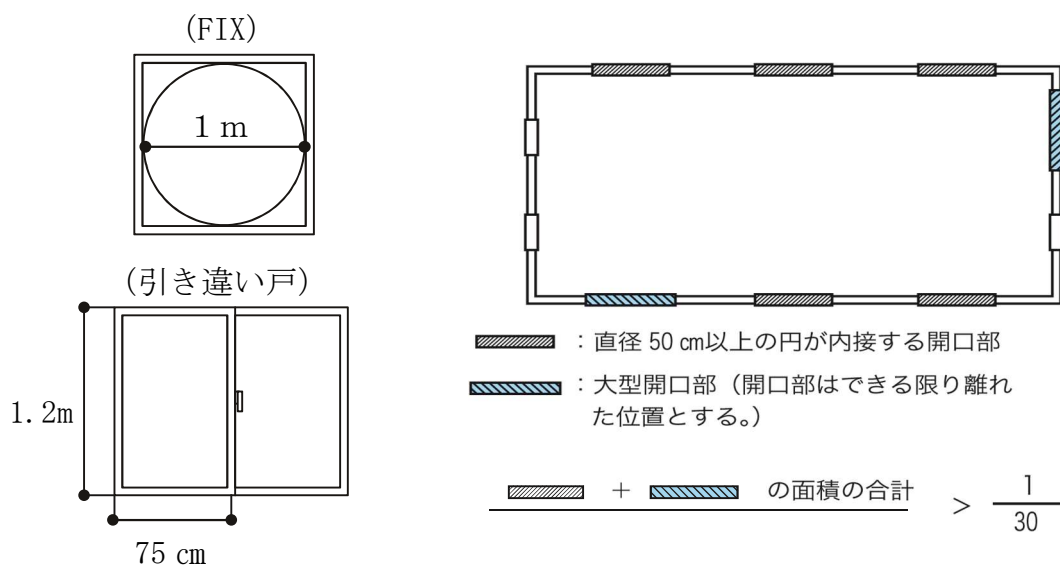
(1) 11階以上の階

直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の $\frac{1}{30}$ を超える階であること。



(2) 10階以下の階

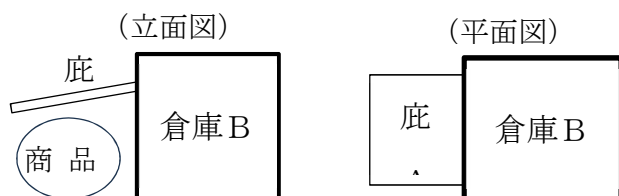
前(1)の開口部に直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が2以上含まれているものであること。



床面積

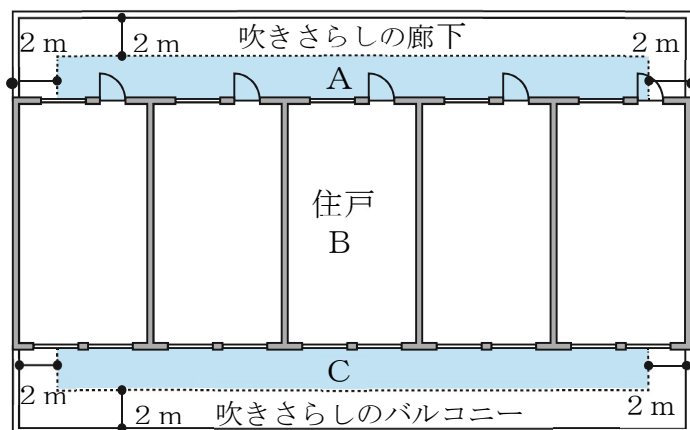
- (3) 第3、1、(1)により、庇等の十分に外気に開放されている部分を屋内的用途で使用する場合は、床面積の算定上は当該庇等の部分を参入するが、無窓階の判定を行う場合においては、外部空間として取扱い、無窓階判定の床面積に参入しないものとする。

(例1) 庇の下を屋内



床面積 = A + B
無窓判定上の床面積 = B

(例2) 共同住宅



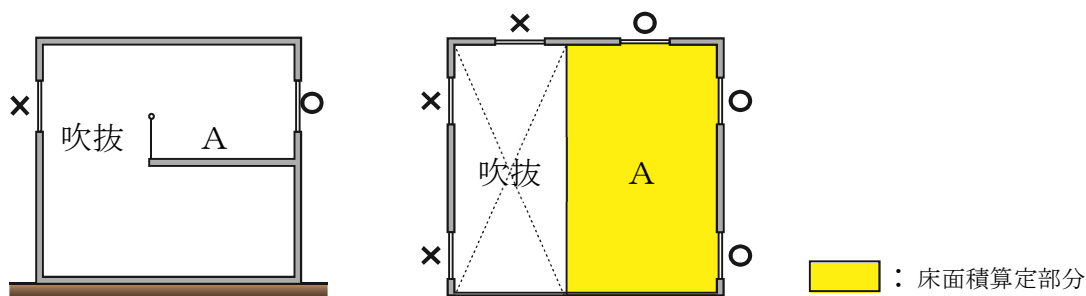
床面積 = A + B + C
無窓判定上の床面積 = B

吹きさらしの廊下及びバルコニーは、屋外側の腰壁又は手すりの中心線から2mを超える部分が床面積に参入されるため、床面積はA、B、Cを合算したものとされるが、無窓判定上は、AとCは外部空間と扱う。

- (4) 吹き抜けが存する階の取扱いは、次によること。

ア 床面積は、当該階の床が存する部分とする。

イ 開口部の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



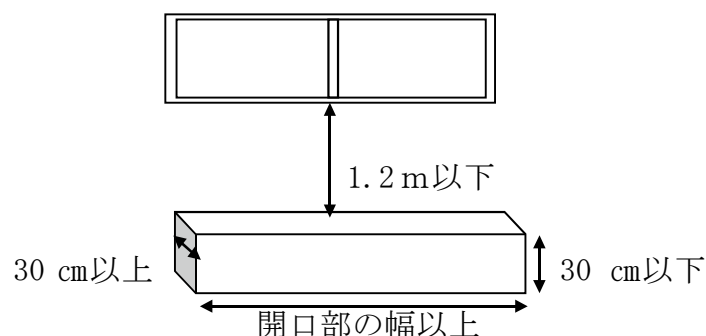
2 有効な開口部

次の(1)から(4)に適合するものは有効な開口部とみなす。

- (1) 床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内であること。

なお、次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、有効な開口部として取扱うことができる。(昭和50年消防安第65号)

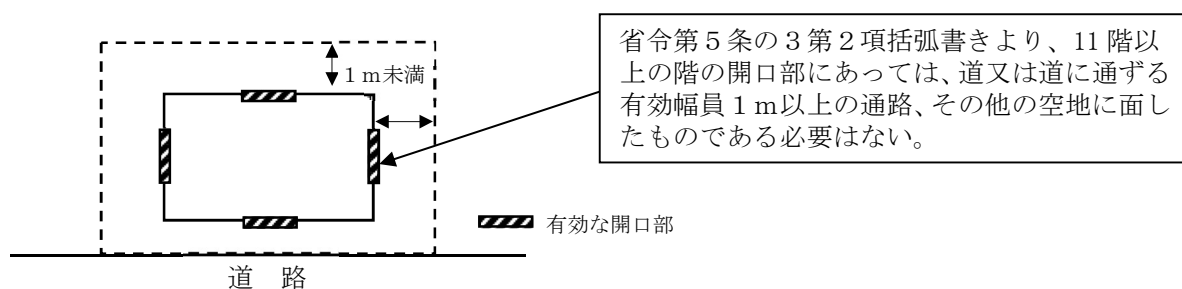
- ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- イ 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床に固定されていること。
- ウ 高さ概ね 30 c m 以下、奥行きは 30 c m 以上、幅は開口部の幅以上。
- エ 踏み台の上端から開口部の下端まで 1.2m 以下であること。
- オ 避難上支障のないように設けられていること。



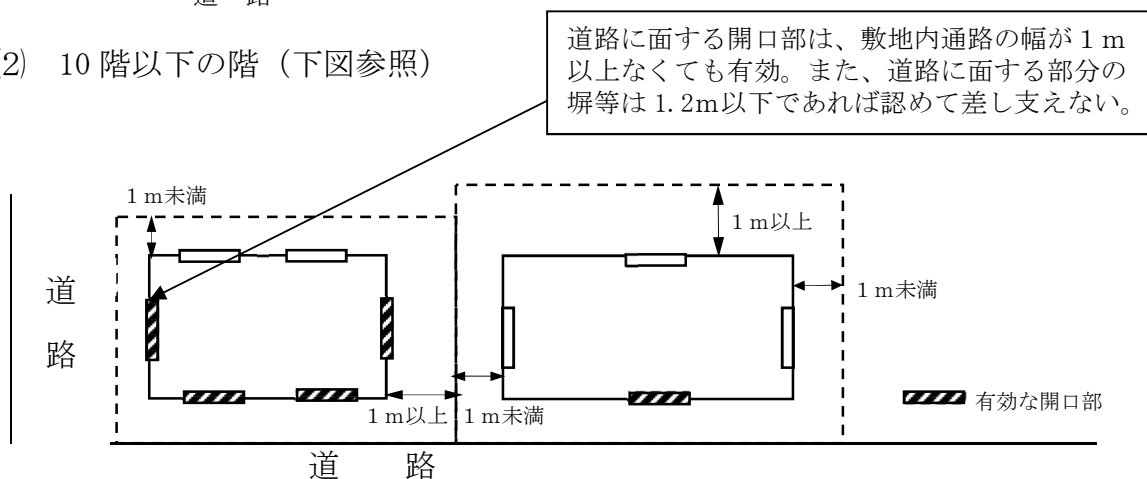
- (2) 開口部は、道又は道に通ずる有効幅員 1 m 以上の通路、その他の空地に面したものであること。(11 階以上の階は除く。)
- (3) 開口部は、内部から容易に避難でき、かつ、外部からも容易に進入できるものであること。
- (4) 開口部は、開口のための常時良好な状態を維持されていること。

3 開口部と敷地との関係

- (1) 11 階以上の階（下図参照）



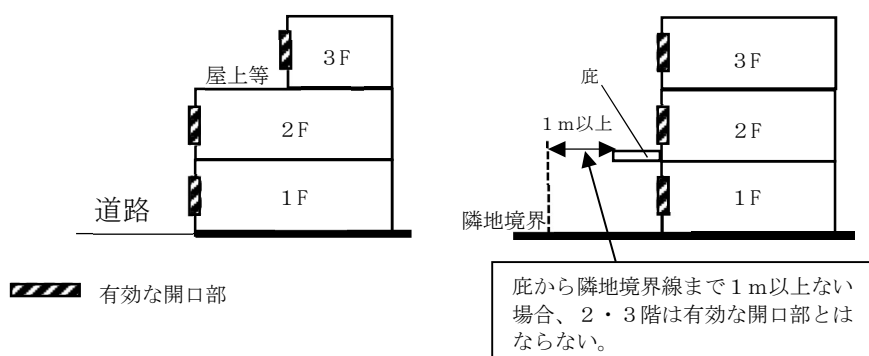
- (2) 10 階以下の階（下図参照）



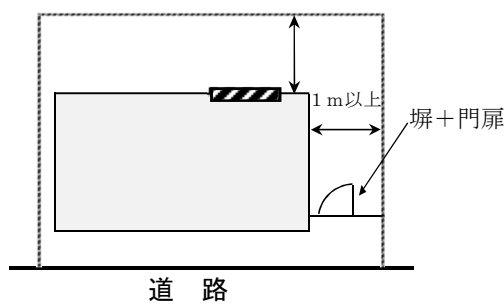
4 通路その他の空地の取扱い

次に掲げる場所は省令第5条の3第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

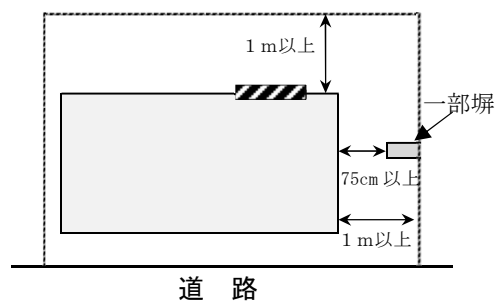
- (1) 国又は地方公共団体等の管理する公園、河川敷等で将来にわたって空地の状態が維持されるもの。
- (2) 道又は道に通じる幅員1 m以上の通路に通じることができる広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、庇及び階段状の部分等で避難及び消火活動が有効にできるもの。



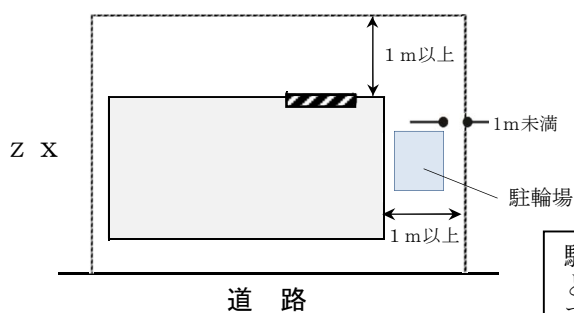
- (3) 道に通じる幅員1 m以上の通路にある塀、その他の工作物で避難及び消火活動に支障がないもの（1.2 m以下の塀は支障のないものとして扱う）。



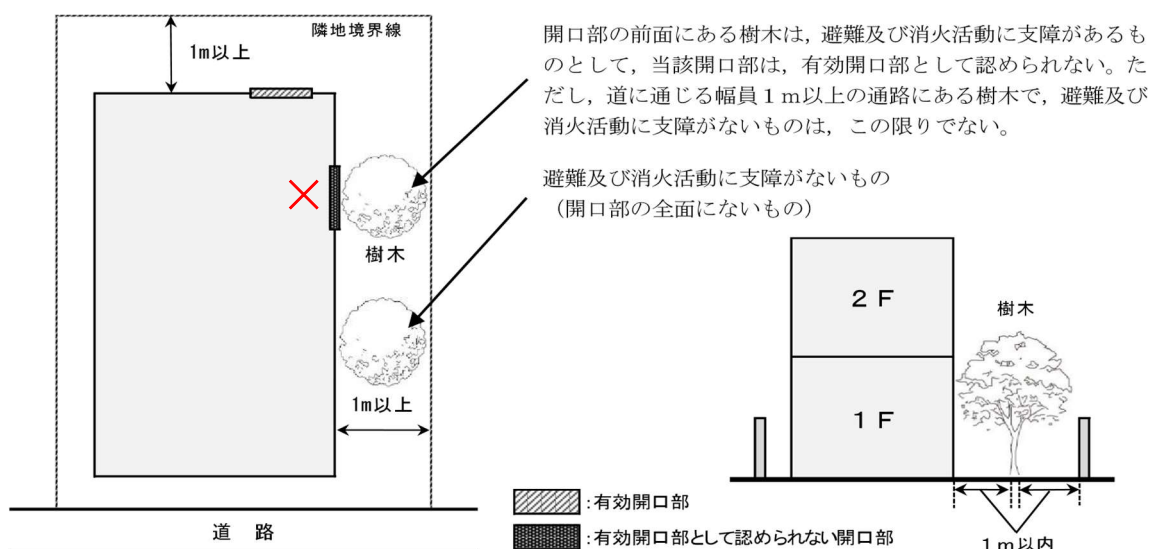
門扉の幅が75cm以上、高さ1.5m以上で、内外から容易に避難及び進入できる場合は認めて差し支えない。門扉のない高さ1.2m以下の塀も、同様の扱いとする。



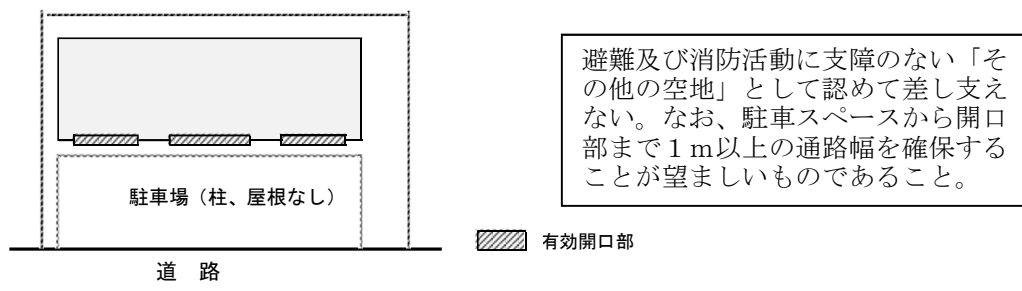
塀等の部分的な突出しと外壁との間が75cm以上あれば、避難及び消防活動に支障ないものとして認めて差し支えない。



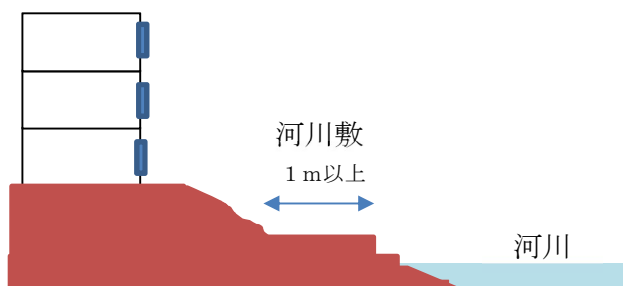
駐輪場は避難及び消防活動に支障ないものとして認めて差し支えない（自転車を移動できないラック式の駐輪場を除く）。



(4) 柱及び屋根を有しない平面駐車場が隣接して設けられている場合

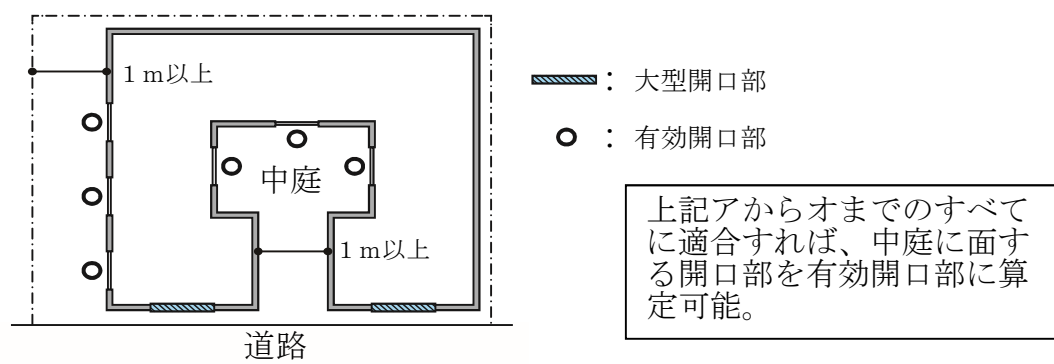


(5) 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの



(6) 周囲が建物で囲まれている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの

- ア 中庭から道に通じる通路及び出入口の幅員は、1 m 以上であること。
- イ 中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。
- ウ 中庭から道に通じる部分の歩行距離は 20m 以下で、直接見通し可能。
- エ 中庭に面する部分以外の外壁に 2 以上の大型開口部があること。
- オ 中庭に面する部分以外の外壁の有効開口部で必要面積の $1/2$ 以上。



5 開口部の構造

次に掲げる開口部は、省令第5条の3第2項第3号の「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取扱うことができる。

(1) ガラス窓

ア 下の表に掲げるガラス窓のもの。

第4-1表 ガラスの種類による開口部の取扱い

ガラスの種類・厚さ		開口部の条件	判 定
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	6 mm以下	引き違い戸	○
		F I X	○
網入板ガラス 線入板ガラス	6.8 mm以下	引き違い戸	△
		F I X	×
	10 mm以下	引き違い戸	▲
		F I X	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	5 mm以下	引き違い戸	○
		F I X	○
合わせガラス	フロート板ガラス 6 mm以下 + P V B 30mil (膜厚 0.76mm) 以下 +フロート板ガラス 6.0 mm以下	引き違い戸	△
		F I X	×
	網入り板ガラス 6.8 mm以下 + P V B 30mil (膜厚 0.76mm) 以下 +フロート板ガラス 5 mm以下	引き違い戸	△
		F I X	×
	フロート板ガラス 5 mm以下 + P V B 60mil (膜厚 1.52mm) 以下 +フロート板ガラス 5.0 mm以下	引き違い戸	▲
		F I X	×
	網入り板ガラス 6.8 mm以下 + P V B 60mil (膜厚 1.52mm) 以下 +フロート板ガラス 6 mm以下	引き違い戸	▲
		F I X	×
フロート板ガラス 3 mm以下 + P V B 60mil (膜厚 1.52mm) 以下 +型板ガラス 4 mm以下	引き違い戸	▲	
	F I X	×	
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入及び線入ガラスは 6.8mm 以下に限る。）により評価し、全体の判断を行う。		

[凡例]

- ...開口部全体を有効な開口部とする。
- △...ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分を有効な開口部として取り扱うことができる。(引き違い戸の場合概ね1/2の面積)
なお、クレセントやレバーハンドル自体に鍵付きとなっている等の特殊なものについては、個別に判断すること。
- ▲...外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているものに限り、上記△の基準で認めることができる。
- ×...有効な開口部として取り扱うことはできない。

[備考]

- 1 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。
- 2 「F I X」とは、はめごろし窓をいう。
- 3 「P V B」とは、ポリビニルブチラル膜をいう。
- 4 「複層ガラス」とは、ガラスとガラスの間に中空層が存するものをいい、上記表のガラスの組合せであれば容易に破壊することができるガラスと同等として取り扱うものとする。なお、三層以上のガラスも同様とする。
- 5 金属膜処理を行った低放射ガラス（通称L o w - Eガラス）は同表の基板と同等なものと取り扱って差し支えないこと。
- 6 開口部は、2以下の鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）を解錠することにより開放することができるものとする。
- 7 開口部に鍵付き開口制限ストッパーを設けた場合は、判定欄の△印のものは、有効開口部とは取り扱えないものとする。
- 8 有効開口部として取り扱えないものであっても、容易にガラス窓を取り外すことができる場合は、認めて差し支えない。

イ 窓用フィルムを貼付したガラスの取扱い

次のいずれかに掲げる窓用フィルム（内貼り、外貼りは問わない。）を貼付したガラスは、第4-1表のガラスの種類等によって判定することができる。

ただし、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議が実施する建物部品の防犯性能の試験に合格した防犯建物部品（C Pマークの表示が認められるもの）の窓ガラス用フィルムを貼付したものは除く。

（ア）基材がポリエチレンテレフタレート（P E T）製で、基材の厚みが $100\mu\text{m}$ （ $=0.1\text{mm}$ ）以下のもの。多積層（引裂き強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。）のものを除く。

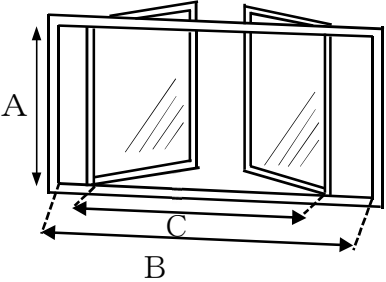
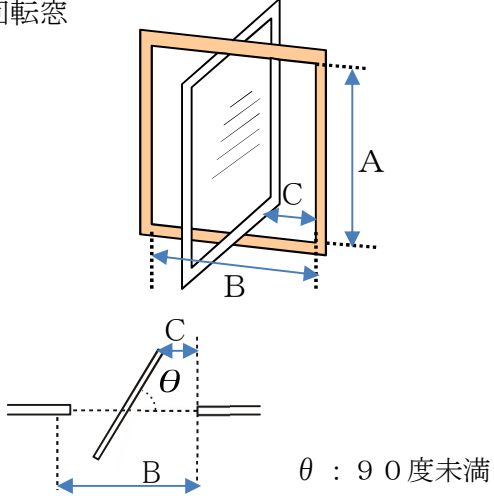
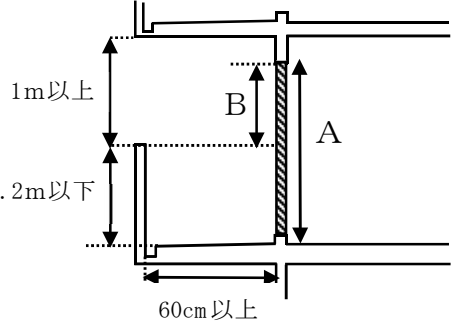
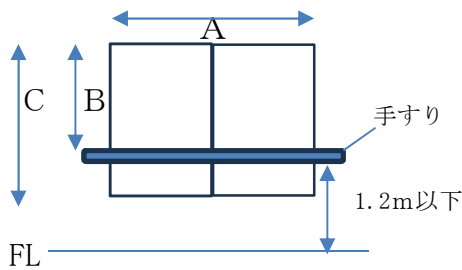
（イ）基材が塩化ビニル製で、基材の厚みが $400\mu\text{m}$ （ $=0.4\text{mm}$ ）以下のもの。

ウ 開口部の有効寸法の算定

下の表に掲げるものとする。

第4－2表 開口部の有効寸法

	名 称 / 例 図	有 効 開 口 面 積
第4－1表の引き違い戸（同表備考1参照）	はめ殺し窓	$A \times B$ (ガラス部分：第4－1表の判定が○の場合)
	引違い窓、片引き窓、上げ下げ窓	判定○…原則、$A \times C$ (窓を開けた部分)。なお、$D \times E$ (開放後、窓枠が残るガラス部分) も算定可能であり、2か所の合計面積は、概ね$A \times B$となることから、計算上は単純に$A \times B$として差し支えない。 この場合も原則通り、大型開口部はCが75cm以上、大型以外の有効開口部はCが50cm以上であること。 判定△…$A \times C$ (窓を開けた部分) 開放できるC部分は窓枠の重なりがあるため厳密に測定するとBの1/2とはならないが、計算上は単純に1/2として差し支えない。
	片開き窓 ガラス部分：$A \times B$	判定○…原則、$C \times E$ (窓を開けた部分)。なお、ガラス部分も算定可能であり、この場合、計算上は単純に窓枠を含めた$C \times D$として差し支えない。 判定△…$C \times E$ (窓を開けた部分) 開放幅の計算方法は回転窓欄参照。
	両開き窓	判定○…原則、$A \times C$ (窓を開けた部分)。なお、ガラス部分も算定可能であり、この場合、計算上は単純に窓枠を含めた$A \times B$として差し支えない。 判定△…$A \times C$ (窓を開けた部分) 開放幅の計算方法は回転窓欄参照。
	堅すべり出し窓 ガラス部分：$A \times B$	判定○…原則、$C \times E$ (窓を開けた部分)。なお、ガラス部分も算定可能であり、この場合、計算上は単純に窓枠を含めた$C \times D$として差し支えない。 判定△…$C \times E$ (窓を開けた部分) 開放幅の計算方法は回転窓欄参照。

	名 称 / 例 図	有 効 開 口 面 積
第4-1表の引き違い戸（同表備考1参照）	両縦すべり出し窓 	判定○…原則、 $A \times C$ （窓を開けた部分）。なお、ガラス部分も算定可能であり、この場合、計算上は単純に窓枠を含めた $A \times B$ として差し支えない。 判定△… $A \times C$ （窓を開けた部分）
	回転窓 	判定○…ガラス部分を算定可能。計算上は単純に窓枠を含めた $A \times B$ として差し支えない。開放部分の算定は下記参照。 判定△…開放部分 【開放角度が90度の場合】 横幅の中心で区切られるため、 $A \times 1/2 B$ が2か所だが、計算上は単純に $A \times B$ として差し支えない。この場合、 $1/2 B$ が大型開口部は75cm以上、それ以外は50cm以上ないと有効開口部として扱わない。 【開放角度が90度未満の場合】 $A \times C$ （窓を開けた部分） 横幅Cは $B \times (1 - \cos \theta)$ で求める。
バルコニー	バルコニーの開口部 	外壁面にバルコニーが設けられている場合、手すりの高さが1.2m以下、手すりの上端から天井面までの高さが1m以上及びバルコニーの奥行が60cm以上の場合はAを有効開口部とすること。ただし、バルコニーの奥行が60cm未満の場合はBを有効開口部とすること。
転落防止策等	転落防止策等がある開口部 	$A \times B$ ただし、転落防止柵等が容易に取り外せるものについては $A \times C$ とすることができる。なお、容易に取り外せるものについては、材質や構造等からその都度判断するものであること。

(2) シャッター等（オーバースライダーは以下のウを除く。）

ア 施錠装置がなく、屋内外から手動で容易に開放できるもの。

イ 潜り戸又は付近に破壊して進入できる出入口があり、かつ、屋内から停電時に手動又は電動（非常電源付き）で開放できるもの。

ウ 軽量シャッター（スラットの板厚が1mm以下のもの。）で、消防隊が一般積載器具で容易に破壊できるもの。避難階以外の階にあつては、奥行き60cm以上、幅が開口部以上で手すりの高さ1.2m以下とし、当該手すりの上方に1m以上の空間を有するバルコニー等の消防活動スペースが確保された部分を設けたもの。

エ 自動火災報知設備又は煙感知器連動により解錠し、屋内外から手動又は電動（非常電源付き）で開放できる装置がついているもの。

オ 防災センター等常時人がいる場所から、開放できるもの（非常電源付き）。

カ 屋外から水圧によって開放又は解錠できる装置を備え、開放装置の送水口が1階又は当該シャッターの直近にあるもので、次のいずれかにより開放できるもの。

（ア） 屋外から水圧によって解錠し、手動又は電動開放装置（非常電源付き）により、開放できるもの。

（イ） 屋外から水圧によりシャッターを巻き上げることで開放し、かつ、屋内からは電動開放装置（非常電源付き）により開放できるもの。

（ウ） 屋外から水圧により電動開放装置（非常電源付き）のスイッチを作動させ開放するもの。

※ 水圧解錠・開放装置は、昭和52年消防予第251号「シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて（通知）」に適合したものであること。送水口は、避難階の床から高さ1m以下となる箇所に設け、送水口の直近に容易に表示面を反射塗料とした消えない黄色の地に、赤色の「消」の文字（大きさ50mm²以上）の表示をし、当該表示の周囲には、これとまぎらわしい又はこれをさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。

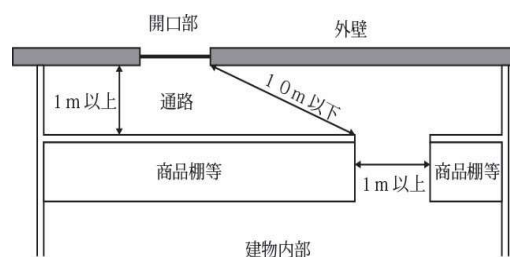
(4) ドア

- ア 手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で、屋内及び屋外から容易に開放できるもの
- イ 電動式ドアで、停電時であっても非常電源又は手動により開放できるもの（第4－1表に示す破壊可能なガラスによるものを含む。）
- ウ ガラス小窓付鉄扉で、鉄扉内側のサムターン錠を開錠するため、サムターン部分から10cm以下の距離に幅15cm以上、高さ15cm以上のガラス小窓を設け、第4－1表に示す破壊可能なガラスを用いたもの
- エ 鉄扉で、屋外から水圧開錠し、手動で開放できるもの
- オ 自動火災報知設備又は排煙設備若しくは防火戸の連動制御盤の作動と連動して開錠できるもの（電気錠等）
- カ 屋内側に施錠装置がなく、屋外側に南京錠その他消防隊が外部から容易に破壊することにより進入できるもの（就業中、屋外側を南京錠等で施錠しないものに限る。）

6 開口部の状態

- (1) 次に掲げる状態のものは、常時良好な状態の開口部として扱う。

- ア 格子、ルーバー、広告物、日除けその他の設備により、避難及び消防活動に支障がないもの
- イ 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に通路への出入口を有効に設けたもので次のすべてに適合するもの（昭和50年消防安第62号）
 - （ア）通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等、常時通行に支障がないこと。
 - （イ）通路及び間仕切壁等の出入口の幅員はおおむね1m以上であること。
（通路の幅員が場所によって異なる場合はその最小のもの）
 - （ウ）間仕切壁等の通路への出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下であること。

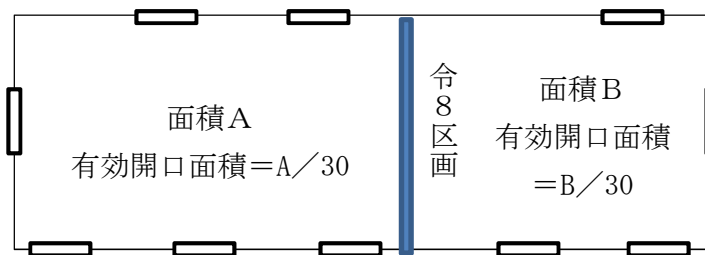


- (2) 有効開口部に面する室内外の部分には、避難上及び消防活動上支障となる物品等を置かないこと。ただし、キャスター付きの什器等で容易に移動が可能であると認められるもの又は、高さが 1.2m 以下の棚等でその上部が通行可能なもの（有効開口部と棚等が重なる部分は、有効開口面積の計算から除外する。）については、この限りではない。
- (3) 営業中は、省令第 5 条の 3 で定める開口部を有するが、閉店後は重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無窓となる場合は、無窓階以外の階として取扱うことができる。（昭和 50 年消防安第 65 号）ただし、(14) 項は除く。（昭和 53 年消防予第 179 号）

7 その他

- (1) テント倉庫のテントの部分で容易に破れるものは、有効な開口部があるものとして扱うことができる。
- (2) 一の建物に政令第 8 条に規定する区画壁等が存する場合は、当該区画で二分されるそれぞれについて、有効開口部の面積を算定すること。

なお、政令第 8 条以外の間仕切壁である場合は、当該間仕切りされた部分相互に往来できる開口部を設けるよう指導すること。（昭和 50 年消防安第 62 号）



第3章 消防用設備等の設置単位

第1 消防用設備等の設置単位

1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物について特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、敷地ではなく、棟であること。（令和6年消防予第155号）

（1）棟とは、原則として独立した一の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの）または、独立した一の建築物が相互に接続されて一体となるものをいう。（昭和53年消防予第32号⁽¹⁾）

（2）相互の建築物の庇あるいは屋根が、一方の建築物にかぶさっている又は接している若しくは重なる場合で、相互の建築物の面するそれぞれの外壁に窓又は出入口が対面して存する等の別棟として取扱う基準及び構造は、次のよるものとする。

ア 外観上、社会通念に照らして明らかに双方の建築物が離れていること。

イ 構造上、双方の建築物の応力が伝わらない程度の十分な距離がとれていること。

ウ 構造上、当該部分の用途は、通路等の用に供する場合のみであること。

エ 庇部分の構造は、柱や壁（袖、垂を含む。）等が無く、開放性のある形状であること

2 渡り廊下、地下連絡路、洞道の取扱い

建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これに類するものを含む。以下同じ。）、洞道（換気、暖房又は冷房の設置の風道、給排水管、配電管等の配管類、配線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。

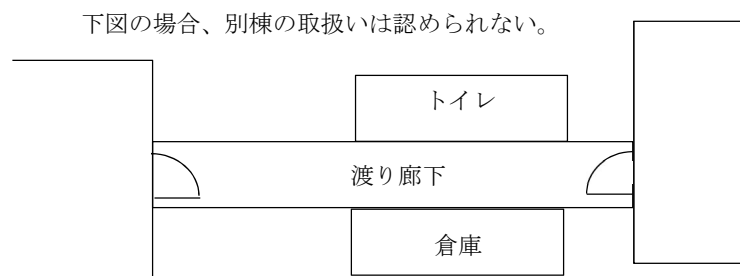
ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取扱うことができるものであること。（令和6年消防予第155号）

なお、建築物と建築物が、構造上独立している直接外気に開放された渡り廊下等で、エキスパンションジョイントその他の相互の応力を伝えない構造（それぞれが別棟扱いとなる構造）方法のみで接しているもの（一の建築物から発

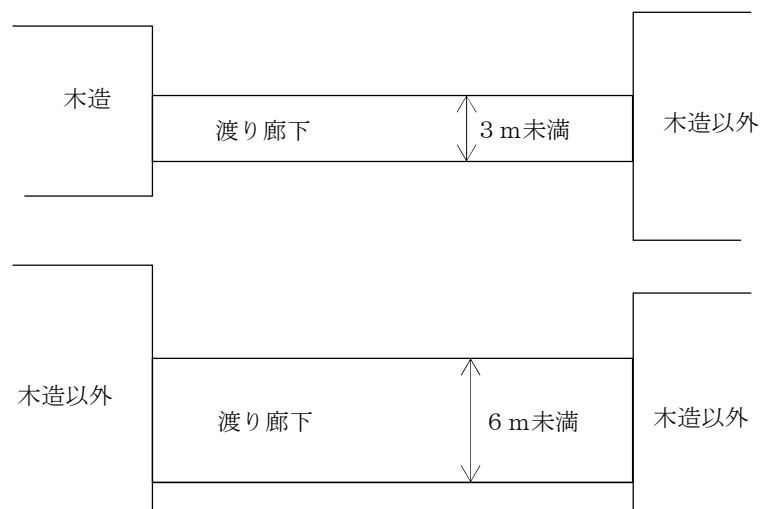
生した火災が、渡り廊下を介して延焼するおそれがないもの及び建基政令第5章の避難施設等の規定について、各々の建築物内で適合しているものに限る。)を除く。

- (1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続され、次のアからウに適合している場合

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。



イ 渡り廊下の有効幅員（内壁間の距離）は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3 m未満、その他の場合は6 m未満であること。



ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6 m、2階以上の階にあつては10 mを超えるものであること。ただし、次の(ウ)から(オ)までに適合する場合は、この限りでない。

(ア) (1)の規定が適用されるものについても、開放廊下を除き、次によること。

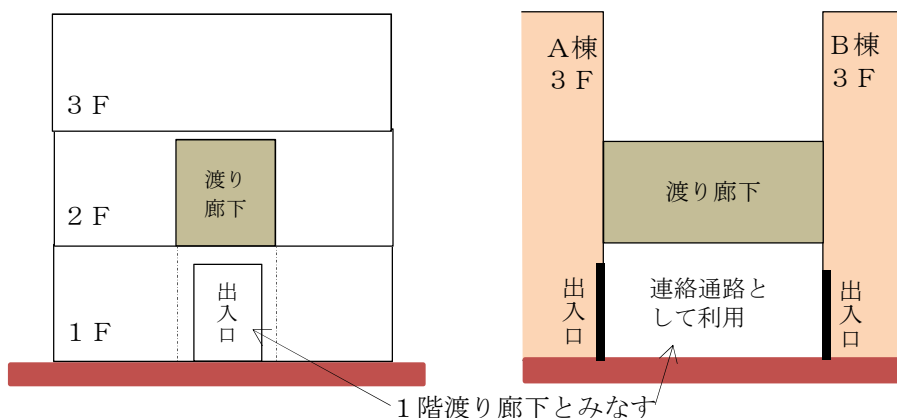
- a 建築物の両端の接続部分には防火設備を設けること。
- b 渡り廊下の構造は、準不燃材料で造られたものとする。

(イ) 建築物相互間の距離は、次によること。

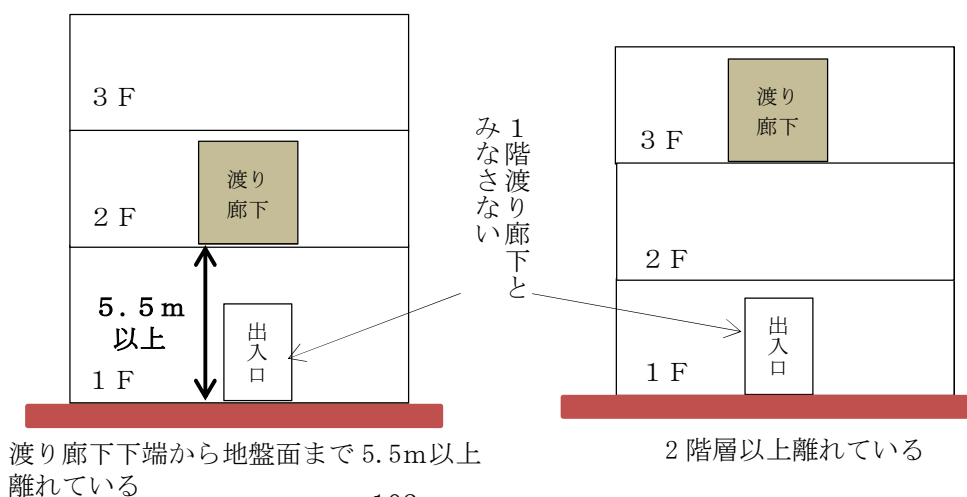
- a 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離は、渡り廊下上における最短の開口部間の歩行距離とすること。
- b 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離によること。
- c 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。

※ 渡り廊下の下部の地盤面を建築物相互の連絡通路として利用するもの（以下「下部通路」という。）は、当該部分を渡り廊下とみなす。

ただし、渡り廊下の下端から地盤面までの距離が5.5m以上となる下部通路又は渡り廊下より2階層以上離れている下部通路はこの限りでない。



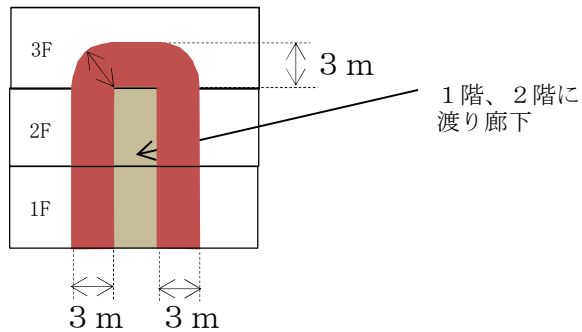
下図の場合、1階部分を渡り廊下として扱わない。



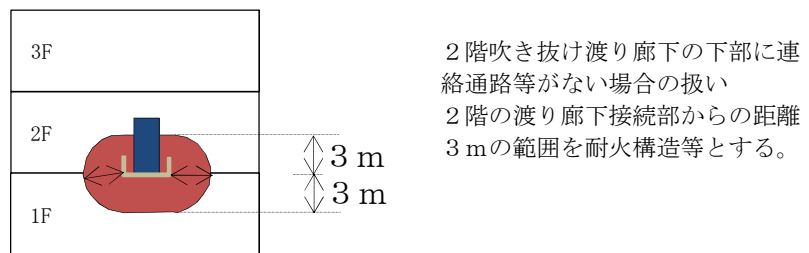
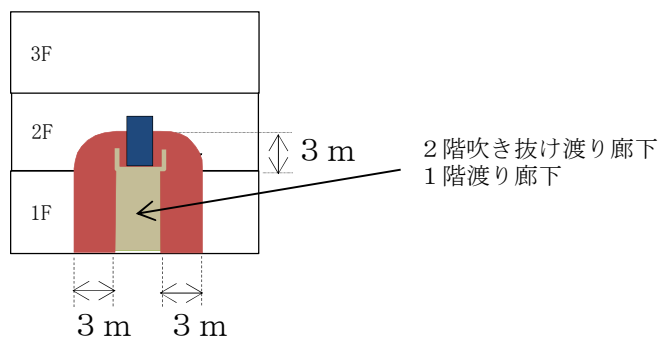
(ウ) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ 3 m 以内の距離にある部分に限る。次の（エ）について同じ。）については、次の a 又は b によること。

a 耐火構造又は防火構造で造られていること。

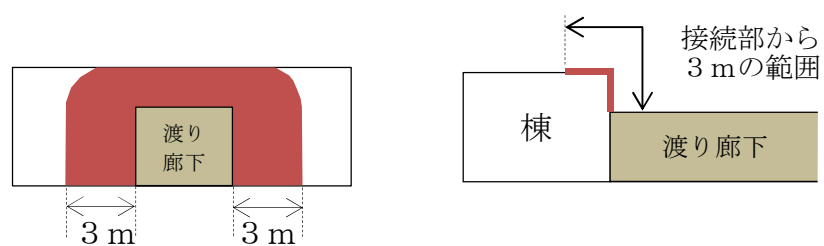
(a) 1 階、2 階に渡り廊下がある場合



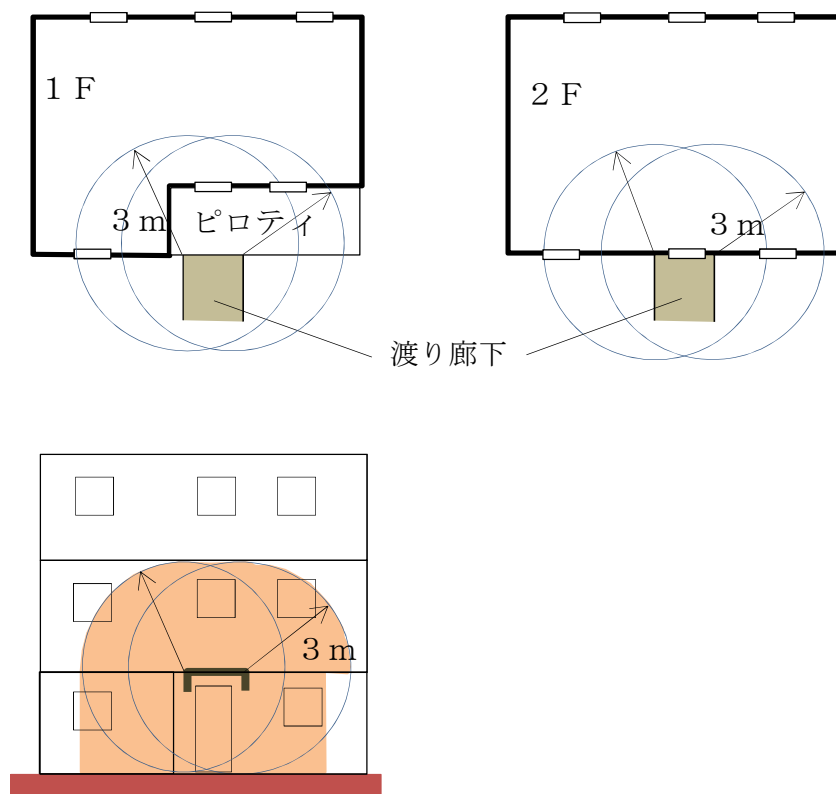
(b) 1 階 2 階に渡り廊下があり、2 階は吹き抜け等の開放式の渡り廊下の場合



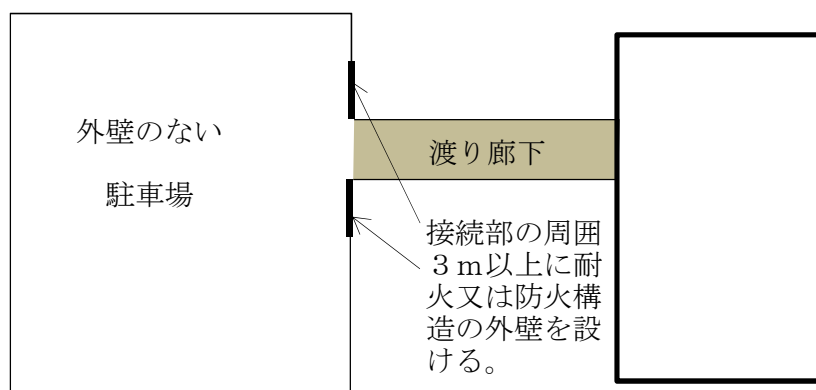
(c) 3 m の範囲は、外壁及び屋根に及ぶ。



(d) 吹き抜け等の開放式の渡り廊下が、開放廊下又はピロティに接続する場合、接続部に外壁を設けず接続部から3 m以内にある外壁を耐火構造又は防火構造とし、開口部を防火戸にすること。

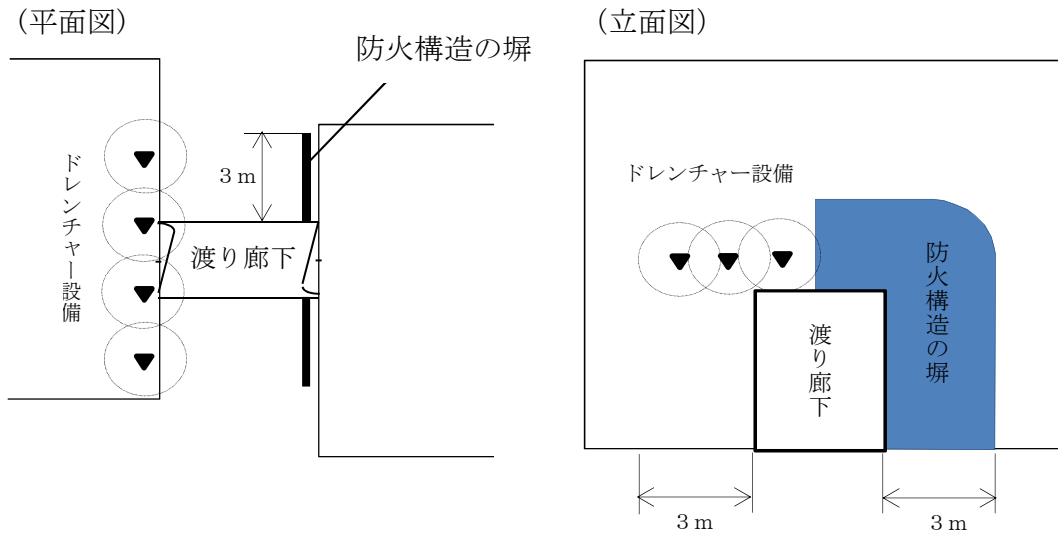


(e) 渡り廊下で接続する建築物に外壁が無いものにあつては、接続部から3 m以内の部分に外壁を設けなければならない。



b a 以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造の塀その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプ

リンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。（政令第12条第2項の基準によること。）



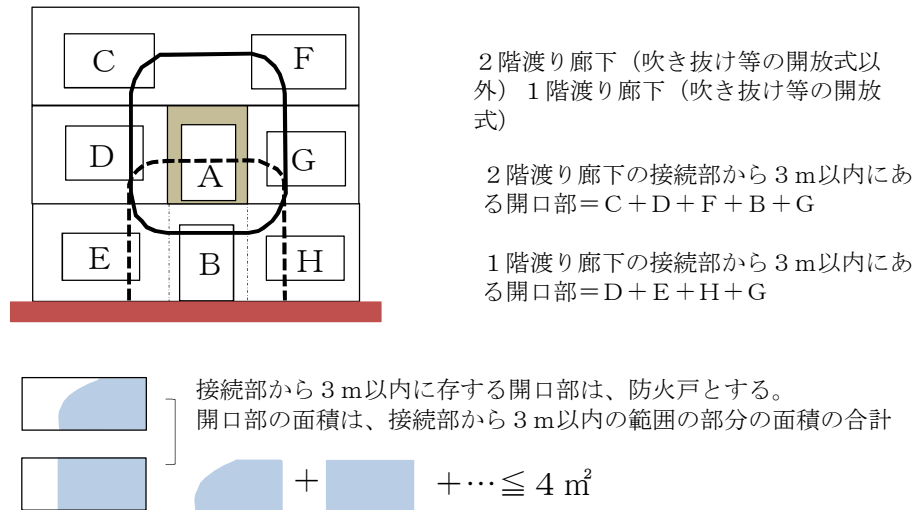
(エ) (ウ) の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4㎡以内の開口部で防火戸が設けられている場合（建築物相互間の距離が3m以上で、渡り廊下が準不燃材料で造られたものにあつては、開口部面積を問わないことができるものであること。）にあつては、この限りでない。

面積4㎡以内の開口部とは、接続される建築物ごと、接続される階ごとに算定した開口部の面積の合計であること。

※ 面積4㎡以内の開口部について

- ① 接続部分から3m以内にある開口部は、防火戸であること。
- ② 接続部分から3m以内の接続面及び側面等の部分も含まれること。
- ③ 面積4㎡以内の開口部とは、①の開口部について接続部分から3m以内の部分のみを合計したものであること。
- ④ 吹き抜け等の開放式以外の渡り廊下が設けられている場合の面積には、他階の渡り廊下接続部分の開口部は含まれないこと。

- ⑤ 吹き抜け等の開放式の渡り廊下が設けられている場合には、それぞれ渡り廊下の接続部分から 3 m 以内にある他階の渡り廊下の開口部も含まれること。



（オ）渡り廊下については、次の a 又は b によること。

- a 吹き抜け等の開放式の渡り廊下で、建築物との接続部には防火設備が設けられていること。

開放式の渡り廊下は、次のいずれかに適合するものであること。

- （a）建築物相互間の距離が 1 m 以上であり、かつ廊下の両側面の上部が天井高の 2 分の 1 以上又は 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの
- （b）建築物相互間の距離が 1 m 以上であり、かつ廊下の片側面の上部が天井高の 2 分の 1 以上又は 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効にさえぎる構造で天井面から 50 cm 以上下方に突出した垂壁を設けたもの

- b a 以外のものについては、次の（a）から（e）までに適合するものであること。

- （a）建築物相互間の距離は 1 m 以上であること。
- （b）建基政令第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料以上で造ったものであること。

(c) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計はいずれも 4 m^2 以下であり、当該部分には防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。(防火設備としてシャッターを設ける場合は、当該シャッターの近くに随時開くことができる自動閉鎖式の防火戸を設けること。(建基政令第 112 条第 19 項第 2 号))

(d) 渡り廊下と建築物の接続部は、開口部の部分を除き、次に適合すること。(火災の延焼を防止する措置を含む。)

I 耐火構造又は防火構造の壁で区画されていること。

II 区画の壁を暖房、冷房若しくは換気の風道が貫通する場合は区画貫通部又はその直近の箇所には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーが設けられていること。ただし、排煙設備の風道が貫通する場合は、温度ヒューズ(熔融温度 280 度以上)の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーとすること。

III 区画の壁を電気配管、給排水管等が貫通する場合は、建基政令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号に適合するものとし、かつ、当該配管等と当該配管等を貫通させるために区画に設ける開口部との隙間をモルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等の措置がされていること。

(e) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が政令第 12 条第 2 項の基準により設けられているものにあつてはこの限りでない。

I 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1 m^2 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の $\frac{3}{10}$ 以上の幅で長さ 1 m 以上のもの、外壁に設けるも

のにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1 m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。(建基政令第126条の3の規定を準用)

i 渡り廊下の天井面に設ける自然排気口の幅は、廊下の幅員となるように指導すること。

ii 渡り廊下の外壁面に設ける自然排気口的位置は、天井面から1.5m以内とすること。

II 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排出することができるものであり、電気で作動するものにあつては非常電源が附置されていること。(建基政令第126条の3の規定を準用)

i 機械排煙方式は、次の減圧方式又は加圧方式とすること。

(i) 減圧方式は、排煙風量が1秒間に 6 m^3 以上の能力を有するものとし、排煙口の大きさは、廊下幅員の幅で長さ10 cm以上とすること。

(ii) 加圧方式は、水柱圧力が2 mm以上の能力を有するものとする。

ii 排煙設備の非常電源は、非常電源の基準の例によること。

なお、この場合、非常電源の種別は省令第12条第1項第4号かつこ書きの規定を適用しないことができるものであること。

エ 有効幅員が6 m未満の不燃材料構造で造られた開放式渡り廊下によって耐火建築物の屋上相互（一方が屋上である場合を含む。）を接続する場合（塔屋等に接続するものを除く。）は、別棟として取扱う。この場合、渡り廊下と建築物の接続部の下方周囲3 mの範囲は、(1)、ウ、(エ)に適合するものであること。

ただし、当該渡り廊下の下部通路の扱いは(1)、ウ、(イ)による。

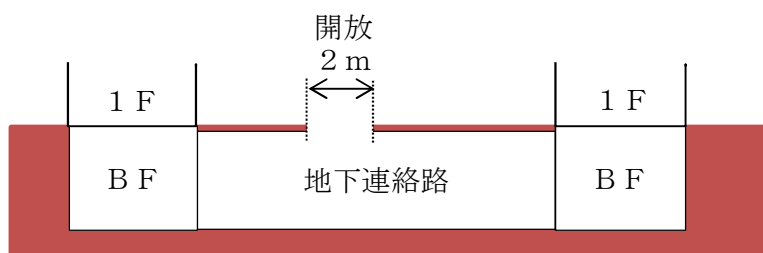
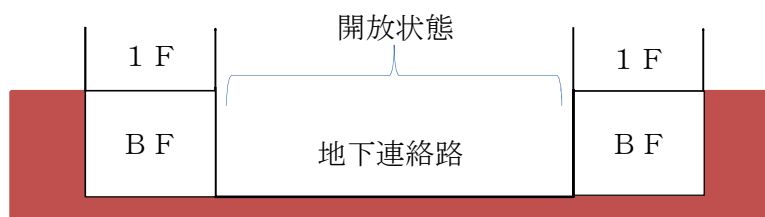
オ 別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。

また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として上記の渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。なお、上記原則によるほか、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとしても差し支えない。

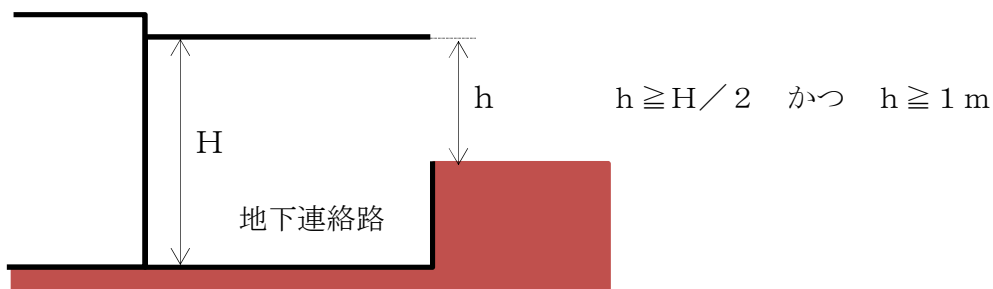
(2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続され、次のアからクまでに適合する場合（火災の延焼を防止する措置を含む。）

※ 天井部分が直接外気に常時開放されているもの

① 地下連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該連絡路の天井の長さがおおむね 2 m にわたって幅員の大部分が開放されているものであること。



② 地下連絡路の側壁部分が下図により開放されているもの



※ ドライエリアとは、地下室がある建築物の外壁に沿って掘り下げた採光や換気のための空堀をいう。



- ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分）の主要構造部は、耐火構造であること。
- イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。
- ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。
- エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6 m以上であり、その幅員は6 m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法によって設けられている場合は、この限りでない。
- オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- （ア）耐火構造の壁をダクト等が貫通する場合、当該貫通部分に煙感知器の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーを設けたものは、次のカの面積に含まないものとする。
- （イ）耐火構造の壁を電気配管、給・排水管等が貫通する場合、建基政令第129条の2の5第1項第7号の規定の例により措置すること。
- カ オの出入口の開口部の面積は4 m²以下であること。
- キ オの出入口には、特定防火設備で常時閉鎖式又は随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの若しくは随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するもの（防火設備としてシャッターを設ける場合は、当該シャッターの近くに随時開くことができる自動閉鎖式

の防火戸を設けること。(建基政令第112条第19項))が設けられていること。

ク 地下連絡路には、(1)、ウ、(オ)、b、(e)、Ⅱにより内部の煙を有効かつ安全に外部へ排除できるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源を附置した機械排煙設備(風道区画貫通部に、温度ヒューズ(熔融温度280度以上)の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパー付)が設けられていること。

ただし、地下連絡路に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

ケ 別棟としてみなされる場合の消防用設備の設置については、(1)、オを準用すること。

(3) 建築物と建築物が洞道で接続され、次のアからオまでに適合する場合

ア 建築物と洞道が接続されている部分の開口部及び点検口、排気口(接続される建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。)を除き、開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されていること。

イ 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床との隙間を不燃材料で埋めたものであること。

ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあつては、この限りではない。

エ アの点検のための開口部(建築物内に設けられているものに限る。)には、防火戸(開口部の面積が2㎡以上のものにあつては、自動閉鎖装置付のものに限る。)が設けられていること。

オ アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

カ 別棟としてみなされる場合の消防用設備の設置については、(1)、オを準用すること。

3 その他の別棟扱い

(1) 2によるほか、建築物と建築物が地下コンコース、公共用地下道（地下街の地下道を除く。）を介して接続しているもので、次のアからエまでに適合する場合は、別棟として取扱うことができるものであること。

ア 接続する部分の一の開口部の面積は、おおむね 20 m²以下であること。
ただし、当該開口部の直近が、外気に有効に開放されている場合はこの限りでない。

イ アの開口部には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。

ウ イの防火戸が防火シャッターである場合は、直近に建基政令第 112 条第 19 項に定める防火戸が設けられていること等、特定防火設備の閉鎖又は作動した状態で避難に支障がないものであること。

エ 開口部以外の接続部分は、耐火構造の床又は壁で区画されていること。

(2) 2により別棟としてみなされた場合でも、建築基準法令上は一の建築物として扱われるものにあつては、別棟としてみなされる防火対象物の相互の外壁間の中心線から 1 階にあつては 3 m 以内、2 階にあつては 5 m 以内の距離に外壁又は屋根がある場合（渡り廊下の部分を除く。）には、2、(1)、ウ、(ウ)、a 又は b により当該部分への延焼防止措置が講じられていること。

なお、当該部分に開口部を設ける場合は、当該開口部を防火戸とすること。

(3) 2により別棟としてみなされた場合、それぞれの建築物の床面積に応じて渡り廊下等の部分の床面積を按分し、合算すること。

(4) 防火対象物の接続がその特殊性から 2 及び (1) によりがたいもので、火災の延焼拡大の要素が少ないもの又は社会通念上から同一の防火対象物として扱うことに不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討するものであること。

(5) 建基法第 44 条第 1 項ただし書きの規定に基づき設けられたアーケードにより複数の建築物が接続される場合は、それぞれ別の建築物とみなして取扱うこと。

(6) 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水の規定については、渡り廊下等により接続された建築物は原則として一棟として取扱うこと。

ただし、次のアからウまでに適合する場合は、別の建築物として取扱うことができる。

ア 渡り廊下等は、全て不燃材料で造られていること。

イ 渡り廊下等は、2の基準に適合するものであること。

ウ 接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の1階の外壁間の中心線から1階にあつては3 m以内、2階以上の階にあつては5 m以内の範囲に存しないこと。

第2 政令第8条に規定する区画等の取扱い

1 政令第8条の区画

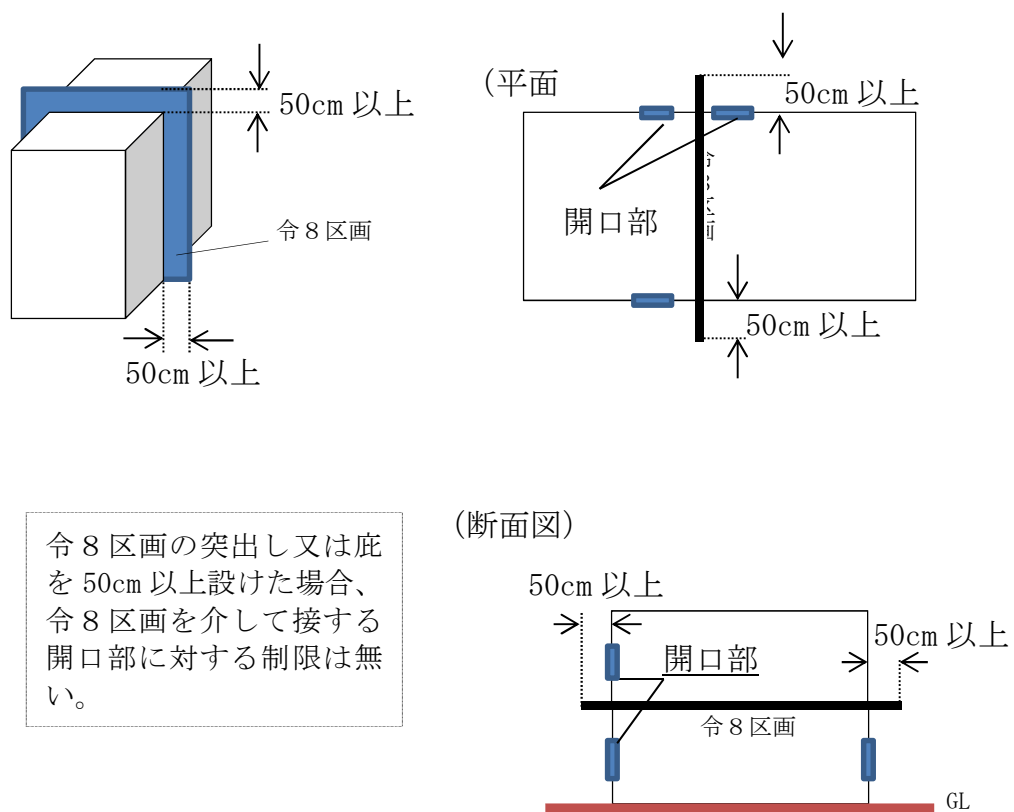
(1) 構造

政令第8条第1号に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」(以下「令8区画」という。)とは、次に示す構造を有する必要があること。(令和6年消防予第155号)

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造(壁式鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等(工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられているもの)が該当する。)であること。

イ 建基政令第107条第1号に定める通常の火災時の加熱に耐える時間が、2時間以上の耐火性能を有すること。

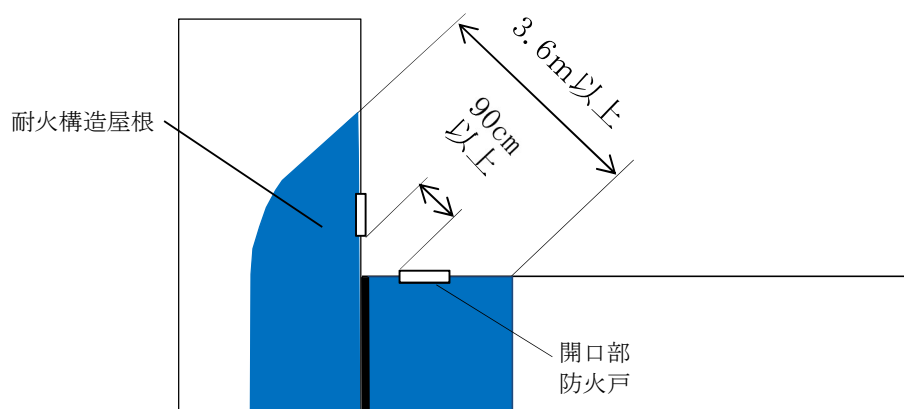
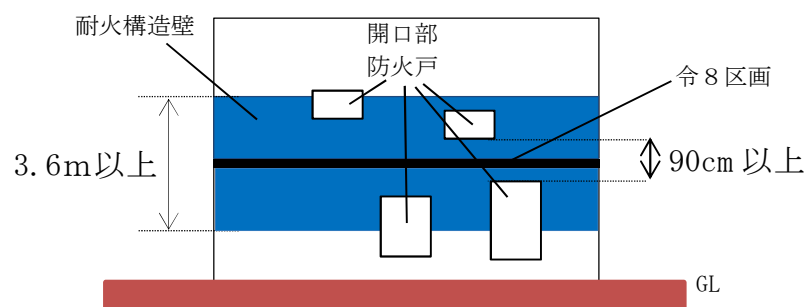
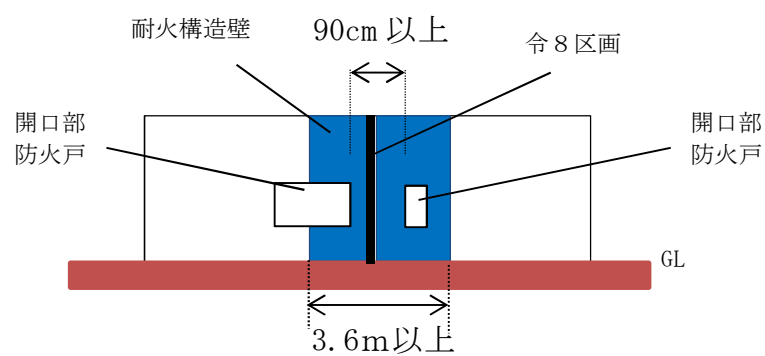
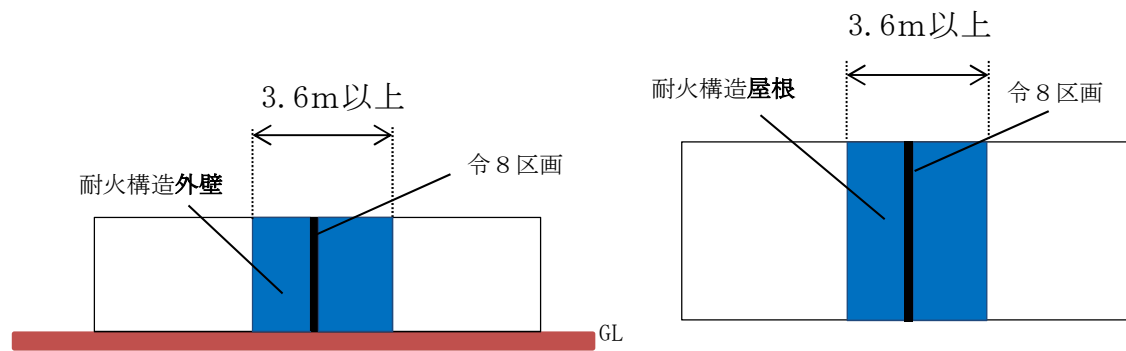
ウ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50 c m以上突き出していること。



ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、令8区画を含む3.6m以上にわたり耐火構造（建基法において、当該外壁又は屋根において要求される耐火性能時間以上の耐火性能をいう。（建基政令第107条第1号））であり、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。（耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていることが望ましい）

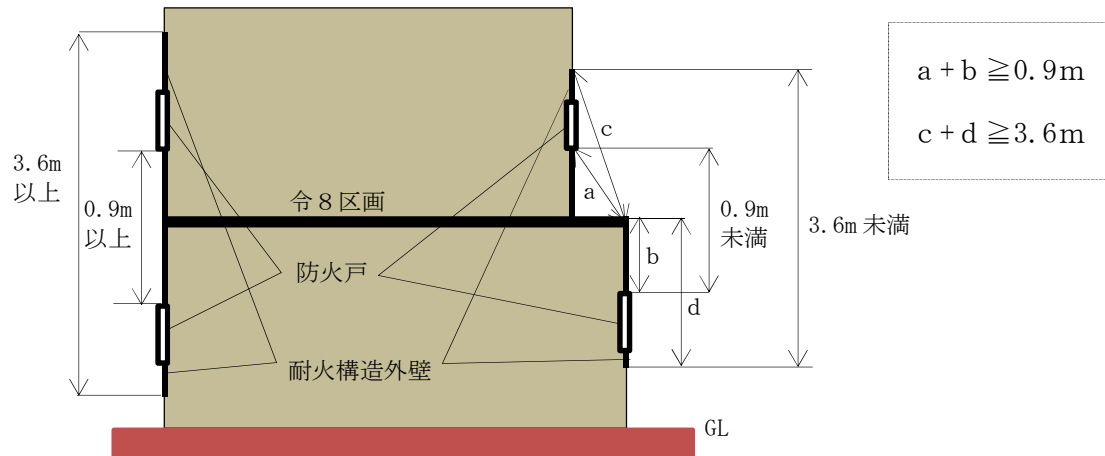
(ア) 開口部が設けられていないこと。（面積の小さい通気口、換気口等含む）

(イ) 開口部を設ける場合には、甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられており、かつ、当該開口部相互が政令第8条区画を介して90cm以上離れていること。

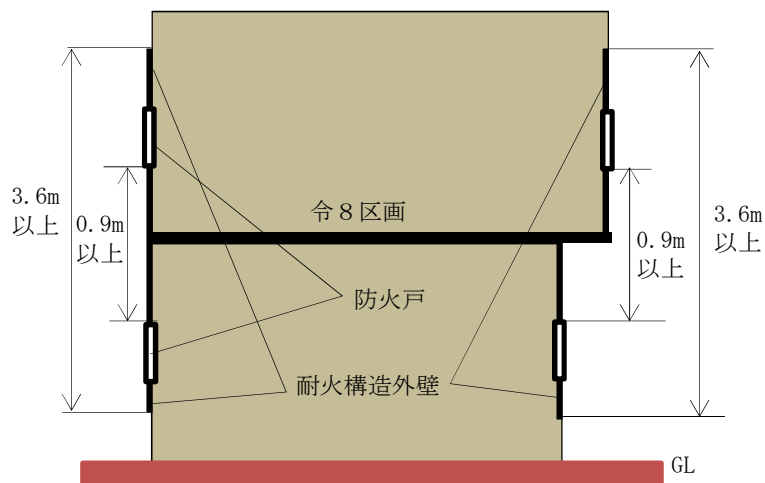


※ 一部 0.5m以上突き出した令 8 区画の底、床、そで壁に類する場合
の取扱いについて

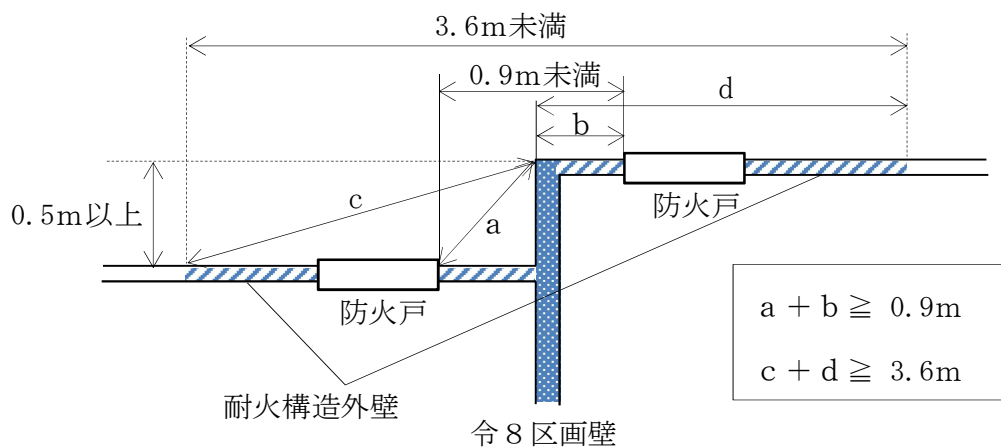
① 上階がセットバックしている場合



② 下階がセットバックしている場合



③ 0.5m以上隣接外壁がセットバックしている場合



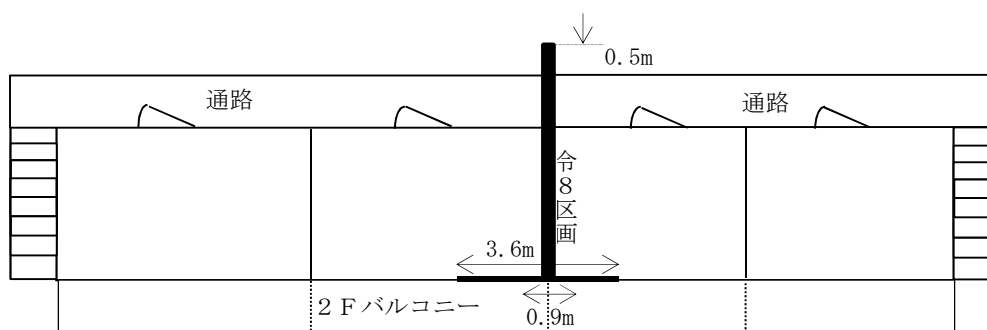
建基政令第 107 条第 1 号表

建築物の階 建築物の部分		最上階及び最上階 から数えた階数が 2 以上で 4 以内の 階	最上階から数 えた階数が 5 以上で 1 4 以 内の階	最上階から数 えた階数が 1 5 以上の階
壁	間仕切壁（耐力壁に 限る。）	1 時間	2 時間	2 時間
	外壁（耐力壁に限 る。）	1 時間	2 時間	2 時間
柱		1 時間	2 時間	3 時間
床		1 時間	2 時間	2 時間
は り		1 時間	2 時間	3 時間
屋 根		3 0 分間	3 0 分間	3 0 分間
階 段		3 0 分間	3 0 分間	3 0 分間
1 この表において、建基政令第 2 条第 1 項第 8 号の規定により階数に算入 されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階 とする。 2 前号の屋上部分については、この表中最上階の部分の時間と同一の時間 によるものとする。 3 この表における階数の算定については、建基政令第 2 条第 1 項第 8 号の 規定にかかわらず、地階の部分の階数は、すべて算入するものとする。				

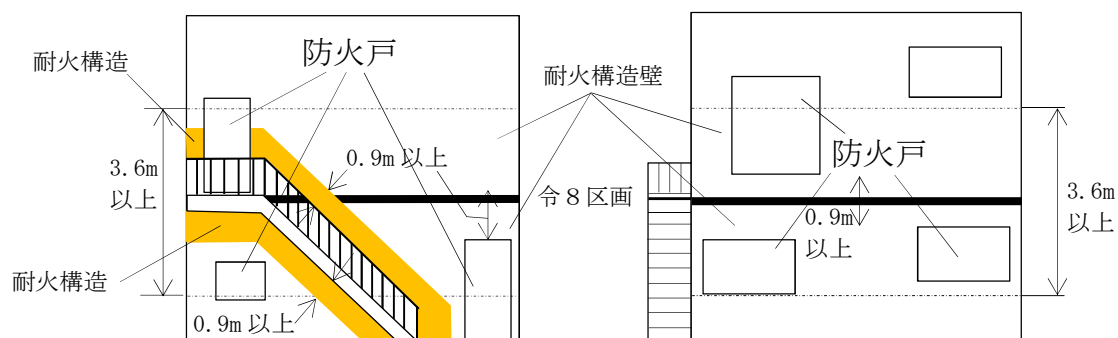
エ 階段等を設ける場合は、次によること。

（ア）階段、屋内通路等は、令 8 区画された部分ごとに専用とすること。

（バルコニー除く。）

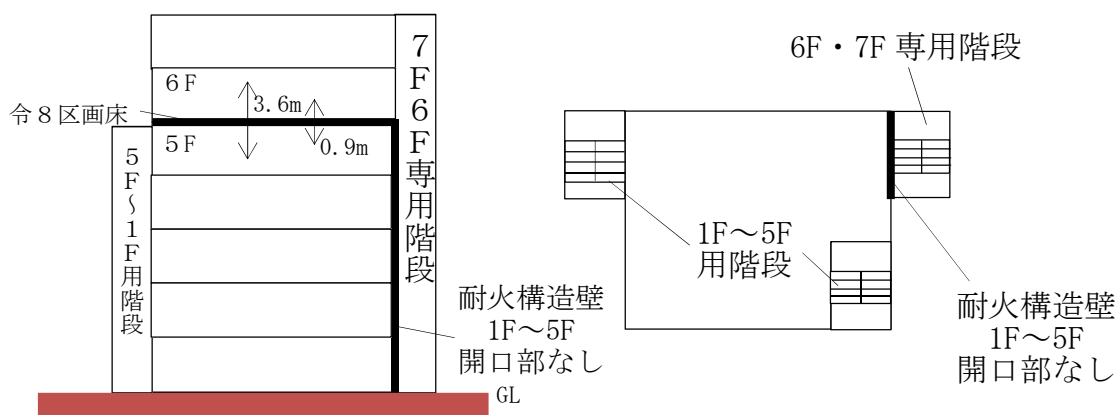


(イ) 令 8 区画を介して外壁面に屋外階段を設ける場合は、当該階段の周囲 90 c m 以内は耐火構造（建基政令第 107 条 1 号）とし、開口部（出入口戸を除く。）を設けないこと。

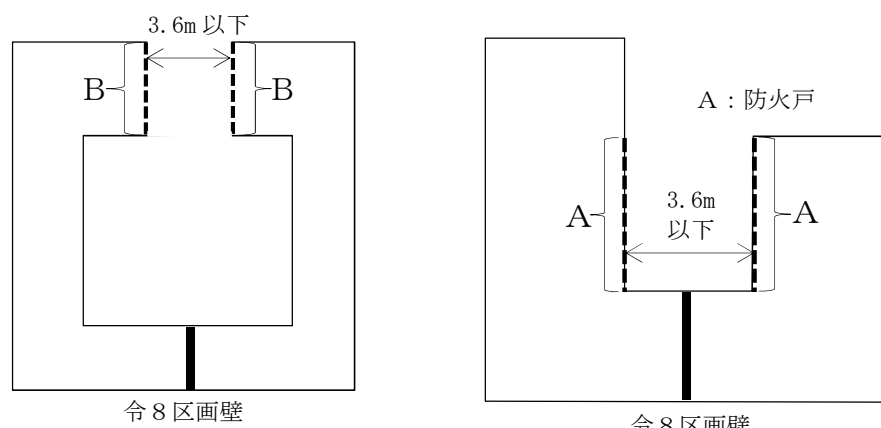


(ウ) 階段は専用とすること。

下図の 7 階には、連結送水管の設置を要する。（昭和 55 年消防予第 37 号[6]）



オ 令 8 区画のある同一階で開口部が相対し、かつ、相互間の距離が 3.6 m 以下の場合は、当該開口部に防火設備を設けること。

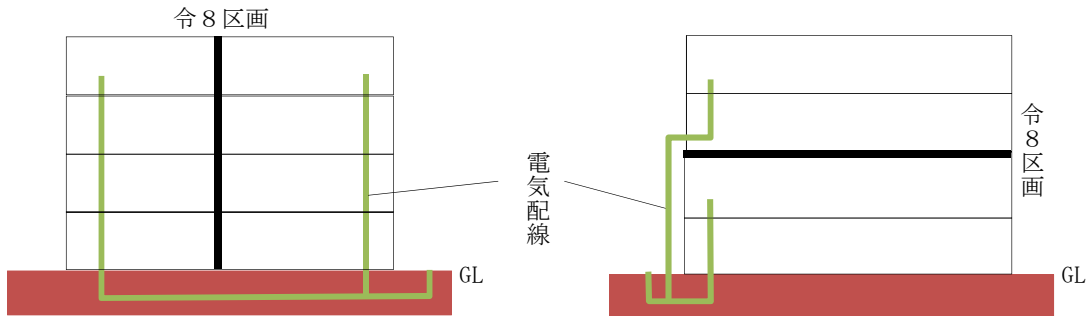


(1) 令8区画を貫通する配管

ア 令8区画の床又は壁には、ガス配管、配電管、電気配線又はダクト及び暖房、冷房、換気若しくは排煙設備の風道（以下「風道」という。）

が

貫通していないこと。次図による場合は、認められる。



イ 令8区画を配管が貫通することは、原則認められないが、必要不可欠な配管等であって、当該区画を貫通する配管等及び当該貫通部について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、この限りでない。

この場合の「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」と同等とみなすことができるものとは、次の（ア）から（キ）に示す事項（令和6年消防予第155号）及び2「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について（通知）」（令和6年消防予第156号）に適合するもの又は一般財団法人日本消防設備安全センターの消防防災用設備機器性能評定委員会において認められたもの（以下「性能評定品」という。）とする。

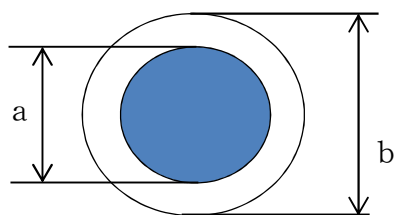
（ア）配管の用途は、原則として給排水管（排水管に付属する通気管を含む。）

であること。

（イ）一の配管は、呼び径200mm以下であること。

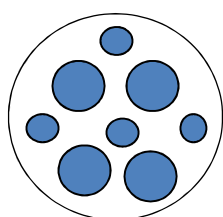
（ウ）配管を貫通させるために令8区画に設ける穴の直径が300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。



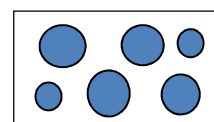
a : 配管外径 $\leq 200\text{mm}$
b : 穴の直径 $\leq 300\text{mm}$

〔矩形の場合は直径
300mm の円に相当する面
積（約 700cm^2 ）以下〕



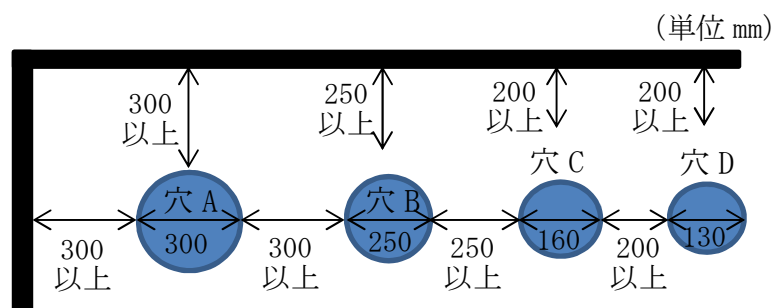
矩形：約 700cm^2 以下
配管：外径 200mm 以下

一つの穴に複数の配管
を貫通することができる。



(エ) 配管を貫通させるために令 8 区画に設ける穴相互の隔離距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が 200mm 以下の場合にあつては 200mm 以上）以上であること。

なお、埋め戻しを完全に行うため当該穴は、壁及び床の端部からも同様な距離をとること。



(オ) 配管及び貫通部は、一体で建基政令第 107 条第 1 項第 1 号の通常の火災時の加熱に 2 時間以上耐える性能を有するものであること。（配管の耐火性能は、当該貫通する区画に求められる耐火性能時間（2 時間以下のものにあつては 2 時間）以上であること。）

(カ) 配管の貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工とすること。

(キ) 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

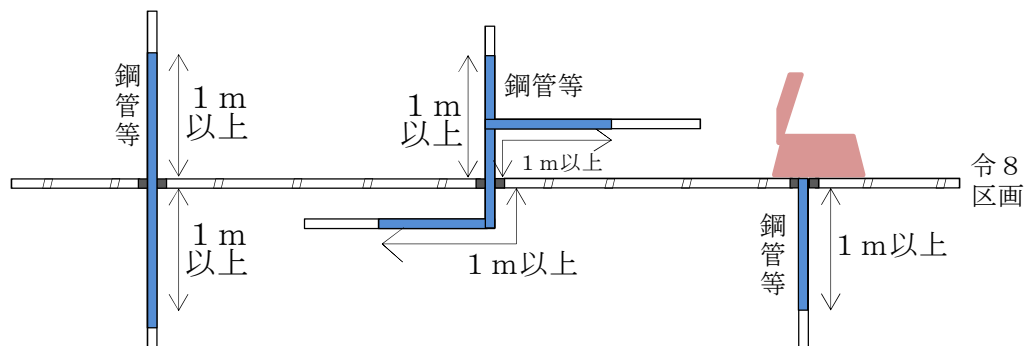
2 令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について（通知）別添「令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」（令和6年消防予第156号）

（1）鋼管等を使用する範囲

令8区画及び共住区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側1m以上の範囲は、鋼管又は鋳鉄管（以下「鋼管等」という。）とすること。ただし、次のア及びイに適合する場合は、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

ア 衛生機器の材質は、不燃材料であること。

イ 排水管と衛生機器の接続部に塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。



（2）配管等の種類

令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

- ア J I S G 3 4 4 2（水配管用亜鉛めっき鋼管）
- イ J I S G 3 4 4 8（一般配管用ステンレス鋼管）
- ウ J I S G 3 4 5 2（配管用炭素鋼管）
- エ J I S G 3 4 5 4（圧力配管用炭素鋼鋼管）
- オ J I S G 3 4 5 9（配管用ステンレス鋼管）
- カ J I S G 5 5 2 5（排水用鋳鉄管）

キ 日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）K 116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）

ク JWWA K 132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

ケ JWWA K 140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）

コ 日本水道鋼管協会規格（以下「WSP」という。）011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）

サ WSP 032（排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管）

シ WSP 039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

ス WSP 042（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）

セ WSP 054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）

（3）貫通部の処理

ア セメントモルタルによる方法

（ア）日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

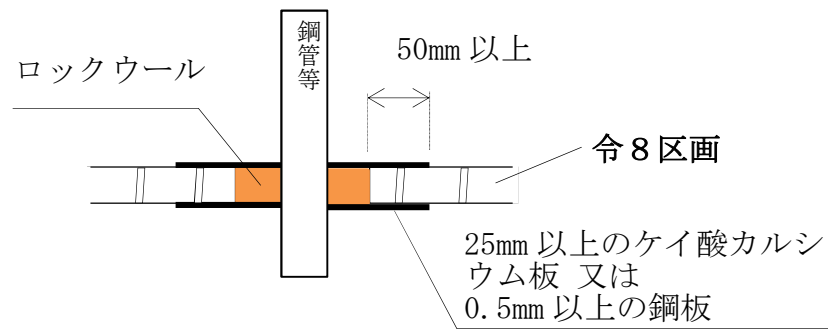
（イ）貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と画一になるまで十分密に充てんすること。

（ウ）セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

イ ロックウールによる方法

（ア）JISA 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充てん密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。）又はロックウール繊維（充てん密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充てんすること。

（イ）ロックウール充てん後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。



(4) 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から 150mmの範囲に可燃物が存する場合には、次のア又はイの措置を講じること。

ア 可燃物への接触防止措置

(ア) に掲げる被覆材を (イ) に定める方法により被覆すること。

(ア) 被覆材

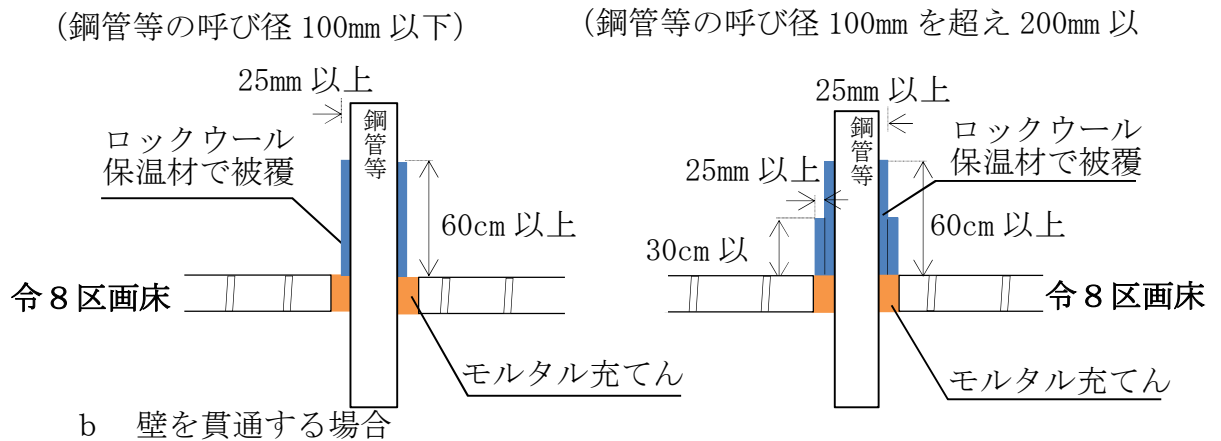
ロックウール保温材（充てん密度 150 kg/m³以上のものに限る。）

又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

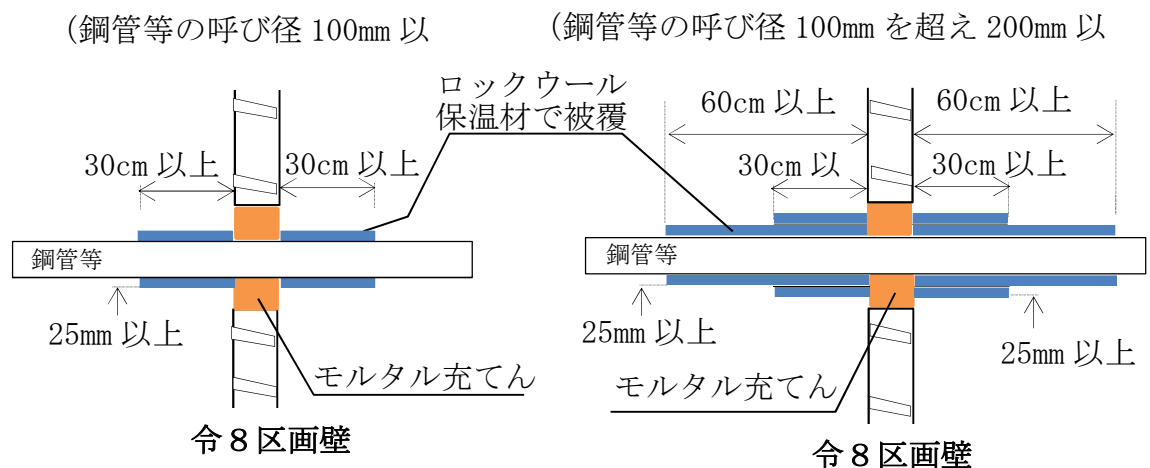
(イ) 被覆方法

a 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100mm以下	貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆する。
100mmを超え 200mm以下	貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30 cmの範囲には、もう一重被覆する。



鋼管等の呼び径	被覆の方法
100mm以下	貫通部の壁の両面から左右 30 c m の範囲に一重に被覆する。
100mmを超え 200mm以下	貫通部の壁の両面から左右 60 c m の範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30 c m の範囲には、もう一重被覆する。



イ 給排水管の着火防止措置

次の（ア）又は（イ）に該当すること。

（ア）当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

（イ）可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から 150mm の範囲内に存在する可燃物にあつては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

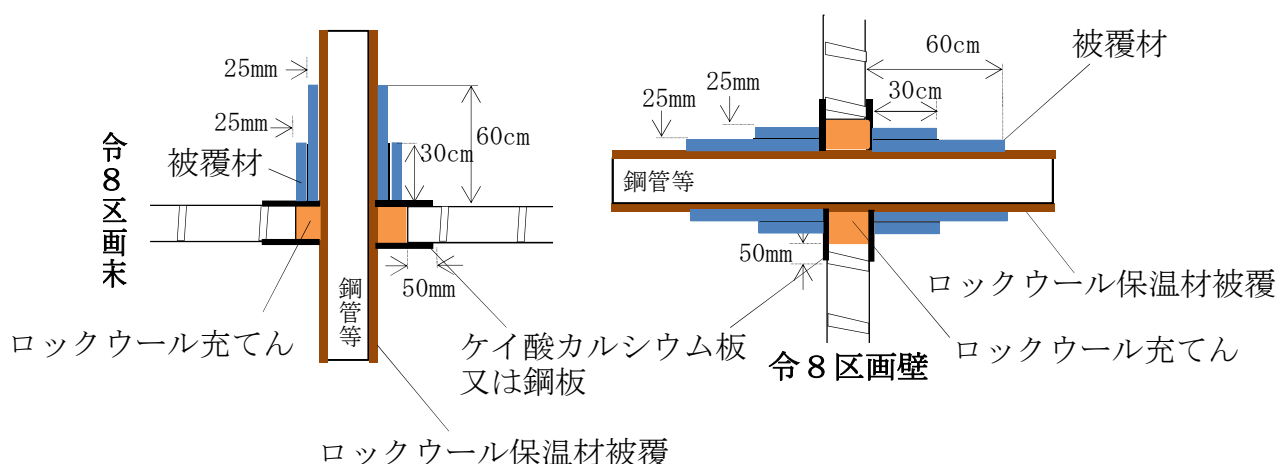
(5) 配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次のア又はイによること。

ア 配管等は、原則として保温材で被覆していないものを用いること。ただし、(4)、ア、(ア)に掲げる材料を保温材として用いる配管等の場合には、この限りでない。この場合において、当該配管等の表面から 150mm の範囲に可燃物が存するときに (4)、アに定める被覆を施す場合には、保温材を被覆材の一部とみなすことができる。(平成 22 年 7 月ロックウール工業会「防火区画貫通部の措置工法とロックウール」2、2)、③)

イ 給排水管にあっては JISA9504 (人造鉱物繊維保温材) に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえないこと。この場合において、(3) 及び (4) の規定について、特に留意されたいこと。

(鋼管等の呼び径 100mm を超え 200mm 以



(6) 配管等の接続

配管等を (1) の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

ア 配管等は、令 8 区画及び共住区画を貫通している部分において接続しないこと。

イ 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。なお、(イ) に掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

(ア) メカニカル接続

- a ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- b 挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- c 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- d 押し輪又はフランジで押さえること。
- e ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

(イ) 差込み式ゴムリング接続（立管又は横枝管の接続に限る。）

- a 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
- b ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。
ここで用いるゴムリングは、E P D M（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪を有するゴムで造られたものとする。
- c ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
- d 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。
- e 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

(ウ) 袋ナット接続

- a 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- b ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- c 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- d 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

(エ) ねじ込み式接続

- a 挿入管の差し口端外面に管用テーパネジを切ること。
- b 接合剤をねじ部に塗布すること。
- c 継手を挿入管にねじ込むこと。

(オ) フランジ接続

- a 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
- b 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
- c 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

ウ 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

(7) 支持

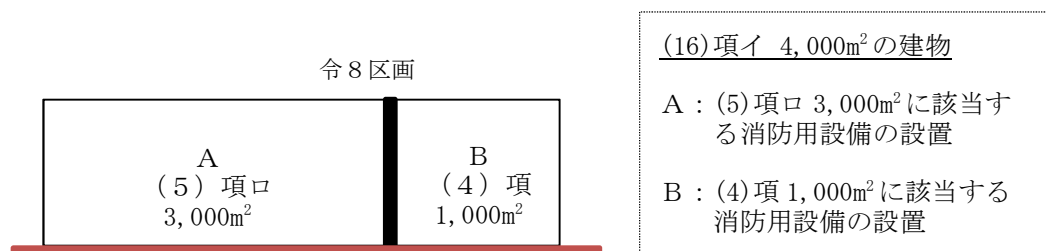
鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

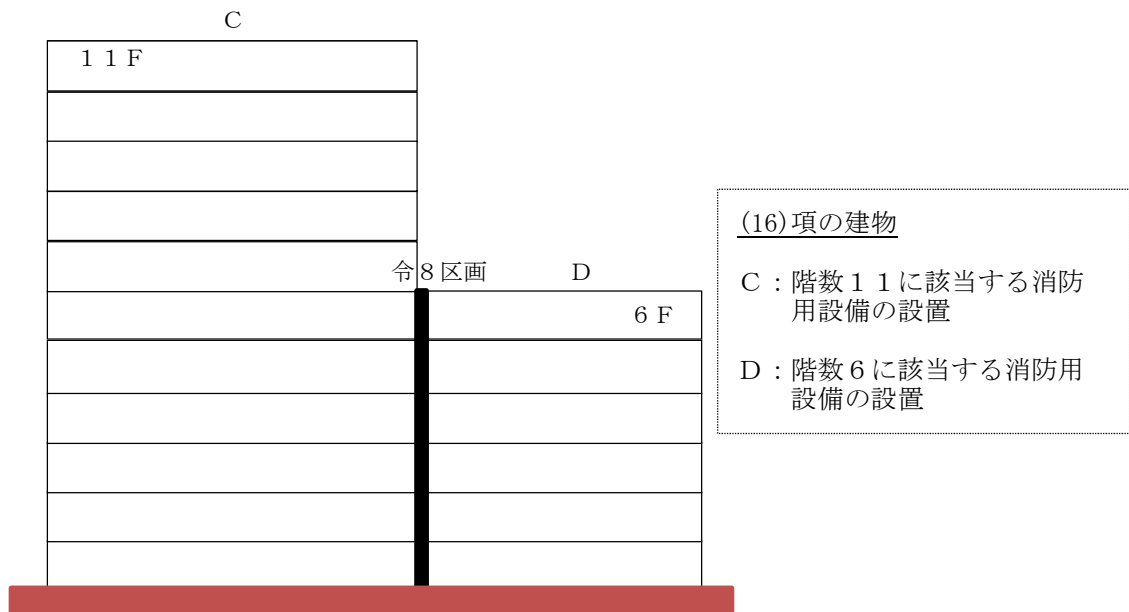
(8) 一般財団法人日本消防設備安全センターの消防防災用設備機器性能評定委員会において認められた「性能評定品」による施工の場合、性能評定書を提出させ、性能評定番号、評定報告書に示される施工上の条件等の確認を行うこと。

- ・繊維補強軽量モルタル被覆塩化ビニル管
- ・繊維強化モルタル被覆硬質塩化ビニル管
- ・繊維補強モルタルビニル二層管 等

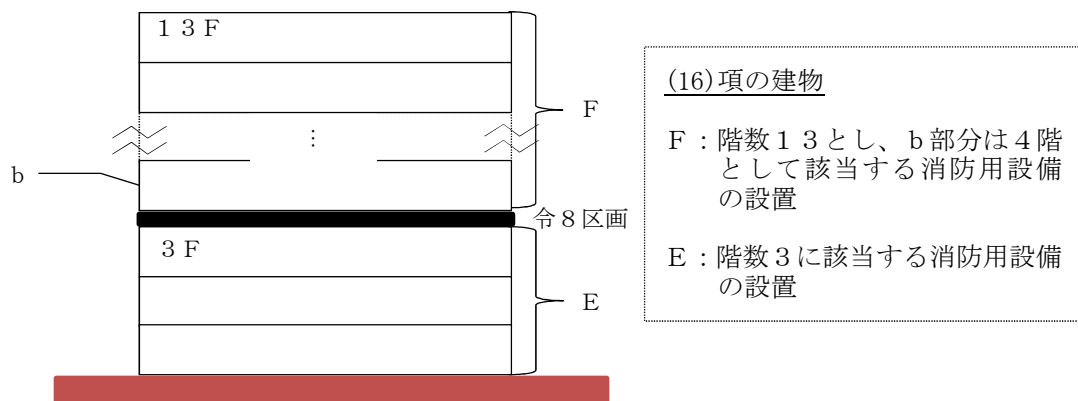
3 政令第8条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の取扱い

(1) 令8区画された部分ごとに、別の防火対象物とみなして消防用設備を設置すること。

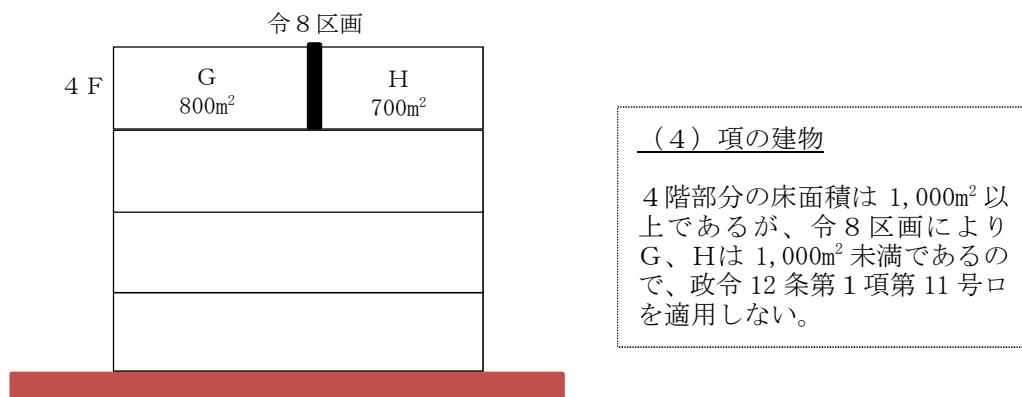




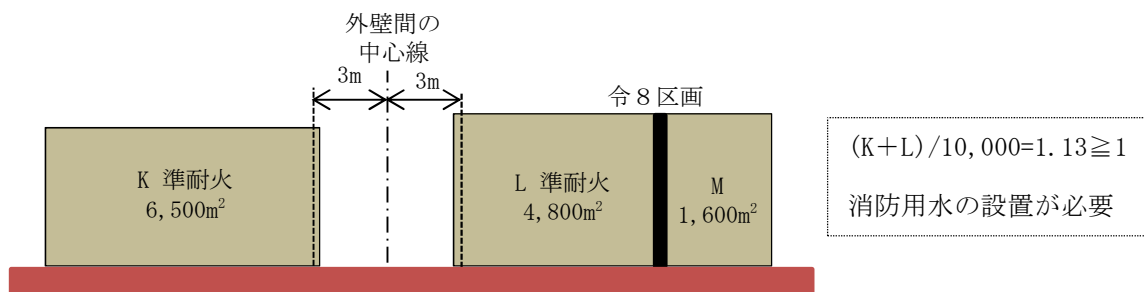
ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあつては、下の部分の階数を算入すること。



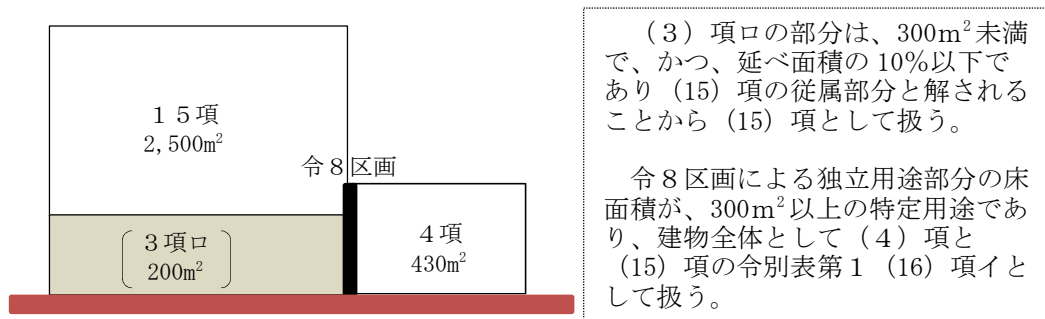
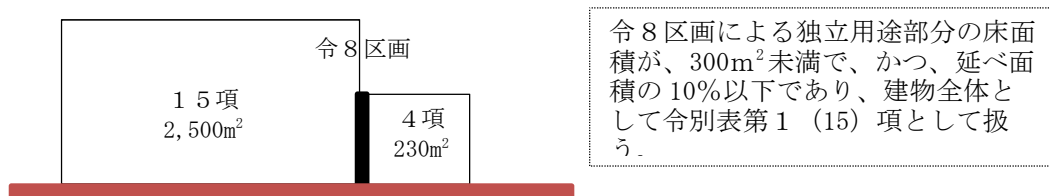
(2) 令 8 区画されている階に階単位の規制（例えば、政令第 11 条第 1 項第 6 号、第 12 条第 1 項第 11 号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取扱うこと。



- (3) 隣接する令8区画のある防火対象物に対する屋外消火栓設備（政令第19条第2項）及び消防用水（政令第28条第2項）の取扱いは、各規定の距離以下にある区画部分の床面積を設置基準面積の算定に加える。



- (4) 法第8条の適用



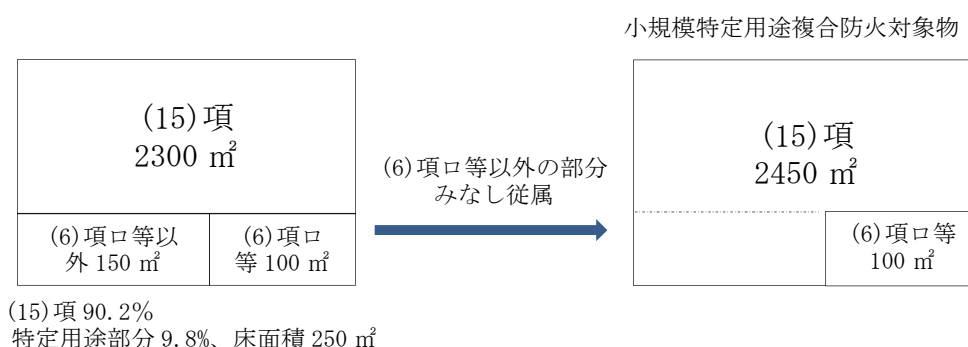
第3 小規模特定用途複合防火対象物

1 小規模特定用途複合防火対象物の取扱い

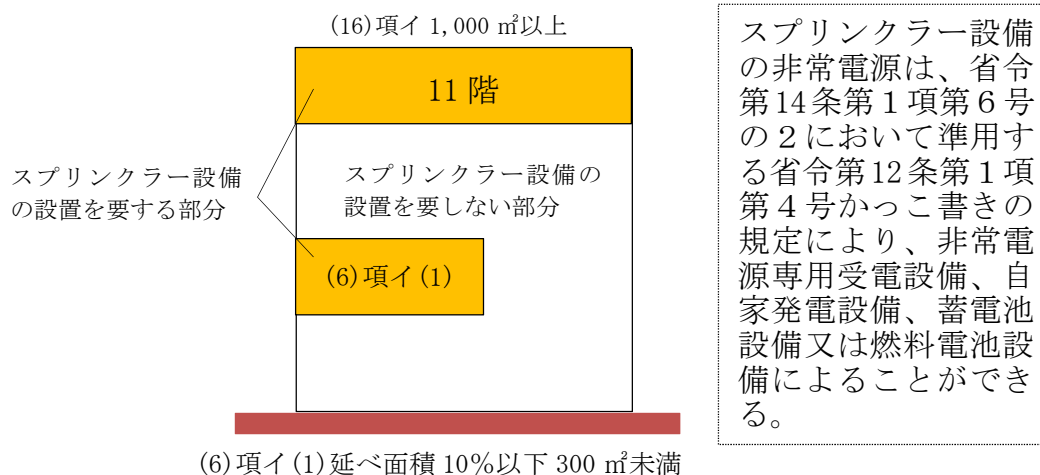
政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積の10分の1以下であり、かつ、300m²未満であるものを小規模特定用途複合防火対象物といい(省令第13条第1項第2号)、次の(1)から(5)の適用を受ける。

なお、第2章、第1、2、(4)、イにより主たる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の90%以上であり、かつ、独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合、(6)項ロ等以外の部分は主たる用途部分に従属的な部分を構成すると認められる部分として取扱う。

(6)項ロ等：政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分をいう。



- (1) 非常電源は、省令第12条第1項第4号の規定により特定防火対象物で1,000㎡以上のものは自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものと規定されているが、同号かつこ書きの規定により1,000㎡以上の小規模特定用途複合防火対象物の非常電源にあつては非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものと規定され、スプリンクラー設備の非常電源についても省令第14条第1項第6号の2で省令第12条第1項第4号を準用するものと規定されている。
- (2) スプリンクラー設備は、省令第13条第1項第2号の規定により小規模特定用途複合防火対象物の政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)、(6)項ロ(1)及び(3)若しくは(6)項ロ(2)、(4)及び(5)(省令第12条の3に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積275㎡以上のものに限る。)に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分で10階以下の階に存するものには設置を要しない。

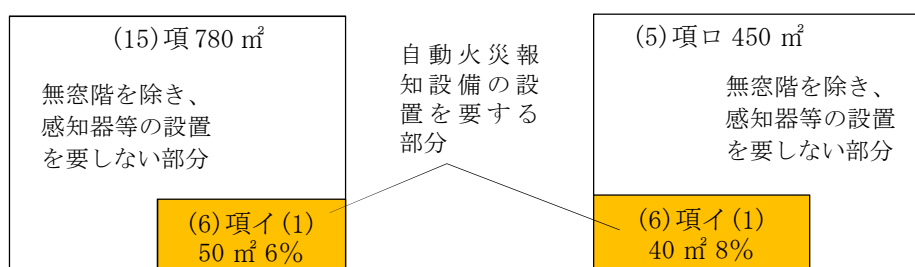


(3) 自動火災報知設備

ア 省令第23条第4項第1号への規定により小規模特定用途複合防火対象物（指定可燃物を500倍以上貯蔵し、取扱うものを除く。）の部分（政令第21条第1項第5号及び第11号から第15号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）のうち、政令別表第1（6）項ロ等の用途に供される部分以外の部分で、（ア）及び（イ）の床面積（その用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合にあっては、当該用途に供される部分及び（6）項ロ等の用途に供される部分の床面積の合計）が500 m²未満（政令別表第1（11）項及び（15）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあっては、1000 m²未満）であるものには、自動火災報知設備の感知器を設けることを要しない。また、省令第24条第1項第5号、第5号の2、第8号の2の規定により地区音響装置及び発信機の設置を要しない。

（ア）政令別表第1各項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分

（イ）同表各項（（13）項ロ及び（16）項から（20）項までを除く。）の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供される部分であって当該用途に供される部分



(15)項 800 m ² 59.3%	
(6)項イ(1) 100 m ² 7.4%	(5)項ロ 450 m ² 33.3%

(15)項 + (6)項イ(1) = 900 m² < 1000 m²
(5)項ロ + (6)項イ(1) = 550 m² ≥ 500 m²
よって、(5)項ロと(6)項イに自動火災報知設備の設置を要する。

(15)項 800 m ² 62.0%	
(6)項イ(1) 100 m ² 7.8%	(5)項ロ 390 m ² 30.2%

(15)項 + (6)項イ(1) = 900 m² < 1000 m²
(5)項ロ + (6)項イ(1) = 490 m² < 500 m²
よって、(6)項イに自動火災報知設備の設置を要する。

3 F	(15)項 300 m ²	
2 F	(15)項 300 m ²	
1 F	(6)項イ(1) 50 m ² 5.6%	(15)項 250 m ²

(15)項 + (6)項イ(1) = 900 m² < 1000 m²

よって、(15)項部分には自動火災報知設備を要しないが、3階の床面積が300 m²のため政令第21条第1項第11号の規定により3階部分に自動火災報知設備の設置を要する。

イ 煙感知器について省令第23条第4項第7号への規定により特定一階段等防火対象物の小規模特定用途複合防火対象物にあつては、階段及び傾斜路に垂直距離15m（3種の感知器にあつては10m）に1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設ける。（平成27年3月27日消防庁事務連絡2（2））

(2)項ニ	(15)項 197 m ²	S
(15)項 280 m ²		
(15)項 280 m ²		

特定用途部分(2)項ニ 83 m²
延べ面積の9.9%

小規模特定用途複合防火対象物であり、階段の煙感知器は垂直距離15mに1個以上設ける。

(15)項 + (2)項ニ = 840 m² < 1000 m²

(15)項部分に自動火災報知設備の設置必要なし

(4) 避難器具について

ア 省令第26条第6項の規定により小規模特定用途複合防火対象物に存する政令第25条第1項第1号（(6)項）及び第2号（(5)項）に掲げる防火対象物の階が次の（ア）から（ウ）（当該階が2階であり、かつ、2階に政令別表第1（2）項及び（3）項に掲げる防火対象物の用途に

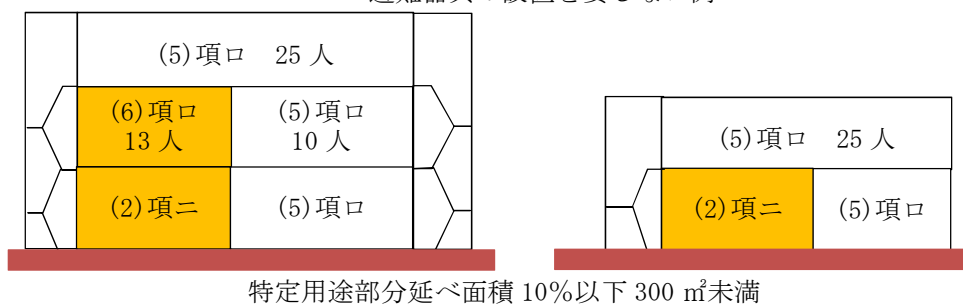
供される部分が存しない場合あっては（ア）及び（ウ）に該当するときには、当該階に避難器具の設置を要しない。

（ア）下階に同表（１）項から（２）項ハまで、（３）項、（４）項、（９）項、（１２）項イ、（１３）項イ、（１４）項及び（１５）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存しないこと。

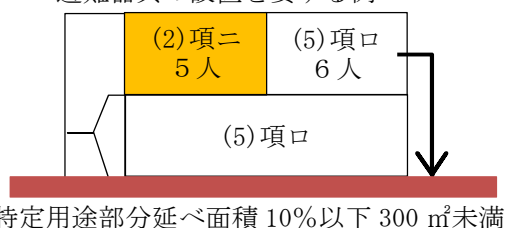
（イ）当該階（当該階に省令第４条の２の２第１項の避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分が存する場合にあっては、その区画された部分）から避難階又は地上に直通する階段が２以上設けられていること。

（ウ）収容人員は、政令第２５条第１項第１号（（６）項）に掲げる防火対象物の階にあっては２０人未満、同項第２号（（５）項）に掲げる防火対象物の階にあっては３０人未満であること。

避難器具の設置を要しない例

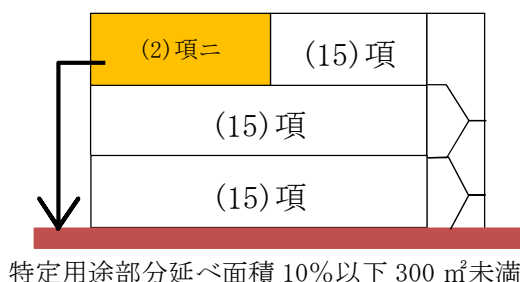


避難器具の設置を要する例



２階に（２）項が存する。
政令第２５条第１項第５号の規定により、２階に避難器具を要する。

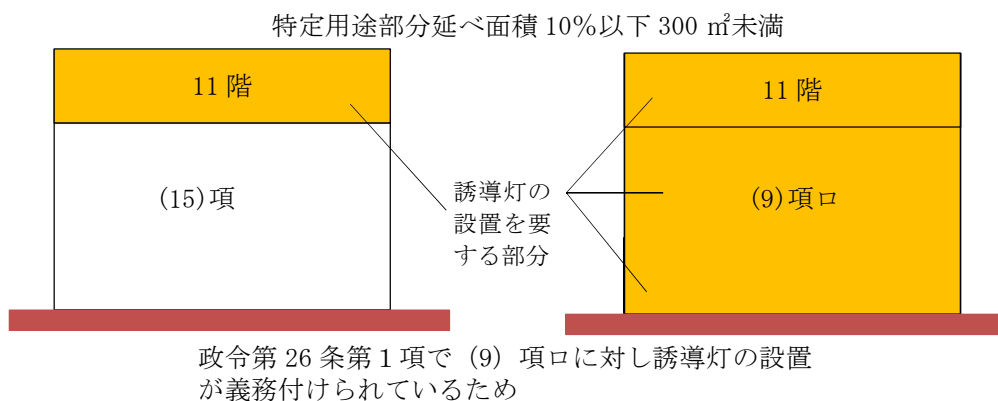
イ 省令第２３条第４項第７号へに規定する特定一階段等防火対象物から小規模特定用途複合防火対象物を除いたことから省令第２７条第１項第１号の適用を受けない。（平成２７年３月２７日消防庁事務連絡２（２））



省令第２７条第１項第１号ハに規定する一動作式の避難器具等は不要

(5) 誘導灯について省令第 28 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 2 項第 4 号の規定
に

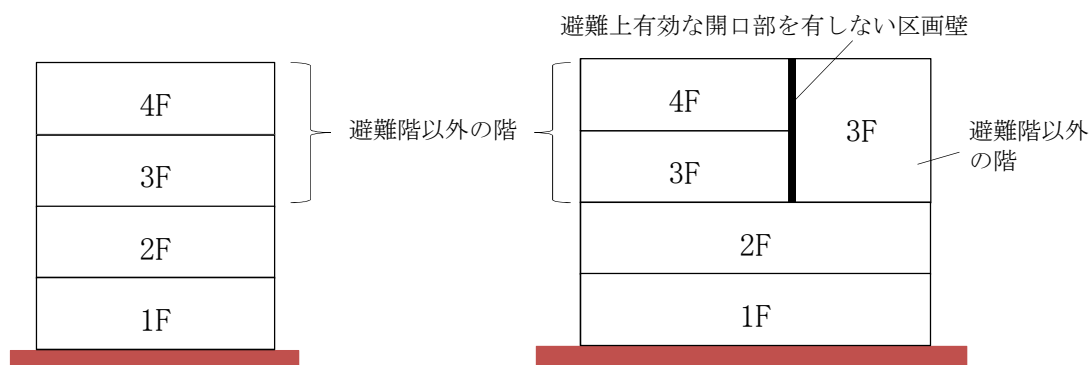
より小規模特定用途複合防火対象物（(1) 項から (4) 項まで、(5) 項イ、
(6) 項又は (9) 項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分
が存しないものを除く。）の地階、無窓階および 11 階以上の部分以外の部
分には、避難口誘導灯及び通路誘導灯の設置を要しない。

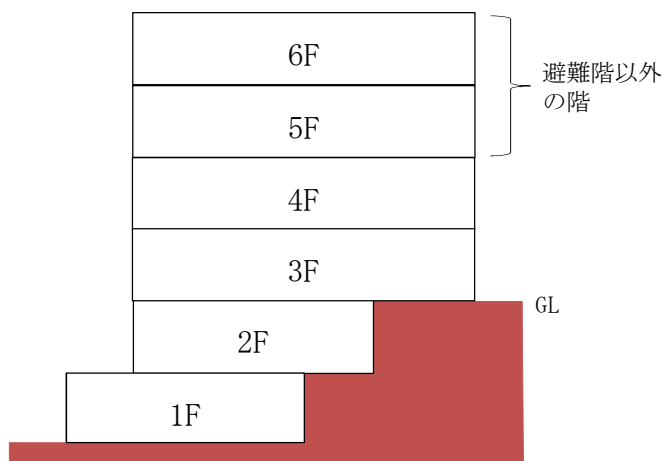


2 特定一階段等防火対象物の取扱い

(1) 避難階以外の階（政令第 4 条の 2 の 2 第 2 号）について

避難階（建基政令第 13 条第 1 号に規定する直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。）以外の階とは、1 階及び 2 階を除くものとし、省令第 4 条の 2 の 2 で定める避難上有効な開口部（直径 1 m の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 75 c m 以上及び 1.2 m 以上の開口部）を有しない壁で区画されている部分が存する部分にあつては、その区画された部分とする。



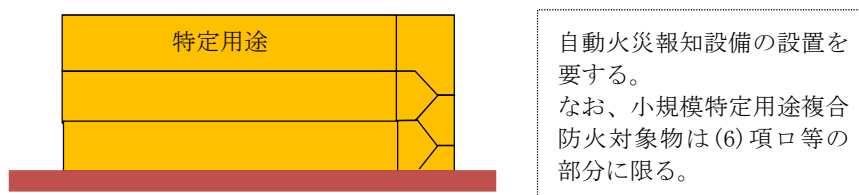


(2) 避難階以外の階に特定用途防火対象物が存する一階段防火対象物への規制強化について

避難階以外の階に特定用途防火対象物が存する一階段防火対象物とは、政令第4条の2の2第2号に規定する政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段(建基政令第26条に規定する傾斜路を含む。)が2(当該階段が屋外に設けられ、又は省令第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有する場合(建基政令第123条及び第124条に規定する避難階段(屋内に設けるもので消防庁長官が定める部分を有するものに限る。)又は特別避難階段である場合)にあつては、1)以上設けられていないものをいい、アからオに示す事項について規制が強化される。

ア 法第8条の2の2第1項(政令第4条の2の2第2号)により火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物とされ、管理について権原を有するものは、年に1回防火対象物点検資格者に当該防火対象物における防火管理上必要な業務等の点検対象事項が点検基準に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防長等に報告しなければならない。

イ 政令第 21 条第 1 項第 7 号により自動火災報知設備の設置を要する。



ウ 政令第 25 条第 1 項第 5 号により（政令別表第 1 に掲げる防火対象物の）3 階以上の階の収容人員が 10 人以上のものには、避難器具の設置を要する。

エ 法第 17 条の 3 の 2（政令第 35 条第 1 項第 4 号）により設置した消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防長等に届け出て、検査を受けなければならない。

オ 法第 17 条の 3 の 3（政令第 36 条第 2 項第 3 号）により消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は省令第 31 条の 6 第 6 項で定める資格を有する者に点検をさせ、その結果を消防長等に報告しなければならない。

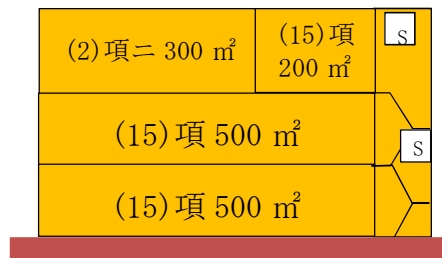
（3）特定一階段等防火対象物（省令第 23 条第 4 項第 7 号へ）について

特定一階段等防火対象物とは、小規模特定用途複合防火対象物を除く避難階以外の階に特定用途防火対象物が存する一階段防火対象物をいい、出火危険性、避難困難性の高さにかんがみ、ア及びイに示す事項について規制される。（平成 15 年消防予第 170 号）

ア 自動火災報知設備〔（ア）から（ウ）まで〕及び非常警報設備（ウ）

（ア）火災の早期感知の必要性から煙感知器について省令第 23 条第 4 項第 7 号への規定により特定一階段等防火対象物にあつては階段及び傾斜路に垂直距離 7.5mにつき 1 個以上の個数を、火災を有効に感知するように設ける。

なお、第 3 種の煙感知器は、火災感知の遅れが懸念されるため、特定一階段等防火対象物の階段室等の部分には設置できないこととされた。



特定一階段等防火対象物に該当する場合は、垂直距離 7.5mにつき 1 個以上設ける。

(イ) 再鳴動機能付の自動火災報知設備の受信機の設置に関して

火災報知の遅れから多数の死者が発生する危険性があることにかんがみ、省令第 24 条第 1 項第 2 号ハの規定により特定一階段等防火対象物に設ける受信機で、地区音響装置の鳴動を停止するスイッチ（以下「地区音響停止スイッチ」という。）を設けるものにあつては、当該地区音響停止スイッチが地区音響装置の鳴動を停止する状態（以下「停止状態」という。）にある間に、受信機が火災信号を受信したときは、当該地区音響停止スイッチが一定時間以内に自動的に（地区音響装置が鳴動している間に停止状態にされた場合においては自動的に）地区音響装置を鳴動させる状態に移行する（再鳴動機能付の）ものであること。

(ウ) 屋内又は屋外の音響が聞き取りにくい場所がある防火対象物の音響装置に関して

- ・ 自動火災報知設備の地区音響装置（音声により警報を発するものを含む。）（省令第 24 条第 1 項第 5 号、第 5 号の 2）
- ・ 非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレンの音響装置）の地区音響装置（第 25 条の 2 第 2 項第 1 号イ）

特定一階段等防火対象物のうち、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所に地区音響装置を設ける場合にあつては、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること。また、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これらに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室があるものにあつては、当該役務を提供している間においても、当該個室において地区音響装置の警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること。

なお、「室内又は屋外の音響が聞き取りにくい場所」とは、具体的には次に掲げる場所を含む防火対象物をいうものであること。

- a ダンスホール、ディスコ、ライブハウス（コンサートホールを含む。）等で室内の音響が大きいため、他の音響が聞き取りにくい場所
- b カラオケボックス、カラオケルーム等で、壁、防音設備等により室外の音響が聞き取りにくい場所

ただし、ダンスホール、カラオケボックス等であっても、室内で自動火災報知設備又は非常警報設備の地区音響装置等の音を容易に聞き取ることができる場合は対象とはならないこと。

また、「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」とは、任意の場所で 65 d B 以上の音圧があることをいうものであること。ただし、暗騒音が 65 d B 以上ある場合は、次に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果のある措置を講ずる必要があること。

- a 地区音響装置等の音圧が、暗騒音よりも 6 d B 以上強くなるよう確保されていること。
- b 自動火災報知設備、非常警報設備の地区音響装置等の作動と連動して地区音響装置等の音以外の音が自動的に停止するものであること。

なお、常時人のいる場所に受信機又は火災表示盤等を設置することにより、地区音響装置等が鳴動した場合に地区音響装置等の音以外の音が手動で停止できる場合にあっては、政令第 32 条の規定を適用し、当該地区音響装置等は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるものとして取扱って差し支えないこと。具体的には、ディスコにおいてディスクジョッキーが常時いる場所に火災が発生した旨が表示され、速やかにディスクジョッキーが一般音響を停止することとされている場合等が想定される。

イ 避難器具

- (ア) 省令第 27 条第 1 項第 1 号の規定により次の a から c までに適合するものであること。（平成 15 年消防予第 170 号）

※ 本措置については既存の特定一階段等防火対象物に遡及するものであるが、平成 18 年 10 月 1 日までに消防庁長官が定める次の方法により必要な措置を講じた場合には、本規定は適用しないものである。(改正省令(平成 15 年総務省令第 90 号)附則第 5 条、平成 15 年消防庁告示第 2 号第 3、平成 15 年消防予第 248 号)

- a 安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けるもの

※ おおむね 2 m²以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これらに準じるものをいう。(昭和 48 年消防予第 87 号第 6、3 (1)イ)

- b 常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの

※ 避難器具を常時、組み立て状態で設置する等、避難器具が常時、使用できる状態で設置された状態をいう。

- c 一動作(開口部を開く動作及び保安装置を解除する動作を除く。)で、容易かつ確実に使用できるもの

(イ) 避難器具の設置の表示は、省令第 27 条第 1 項第 3 号イ及びハの規定により、避難器具の設置場所の出入口には、当該出入口の上部又はその直近に、避難器具設置等場所であることが容易に識別できるような措置(避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目(平成 8 年消防庁告示第 2 号第 5))を講じること。また、避難器具が設置された階のエレベーターホール又は階段室の出入口付近の見やすい箇所に避難器具設置等場所を明示した標識(平面図に避難器具設置等場所及びその経路が明示されているもので、大きさ、材質等は問わないもの)を設けること。(かつこ書：平成 15 年消防予第 170 号記 5)

3 特定小規模施設、複合型居住施設の取扱い

(1) 特定小規模施設

(特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令)

特定小規模施設とは、次のア、イに掲げる防火対象物であって、特定一階段等防火対象物以外のものをいう。

特定小規模施設において、自動火災報知設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備は、特定小規模施設用自動火災報知設備である。

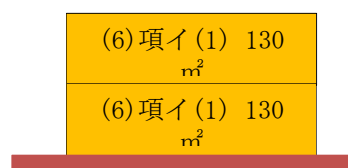
ア 延べ面積が 300 m²未満の次に掲げる防火対象物

(ア) 政令別表第 1 (2) 項ニに掲げる防火対象物

(イ) 同表第 1 (5) 項イ、(6) 項イ(1)から(3)まで及び(6) 項ロに掲

げる防火対象物

(ウ) 同表第 1 (6) 項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

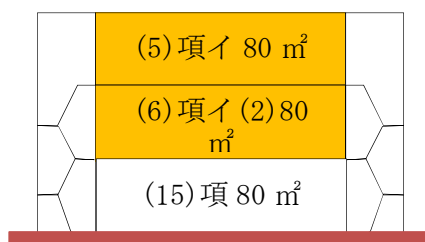


特定小規模施設
(6) 項ロ等
300 m²未満



特定小規模施設
(6) 項ロ等
300 m²未満
特定一階段等防火対象物を除く

(エ) 同表第 1 (16) 項イに掲げる防火対象物のうち(ア) から(ウ) に掲げる防火対象物の用途に供される部分(第 2 章、第 1、2、(4)、イに示す「(6) 項ロ等」)が存するもの



特定小規模施設
(16) 項イ ((6) 項ロ等が存する)
300 m²未満
特定一階段等防火対象物を除く

(2)項 ニ 24	(5)項口 66 m ²	
	(5)項口 90 m ²	
	(5)項口 90 m ²	

特定小規模施設

(2)項ニ、(5)項口の(16)項イ
延べ面積 270 m² < 300 m²

(2)項ニ 24 m² 8.8% ≤ 10%

小規模特定用途複合防火対象物
も該当

(特定一階段等防火対象物から小規模特定
用途複合防火対象物は除かれている。)

イ 延べ面積が 300 m²以上の次に掲げる防火対象物

- (ア) 省令第 13 条第 1 項第 2 号に規定する小規模特定用途複合防火対象物（指定可燃物を 500 倍以上貯蔵し、取扱うものを除く。）であって、
（6）項口等の用途に供される部分（政令第 21 条第 1 項第 5 号及び第 11 号から第 15 号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）以外の部分が存しないもの

(15)項 1000 m ²	(6)項口 (1) 100 m ²
---------------------------	------------------------------

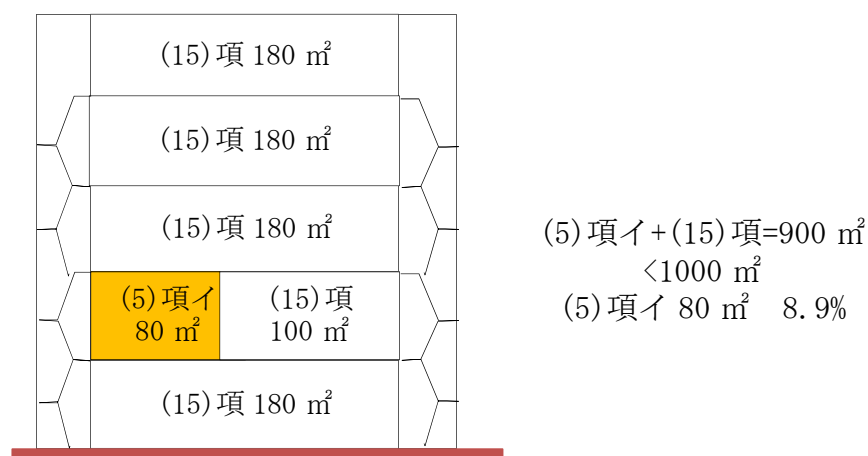
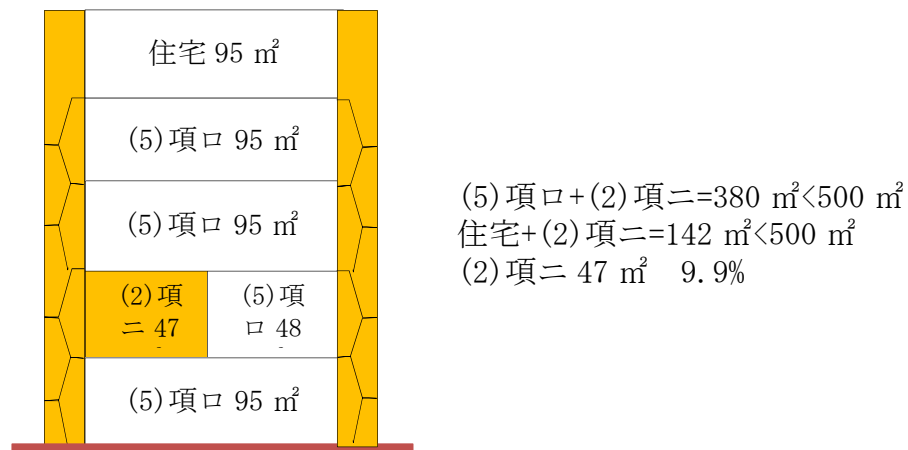
(6)項口 9.1% 300 m²未満

(イ) 省令第 23 条第 4 項第 1 号へに掲げる部分以外の部分が存しないもの

↓

小規模特定用途複合防火対象物（指定可燃物を 500 倍以上貯蔵し、取扱うものを除く。）の部分（政令第 21 条第 1 項第 5 号及び第 11 号から第 15 号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）のうち、（6）項口等に供される部分以外の部分で、a 及び b の床面積（その用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合にあっては、当該用途に供される部分及び（6）項口等の用途に供される部分の床面積の合計）が 500 m²未満（政令別表第 1（11）項及び（15）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあっては、1000 m²未満）であるもの以外の部分が存しないもの

- a 政令別表第 1 各項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分
- b 同表各項（（13）項口及び（16）項から（20）項までを除く。）の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供される部分であって当該用途に供される部分



ウ 特定小規模施設用自動火災報知設備は、特定小規模施設において発生した火災を感知し及び報知するための設備をいい、平成 20 年消防庁告示第 25 号（以下「基準告示」という。）特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものでなければならない。

（ア）受信機は、基準告示第 2 第 5 号の規定によるものとし、全ての感知器が連動型警報機能付感知器であって、警戒区域が一の場合には、受信機を設けないことができる。

（イ）地区音響装置は、基準告示第 2 第 8 号の規定によるほか、省令第 24 条第 1 項第 5 号により P 型 2 級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P 型 3 級受信機、G P 型 2 級受信機で接続することができる回線の数が一のもの若しくは G P 型 3 級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合にあつては要しない。

また、全ての感知器が連動型警報機能付感知器であって受信機を設けない場合には、地区音響装置を設けないことができる。

(ウ) 発信機は、基準告示第2第9号の規定によるほか、省令第24条第1項第8号の2によりP型2級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、P型3級受信機、GP型2級受信機で接続することができる回線の数が一のもの若しくはGP型3級受信機に設ける場合にあっては要しない。また、基準告示第2第5号、9号の規定により、全ての感知器が連動型警報機能付感知器であって、警戒区域が一の場合には、受信機及び発信機を設けないことができる。

(エ) 警戒区域は、政令第21条第2項第1号及び第2号の規定によること。

	(5)項口 150 m ²	
	(5)項口 150 m ²	
(15)項 110 m ²	(6)項口 40 m ²	

(5)項口、(6)項口、(15)項の(16)項イ

(6)項口 40 m² 8.9%

小規模特定用途複合防火対象物に該当

(15)項 110 m² < (5)項口 300 m²

(5)項口 + (6)項口 = 340 m² < 500 m²

よって、特定小規模施設に該当

(6)項口の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する。

連動型警報機能付感知器を設け、警戒区域が1、受信機不要

(5)項口 225 m ²	
(5)項口 225 m ²	
(15)項 225 m ²	
(15)項 225 m ²	
(15)項 225 m ²	
(6)項イ 45 m ²	(15)項 180 m ²

(5)項口、(6)項イ、(15)項の(16)項イ

(6)項イ 45 m² 3.4%

小規模特定用途複合防火対象物に該当

(5)項口 450 m² (15)項 855 m²

(6)項イ + (15)項 = 900 m² < 1000 m²

(5)項口 + (6)項イ = 495 m² < 500 m²

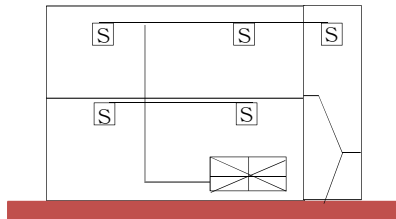
よって、特定小規模施設に該当

(6)項口の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を設置する。

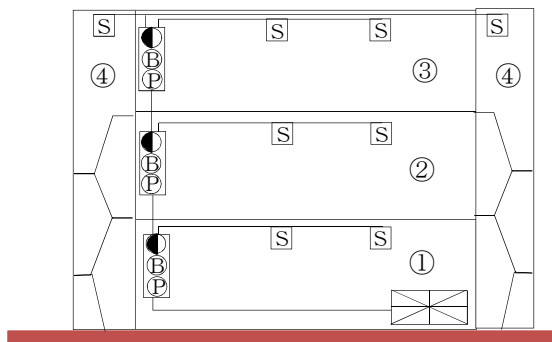
連動型警報機能付感知器を設け、警戒区域が1、受信機不要



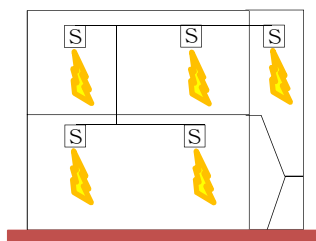
(5) 項ロ、(6) 項イ、(15) 項の (16) 項イ
 (6) 項イ 45 m^2 3.3%
 小規模特定用途複合防火対象物に該当
 (6) 項イ + (15) 項 = $900 \text{ m}^2 < 1000 \text{ m}^2$
 (15) 項部分には感知器を要しない。
 (5) 項ロ + (6) 項イ = $525 \text{ m}^2 \geq 500 \text{ m}^2$
 (5) 項ロ、(6) 項イには自動火災報知設備
 を設置する。



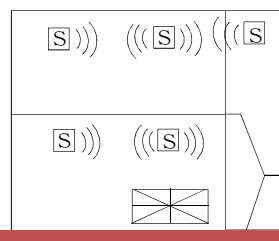
感知器と回線が一の受信機を
 用いる方式 (小規模特定用途複
 合防火対象物、警戒区域が 1)
 地区音響装置不要



感知器と受信機、総合盤を用いる方式



連動型警報付感知器を用
 いる方式 (2 階以下特定小
 規模施設、警戒区域が 1)



無線式の感知器と受信機
 を用いる方式 (小規模特定
 用途複合防火対象物、警戒
 区域が 1)



無線式の連動型警報付感
 知器を用いる方式 (2 階以
 下特定小規模施設、警戒区
 域が 1)

(オ) 感知器は次の場所の天井（上階の床若しくは屋根の下面）の屋内に
 面する部分に有効に火災の発生を感知することができるように設ける
 こと。

- a 建基法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する居室及び床面積が 2 m^2 以上
 の収納室（床面積が 30 m^2 以下にあっては、壁の屋内に面する部分
 に感知器を設けることができる。）

- b 倉庫、機械室その他これらに類する室
- c 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（政令別表第1（2）項ニ、（16）項イ（（2）項ニに供する部分が存するもの）の内部に設置されている場合に限る。）

（2）複合型居住施設（複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令）

ア 複合型居住施設とは、特定一階段等防火対象物を除く政令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物のうち、延べ面積が 500 m²未満で、かつ、同表（5）項ロ並びに（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物（居住型福祉施設）の用途以外の用途に供される部分が存しないもの（指定可燃物を 500 倍以上貯蔵し、取扱う防火対象物を除く。）をいう。

（居住型福祉施設が、共同住宅の一部に住戸単位で入り込むことを想定）

（6）項ロ及びハに掲げる居住型福祉施設は、次のものに限る。

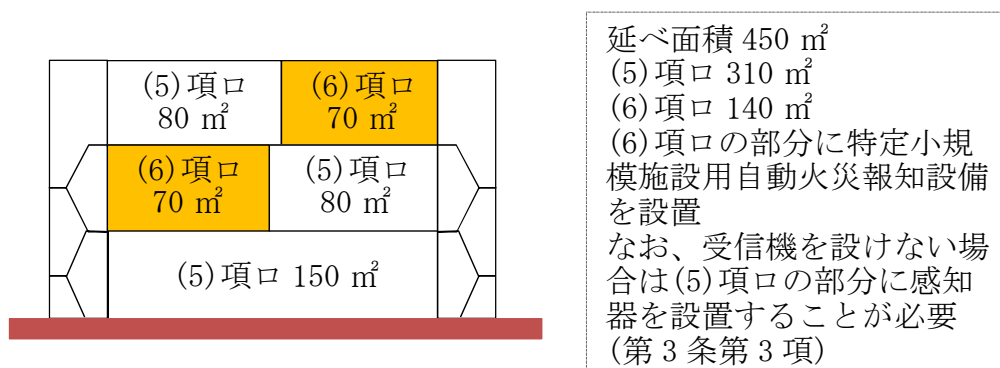
- ・有料老人ホーム … ロ(1)、ハ(1)
- ・福祉ホーム … ハ(5)
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設 … ロ(1)
- （認知症高齢者グループホーム：老人福祉法第5条の2第6項）
- ・共同生活援助を行う施設 … ロ(5)、ハ(5)

（障害者グループホーム：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項）

イ 複合型居住施設においては、自動火災報知設備に代えて必要とされる防火安全性能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を用いることができ、当該設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、政令第21条第2項及び省令第23条から第24条の2までの規定の例による。

ウ 政令別表第1（6）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「福祉施設等」という。）の床面積の合計が 300 m²未満の複合型居住施設にあっては、福祉施設等の部分に特定小規模施設用自動火災報知

設備を設置することができる。この場合、エに示す区画をする必要はない。
 しかし、受信機及び各階に総合盤の設置が必要である。
 ただし、受信機を設けない場合は（５）項口の部分に感知器の設置が必要となる。



エ 複合型居住施設の区画

複合型居住施設の福祉施設等が（ア）から（オ）に適合するときに限り、福祉施設等及び政令第21条第1項第11号から第14号までに掲げる防火対象物の部分以外の部分に感知器を設置しないことができる。ただし、受信機を設けない場合は、この限りでない。

- （ア）福祉施設等の居室を準耐火構造の壁及び床（3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。
- （イ）福祉施設等の壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上りを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料としたもので、その他の部分にあっては難燃材料としたものであること。
- （ウ）区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8 m²以下であり、かつ、一の開口部の面積が4 m²以下であること。（廊下側の開口部に限る。）
- （エ）（ウ）の開口部には建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備である防火戸（3階以上の階に存する場合にあっては、建基政令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの若しくは次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸（2以上の異なる経路により避難する

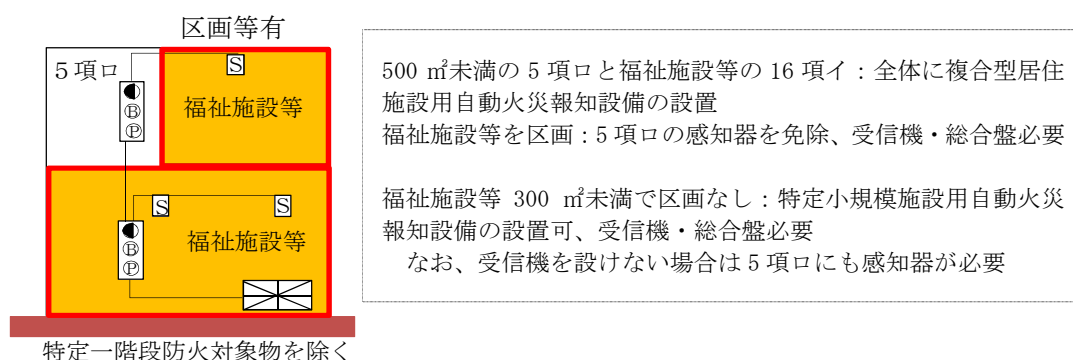
ことができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4㎡以内のものに設けるものに限る。)を設けたものであること。また、直接外気に開放された廊下に面する直径0.15m以上の換気口等には、防火設備を設けること。

a 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

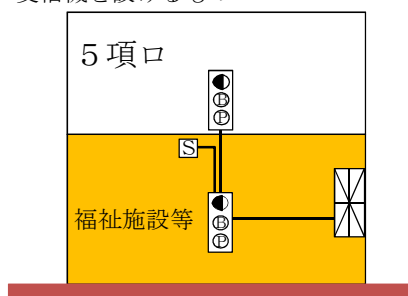
b 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上、15cm以下であること。

(オ) 福祉施設等の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、福祉施設等における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

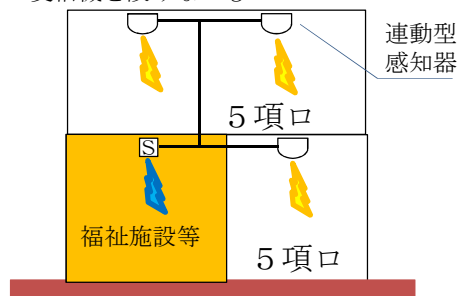
※ 特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年告示第3号）第4第2号（4）又は（5）によるもの、又は避難階において出入口が直接地上に通じている通路等をいうもの



特定小規模施設用自動火災報知設備
受信機を設けるもの



特定小規模施設用自動火災報知設備
受信機を設けないもの



オ 自動火災報知設備又はウにより特定小規模施設用自動火災報知設備を防火対象物の全体に設置する場合は、福祉施設等にエに示す区画等をする必要はない。

第4 消防法令上の内装制限

(1) 消防法令上の内装制限については仕上げについてのみであり、下地までは問わないものであること。ただし、クロス等の壁紙など下地材と施工方法との組み合わせにより防火材料の認定を受けているものについては、下地から対象とする。

(2) 消防用設備等の適用にあたって「室内に面する部分」とは、建基法令上では規制の範囲の対象としていない屋内の床面からの高さ 1.2m以下の部分の壁も内装制限の対象となることから、屋内の壁及び天井のすべての部分をいうものであること。

ただし、収納のために人が内部に出入りするような規模及び形態を有しない収納庫、ユニットタイプの浴室及びトイレその他これらに類するものの壁、天井については、この限りでない。

(3) 内装規定

ア 政令第 11 条第 2 項（屋内消火栓設備に関する基準）

イ 省令第 6 条第 2 項（大型消火器以外の消火器具の設置）

ウ 省令第 12 条の 2（スプリンクラー設備を設置することを要しない構造）

エ 省令第 13 条第 1 項及び第 2 項（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）

オ 省令第 26 条第 5 項（避難器具の設置個数の減免）

カ 省令第 28 条の 2 第 1 項及び第 2 項（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）

キ 特例基準等に関する規定

(4) 天井まで達しない間仕切壁で、次に掲げる場合は、内装制限の対象として取扱うこと。

ア 床に固定又は固定されていないが、常時同じ場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないもの

イ 室内等に天井まで達しない間仕切りを設けた場合で、当該間仕切りの高さが概ね2 m程度以上のものや床に固定された場合など、仕切られた空間が二つの別空間となるように設けられた間仕切りは、内装規定の適用を受ける壁として取扱うこと。

(5) 壁又は天井の回り縁、窓台その他これらに類する木材等が露出する場合で、当該部分の室内に面する部分の面積が、壁及び天井の表面積の1/10以下の場合は、この限りでない。

第5 防災防火対象物、防災物品

1 防災防火対象物

(1) 防災規制を受ける防火対象物の部分等

法第8条の3、政令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分

イ 防災規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途防火対象物で、防災防火対象物の用途に供する廊下、階段等の共用部分

ウ 高層建築物で、その一部が政令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分

エ 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等

当該対象物は、省令第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当する。

(2) 防災規制を指導する防火対象物の部分等

ア 地下街と一体をなす建築物の地階で、防災防火対象物以外の用途部分

イ 防災防火対象物以外の防火対象物で、政令第1条の2第2項に規定する従属的な部分となる飲食店、物品販売店舗、診療所等の部分

ウ 防災防火対象物以外の防火対象物で、舞台を有し、短期的に映画、演劇等の催しに使用される部分

エ 防災防火対象物以外の防火対象物で、短期的に物品販売、展示等に利用される不特定多数の者を収容する当該部分

(3) 防災規制を受けない防火対象物の部分等

高層建築物以外の防災防火対象物のうち住居部分が、他の用途部分と構造上区分されている場合の当該住居部分の防災物品

2 防災対象物品

(1) 法第8条の3第1項、政令第4条の3第3項の防災対象物品には、次のものが含まれるものであること。

ア 仕切りに用いられる布製のアコーディオンドア・衝立て

イ 室内装飾のため壁に沿って下げられている布製のもの

ウ 布製ののれん、目隠し布、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈が概ね1 m以上のもの（厨房等火災危険のある場所で使用するのれん等については大きさに関係なくすべて対象）

エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）

オ 展示会場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切り用等に使
用されるもの

カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又
はパネル等として使用される合板

キ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等

ク 人工芝

ケ 試着室に使用される目隠し布

コ 昇降機（エレベーター）の床・壁の内面保護等のための敷物等（2 m²を
超えるもの）

サ 工事用シート（立ち上がっている状態で使用されるもの、建築物その
他の工作物の天井、壁等の一部の工事に用いられるもの、中空に張った
状態で使用するもの等）

(2) 次の床敷物等は、防災対象物品に含まれないものであること。

ア 大きさが2 m²以下のじゅうたん等

イ 共同住宅の住戸部分に使用されるじゅうたん等

ウ 接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル

エ 畳

オ じゅうたん等の下敷きにクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等

カ 屋外の観覧場のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等

キ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド

ク プラスチック製すだれ、木製すだれ

ケ 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕

コ 独立したさお等に掲げる旗（のぼり）

サ シャワーカーテン

シ 工事用シートで網目寸法が 12mm を超えるもの

ス コンクリートの養生、工事用機械等の覆いに使用される工事用シート

（３）次の物品は防災性能を有している防災物品として取扱うものであること。

建基法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料、建基政令第 1 条第 5 号に規定する準不燃材料及び建基政令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料に該当するもの

3 防災表示

（１）防災表示

ア 様式

法第 8 条の 3 第 2 項に定める表示は、省令第 4 条の 4 第 1 項第 2 号の様式により、防災物品に表示すると定められているが、防災表示を適正に行うため、省令別表第 1 の 2 の 2 の表示（防災ラベル）が付されるものであること。

イ 表示の方法

（ア）省令第 4 条の 4 第 1 項第 3 号に定める縫付、ちょう付、下げ札等の表示方法は、次表の表示方法によるものとする。

表示方法 防災物品の種類		縫付	ちょう付	下げ札	その他
カーテン、暗幕	耐洗濯性能を有するもの	○			
	耐洗濯性能を有しないもの		○		
じゅうたん等		○	○		○
布製ブラインド及びその材料		○	○		
合板			○		○
どん帳その他これらに類する幕		○	○		
工事用シート及びその材料		○			○
防災対象物品（合板、工事用シート及び布製ブラインドを除く。）の材料			○	○	

（注） 表中「その他」には、スタンプ、印刷、刻印、釘打ち、ピン止め、溶着等があること。

※ 施工されたじゅうたん等（床に固定されたもの）にあつては、防災ラベルをメタル等で、次によりその表面に打ち付けるものであること。

a 室内に固定又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付する場合にあつては、各室ごとに次により主要な出入口部分に防災ラベルを打ち付けるものであること。

（a）主要な出入口に打ち付けるメタルの位置は、とびら等の蝶番側とすること。

なお、両開き扉、引き戸、シャッター等の場合は、廊下側から見て右方の位置とすること。

（b）1室に2種類以上のじゅうたん等が敷きつめられた場合の表示位置は、じゅうたん等の種類ごととし、主要な出入口側に近い位置とすること。

（c）ホール、玄関等の表示位置は、原則として建物の主要な出入口側から見て右方の位置とすること。

b 廊下に固定又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合にあつては、次によること。

（a）じゅうたん等が連続している範囲に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること。したがって、廊下に固定し又は敷かれたじゅうたん等が、防火区画等によって分離されている場合にあつては、各部分ごとに防災ラベルを打ち付けるものであること。

（b）防災ラベルを打ち付ける位置は、防火対象物の各階に共通して、同方向の端部とすること。

c 階段に固定し又は敷かれたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合にあつては、各階ごと（各階の階段踊場の位置）に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること（各階連続しているものについても同じ。）。)

（イ）指定表示

法第8条3第3項、省令第4条の4第8項に基づき消防庁長官が指定した表示は、次の例による。

- a 合板の日本農林規格（平成 20 年農林水産省告示第 1751 号）により格付けされた合板（普通合板、天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板）に付される難燃表示又は防炎処理を施した旨の表示を各個（2 次加工用としてこり単位で消費されるものは、各こり）ごとに見やすい箇所に貼付け又は押印する。
- b じゅうたんの日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）L 4404、L 4405、L 4406、A5705 に適合するじゅうたんであって防炎対象物品の材料に使用されるものに昭和 36 年通産省告示第 61 号に基づき付される難燃表示は、防炎対象物品の材料に使用されるものに限定され、法第 8 条の 3 第 2 項に基づく防炎表示を付す。

第4章 消火器具について

第1 用語の定義

本章において、指導基準を◆で印し、表記のないものは法令基準（法令解釈等）とする。

1 概要（一般事項）

- (1) 消火器具とは、消火器と簡易消火用具を総称したものをいう。
- (2) 消火器とは、水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（固定した状態で使用するもの及びエアゾール式簡易消火用具を除く。）をいう。
- (3) 簡易消火用具とは、水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩をいう。
- (4) 住宅用消火器とは、消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。
- (5) 能力単位とは、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号。）第3条又は第4条（能力単位の測定）の規定により測定したもので、消火器具の消火能力を示す単位をいう。
- (6) 大型消火器とは、能力単位が、A火災に適応するものにあっては10以上、B火災に適応するものにあっては20以上のものをいい、薬剤量は、水消火器又は化学泡消火器にあっては80ℓ以上、機械泡消火器にあっては20ℓ以上、強化液消火器にあっては60ℓ以上、ハロゲン化物消火器にあっては30 kg以上、二酸化炭素消火器にあっては50 kg以上、粉末消火器にあっては20 kg以上のものをいう。
- (7) 歩行距離とは、什器、壁等の障害物を避け、実際に歩行可能である部分の動線について測定される距離をいう。

2 設置場所等

- (1) 政令第10条第1項第1号ロに規定する「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省政令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」（防火上有効な措置として総務省政令で定める措置が講

じられたものを除く。)を設けたものをいう(電磁誘導加熱式調理器(IHコンロ)や電気コンロ等の電気を熱源とする設備又は器具は除く。)

(平成30年消防予第622号)

なお、火を使用する設備又は器具に、同条に規定する「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」又は「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」は含まれないものとする。

(2) 政令第10条第1項第4号に規定する「建築物その他の工作物」には、屋外において貯蔵し、又は取り扱う施設並びに土地に定着する建築物以外の工作物及び建基法第2条第1号で建築物から除かれている施設(貯蔵槽等)も含まれるものとする。

(3) 政令第10条第2項第2号に規定する「通行又は避難に支障がなく」は、通常の通行の際に消火器を足に引っ掛けて倒したり、又は避難の際に邪魔になったりすることのないよう、人の目に触れやすい通路の端又は壁面に設置するものとする。

(4) 政令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」は、消火器全体が、床面からの高さを1.5m以下とし、廊下、通路又は室の出入口付近に設置するものとする。

(5) 省令第5条の2に規定する「防火上有効な措置」とは、次に掲げる装置を設けるものをいう。

ア 「調理油過熱防止装置」とは、鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいう。

イ 「自動消火装置」とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」(平成14年総務省令第24号)第11条第7号に規定するもののうち、火を使用する設備又は器具を防護対象物(自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。)とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいう。

ウ 「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」には、過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコン

ロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいう。

(6) 省令第6条第6項第2号に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は、原則含める必要はない。

(7) 省令第6条第6項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の動線により測定するものとする。

(8) 省令第9条第2号に規定する「消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは、次に掲げる場所をいう。

ア 本体容器、バルブ、キャップその他の部品が腐食するおそれのない場所

イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所

3 付加設置

(1) 省令第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。

ア 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kW以下のものを除く。）

イ 燃料電池発電設備（条例第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）

ウ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第12条第4項に定めるものを除く。）

エ 蓄電池設備（蓄電池容量が20kW時以下のものを除く。）

オ 急速充電設備（全出力50kW以下のものを除く。）

(2) 省令第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいう。

ア 熱風炉

- イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- ウ 据付面積 2 m²以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- エ 厨房設備（当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計）が 21kW 以下のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
- オ 入力 70kW 以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- カ ボイラー又は入力 70kW 以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- キ 乾燥設備（入力が 17kW 未満のもの、乾燥物収容室の据え付け面積が 1 m²未満のもの、乾燥物収容室の内容積が 1 m³未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
- ク サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- ケ 入力 70kW 以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- コ 火花を生ずる設備
- サ 放電加工機

第2 能力単位

1 区分による算定方法

省令第6条第1項から第3項までの規定により、消火器を設置する場合には、下表の左欄に掲げる対象物の区分に従い、右欄に掲げる消火器の能力単位の数値を用いて、必要な個数を算定するものとする。

	対象物の区分	消火器の能力単位の数値
1	政令第10条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる防火対象物	A火災に対する能力単位の数値
2	少量危険物のうち、法別表第1に掲げる第4類の危険物又は指定可燃物のうち、危政政令別表第4に掲げる可燃性固体類若しくは可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う場所	B火災に対する能力単位の数値
3	2以外の少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所	A火災に対する能力単位の数値

2 1未満の端数処理

省令第6条第1項から第3項まで及び第5項の規定による能力単位の数値の算定については1未満の端数がある場合は、切り上げるものとする。◆

3 省令第6条第4項の変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所の床面積の算定は、次によること。

(1) 感電防止用フェンス等により囲われている場合は、当該囲われた部分とする。

(2) キュービクル式の変電設備の場合は、当該水平投影面積とする。

(3) 上記以外の場合は、当該室の床面積とする。

4 省令第6条第5項の鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所の床面積の算定は、次によること。

(1) 室を形成する場合は、当該室の床面積とする。

(2) 屋上等、室を形成しない場合は火気を使用する設備の据付面積とする。

(3) 厨房部分については、建基政令第129条第6項の規定により、内装規制が必要な調理室の床面積とする。

第3 設置場所等

1 設置場所

消火器の設置場所は、政令第10条第1項及び第2項並びに省令第6条第6項及び第9条第1号から第3号までの規定によるほか、次によること。

(1) 消火器は、できるだけ通風がよく、次に掲げる場所を避けて設置すること。

ア ガスコンロ、暖房器具等の熱又は直射日光の当たる場所

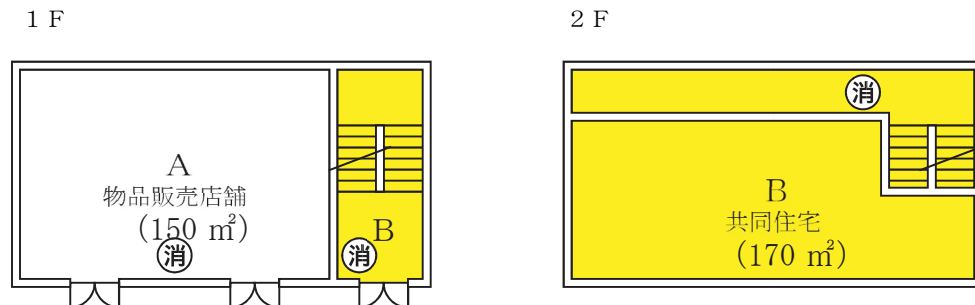
イ 風呂場、洗濯場その他頻繁に水を使用する場所等湿気の多い場所

ウ 雨水のかかる場所

(2) 避難階以外の階で、開口部のない壁で区画されている場合は、当該区画された部分ごとに消火器を設置すること。

(3) 下図の例に示すとおり、A及びB部分に消火器が必要な複合用途防火対象物にあつては、階ごとにA、B部分の各々に消火器を設置しなければならないこと。ただし、1階のB部分が狭小で、火気の使用がなく、多量の可燃物が存しない場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、政令第

32 条の規定を適用して、当該部分から A 又は B 部分上階の消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる場合は、1 階の B 部分に設置しないことができる。



- (4) メゾネットの共同住宅、その他 2 階層以上で一の住戸になっているもので、消火器を階ごとに設けることが適当でないと認められるものにあつては、能力単位の数値が満足するものに限り、政令第 32 条の規定を適用して、当該階の各部分から上階又は下階の消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる場合は、当該階に設置しないことができる。
- (5) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、当該部分から消火器の歩行距離が 20m を超える場合は、政令第 32 条の規定を適用し、当該部分の通行、観覧又はスポーツ競技に支障がない周壁又は最も近い廊下若しくは通路に設置することができる。
- (6) 精神病床、認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設で、精神疾患の患者、認知症の者等のいたずらによる使用、損壊、撤去等が著しく有効に機能を達しえない状況で、保守管理に支障をきたすと認められるものにあつては、政令第 32 条の規定を適用し、仮に法令に基づき設置した際必要となる本数を職員が常駐する室に集中して設置することができる。
- (7) 冷凍室又は冷蔵室若しくは、ラック式倉庫内等内部への設置が困難となる場所での消火器の設置については、政令第 32 条の規定を適用し、仮に法令に基づき設置した際必要となる本数を当該出入口の付近に集中して設置することができる。
- (8) 第 1、2、(6) で規定した床面積に算出されない部分について、屋上駐車場、ピロティ、ポーチ等で車両が乗り入れる部分及び屋上部分に省令

第6条第3項から第5項に規定されるものがある場合については、消火器を設置するものとする。◆

(9) 屋上部分に付加設置する消火器は、歩行距離の規定を満たす場合において、付加設置分の全部又はその一部を階段室等の屋内に設置することができる。

(10) 政令第10条第1項第5号の規定により設置しなければならない階が、住宅（個人の住居のように供されるもので共同住宅等を除く。以下同じ。）の用途に供される部分のみである場合についても消火器を設置すること。住宅部分に設置しなければならない消火器の能力単位数の合計は、当該部分の床面積を200㎡で除して算出した数値以上とすること。

ただし、次のいずれかに該当する場合、政令第32条の規定を適用し、消火器の設置をしないことができる。

ア 厨房設備等の火源設備（電気設備は除く）がないこと

イ 主要構造が耐火構造又は準耐火構造であること

ウ 2方向避難が確保されていること

エ 住宅部分のいずれかの階が、避難階であるもの

オ 住宅部分以外の令別表第1の用途が非特定用途であること

2 防護措置

次に掲げる場所に設置する消火器には、格納箱に収納するなど、適当な防護措置を講じるものとする。

なお、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じるとともに地盤面又は床面からの高さが10cm以上となる場所に設けるものとする。

(1) 容器又はその他の部品が腐食されるおそれのある場所

(2) 消火器に表示された使用温度範囲外となる場所

第4 付加設置

省令第6条第3項、第4項及び第5項により設置しなければならない消火器具については、第3によるほか次によるものとする。

1 適応消火器の設置

付加設置する部分には、当該部分にその消火に適応するものとされる消火器を設置するものとする。

2 少量危険物又は指定可燃物

省令第6条第3項の規定により、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分に設ける消火器は、粉末消火器（ABC）10型を設置するものとする（少量危険物のうち、第1類のアルカリ金属の過酸化物又はこれを含むもの、第2類の鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらのいずれかを含有するもの、第3類の自然発火性物質及び禁水性物質又は第5類の自己反応性物質を除く。）。◆

3 能力単位の合算

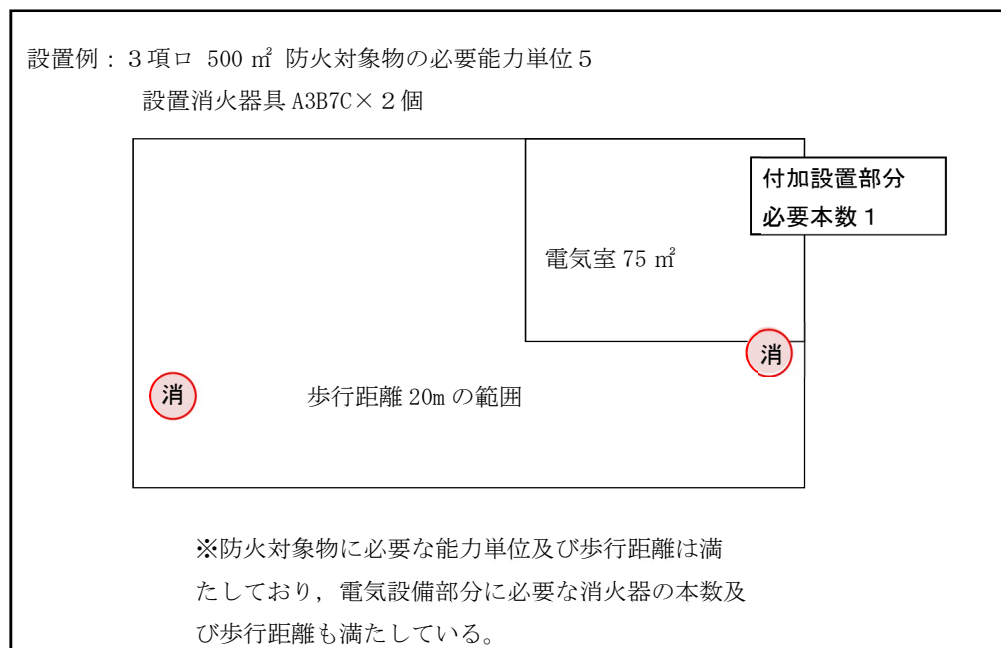
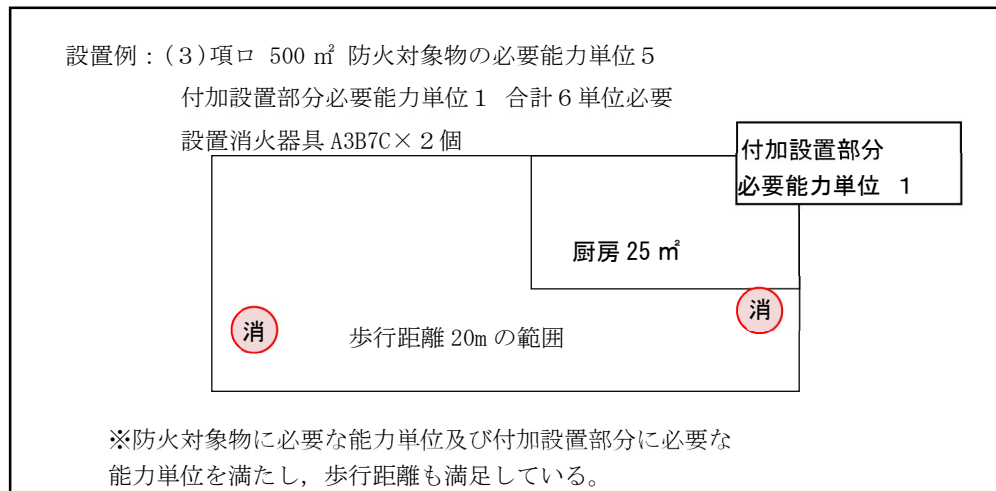
延べ面積150㎡未満の政令別表第1(3)項に掲げる防火対象物のうち、政令第10条第1項第1号ロに規定する防火対象物に対しては、省令第6条第5項の規定により、能力単位の合計数の加算を行わないものとする。また、同条第6項第2号の規定により、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）が設けられた階にのみ配置すれば足りるものとする。（平成30年消防予第247号）

4 付加設置すべき部分の消火器具の取扱いについて

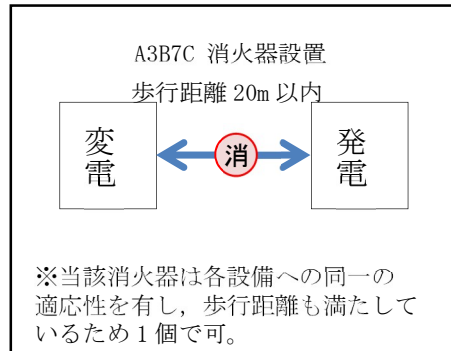
(1) 政令第10条第1項の規定により防火対象物に設置される消火器が、省令第6条第3項及び第5項の規定によりボイラー室等に設置される消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の合計と歩行距離を満たす場合は、重複設置しないことができるものとする。

また、省令第6条第4項の規定による電気設備が存する部分に設ける消火器にあつては、防火対象物に設置される消火器が電気設備設置部分に必要な消火器の個数と歩行距離を満たす場合は、重複設置しないことができるものとする。

(2) 前(1)により消火器を設置する場合の設置場所は付加設置部分の付近に設置すること。



(3) 省令第6条第3項から第5項により屋上に設置される消火器については、一の消火器が各設備への同一の適応性を有し、かつ、それぞれの能力単位（電気設備については個数）と歩行距離を満たす場合は、当該消火器による警戒で良く、重複設置しないことができるものとする。



第5 標識

1 省令第9条第4号に規定する標識の形状等は、次によるものとする。(昭和44年消防予第238号)

(1) 大きさ

標識の大きさは、短辺8cm以上、長辺24cm以上

(2) 色

地色を赤色、文字は白色



2 ピクトグラム

J I S Z8210 に規定するピクトグラムを設けた場合は、政令第32条の規定を適用し、省令第9条第4号に規定する標識を設けないことができる。ただし、多数の外国人来訪者の利用が想定される(1)項イ、(5)項イ、(10)項に掲げる用途に供される防火対象物については、省令第9条第4号に規定する消火器である旨の標識に加えて消火器ピクトグラムの活用を図るものとする。

なお、消火器ピクトグラムの設置にあつては、次の事項に留意するものとする。(平成29年消防予第355号)

(1) 消火器ピクトグラムの大きさは、9cm角以上とする。

- (2) 消火器ピクトグラムは、概ね 0.8m 以上の高さで、消火器付近の見やすい位置に設けるものとする。なお、消火器が屋内消火栓等と近接して設置される場合には、屋内消火栓等の表示灯の高さに合わせる等、視認性の高い位置に設けるものとする。
- (3) 大規模空間に消火器ピクトグラムを設置する場合には、より大きいものを高い位置に設置する等、設置場所の空間特性に配慮した大きさ及び設置位置とするものとする。
- (4) 多数の者が立ち入り又は通行する場所に設ける消火器に対し、優先的に設置するものとする。
- (5) 消火器を直接視認することができ、火災予防上支障が無いと認められる場合は、消火器である旨の標識に代えて消火器ピクトグラムを設置することができるものとする。

第6 簡易消火用具

簡易消火用具の材質等は、次によるものとする。

1 材質等

- (1) 水バケツ及び専用バケツの容量は 8ℓ 以上 10ℓ 以下で、かつ、容易に変形しないもの。
- (2) 膨張ひる石は、J I S A5009 に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）は、J I S A5007 にそれぞれ適合するもの。

2 設置方法

設置する箇所ごとに、省令第6条第1項に定める能力単位が1単位未満とにならないように設けるものとする。

第5章 スプリンクラー設備について

第1 特定施設水道連結型スプリンクラー設備（政令第12条第2項第3号の2、省令第13条の5の2、平成19年消防予第390号）

1 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準

（1）特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、政令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分以外の部分の床面積の合計（以下「基準面積」という。）が、1000㎡未満のものに限り設置することができる。（火災の延焼を防止する措置を含む。）

ア 適用できる防火対象物

（ア）政令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物又はその部分（同条第1項第3号、第4号に掲げるものを除く。）

- a 政令別表第1（6）項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物
- b 同表（6）項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物
- c 同表（6）項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物（介護がなければ避難できない者を主として入所させるもの以外のものにあつては延べ面積275㎡以上のものに限る。）

（イ）政令第12条第1項第9号に掲げる防火対象物又はその部分（同条第1項第6号に掲げるものを除く。）

政令別表第1（16の2）項に掲げる防火対象物の部分のうち、同表（6）項イ(1)若しくは(2)又は（6）項ロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの

イ アのうち、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置を要しない防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分は、次の（ア）から（ウ）のいずれにも該当する部分とする。

なお、防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積に1／2を乗じて得た値を超える場合にあっては、当該1／2を乗じて得た値の面積に相当する部分に限る。

（ア）省令第13条第3項第7号又は8号に掲げる部分であること。

a 第7号

手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室
重症患者集中治療看護室その他これらに類する室

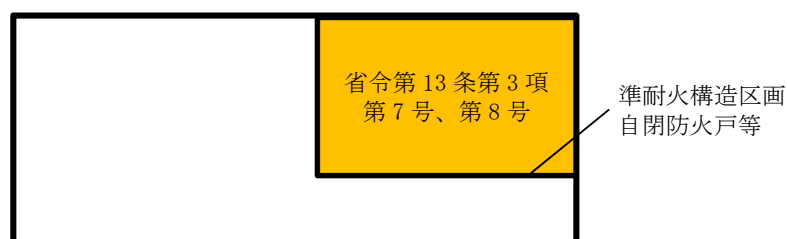
b 第8号

レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室

(イ) 次のa、bいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること。

なお、a、bの区画を貫通する配管等の隙間を不燃材等で埋め戻し、また、ダクトの貫通部には防火ダンパーが設けるものとする。これらの配管等及びダクトの貫通部分は、開口部に含まない。(平成27年消防予第130号)

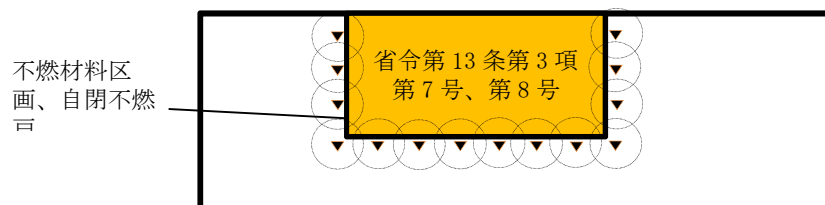
a 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸(隨時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は隨時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)を設けた部分。



b 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては屋根)で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造った戸(隨時開くことができる自動閉鎖装置付のものに限る。)を設けた部分であって、当該部分に隣接する部分(省令第13条第3項第6号に規定する直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所を除く。)の全てがスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの

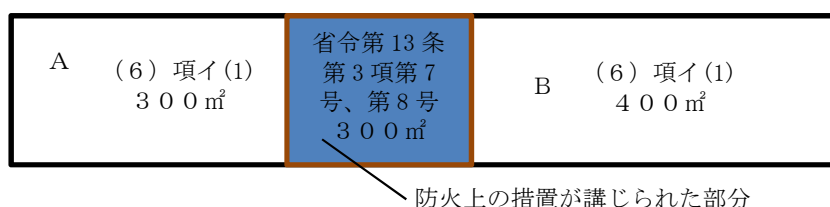
(政令第12条第2項の規定により居室等に設けたスプリンクラー設備等の有効範囲にある場合は、別途スプリンクラー設備を設ける必要はない。また、同条第3項に規定する消防用設備等(移動式のもの

を除く。)の有効範囲内である場合も同様であること。)(平成 27 年消防予第 130 号)



(ウ) 床面積が 1000 m²以上の地階若しくは無窓階又は床面積が 1500 m²以上の 4 階以上 10 階以下の階に存する部分でないこと。

$$\text{基準面積} = A + B = 700 \text{ m}^2$$



※ イの「防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積に 1 / 2 を乗じて得た値を超える場合にあっては、当該 1 / 2 を乗じて得た値の面積に相当する部分に限る。」とは、政令第 12 条第 2 項第 3 号の 2 に規定する防火上有効な措置が講じられた部分の面積については、防火対象物の延べ面積の 1 / 2 を上限とすることである。

《延べ面積 2100 m²の政令別表第 1 (6) 項イに省令第 13 条第 3 項第 7 号又は第 8 号に掲げる部分の防火上有効な措置が講じられた部分が、1200 m²を占める場合の扱い。》

(6) 項イ

省令第 13 条第 3 項第 7 号 又は 8 号に掲げる部分 1200 m ²	900 m ²
---	--------------------

$$\text{延べ面積の } 1 / 2 \quad \cdots \quad 2100 \times 1 / 2 = 1050 \text{ (m}^2\text{)}$$

防火上有効な措置が講じられた部分の面積が 1200 m²であり、延べ面積の 1 / 2 を超えていることから、延べ面積の 1 / 2 である 1050 m²を上限に《防火上有効な措置が講じられた構造を有

する部分》として取扱うことから、当該部分以外の部分の床面積は 1050 m^2 となり、特定施設水道連結型スプリンクラー設備での対応はできない。

省令第13条第3項第7号 又は8号に掲げる部分 1050 m^2	150 m^2	900 m^2
--	-------------------	-------------------

防火上有効な措置が講じられた部分以外の
面積（基準面積）＝ $1050 \text{ m}^2 \geq 1000 \text{ m}^2$

(2) スプリンクラーヘッドの設置を免除できる部分（省令第13条第3項）

- ア 階段、浴室、便所その他これらに類する場所
- イ 通信機器室、電子計算機器室、電子顕微鏡室その他これらに類する室
- ウ エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室
- エ 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている場所
- オ エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類する部分
- カ 直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所
- キ 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療室その他これらに類する室
- ク レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し又は廃棄する室
- ケ 廊下（カに掲げるものを除く。）、収納設備（その床面積が 2 m^2 未満であるものに限る。）、脱衣所その他これらに類する場所
（玄関、エントランスホールは、廊下とみなす。）

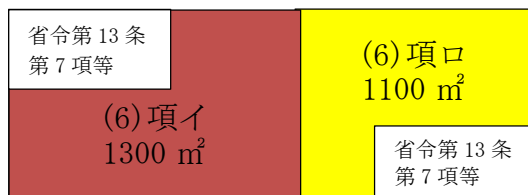
(3) スプリンクラーヘッドの設置を免除できない部分

- ア いす、ソファ、テーブル等が設置された娯楽、談話スペース等の通行の用に供しない部分は廊下（エントランスホール等）には該当しない。
- イ 脱衣所等に洗濯機、衣類乾燥機等が設置されている場合
- ウ 洗濯室

2 設置の適用

- (1) 一の防火対象物に政令別表第1(6)項イ及び(6)項ロに掲げる用途に供される部分が併存する場合には、政令第9条の規定により、それぞれの用途に供される部分を一の防火対象物とみなし、防火上有効な措置が講じられた部分以外の部分の面積が1000㎡未満であれば特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができるものであること。

(6)項イ 1300㎡及び(6)項ロ 1100㎡の複合用途

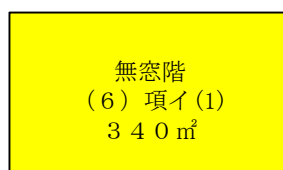


(6)項イ 1300㎡部分に省令第13条第7項等防火措置部分 400㎡

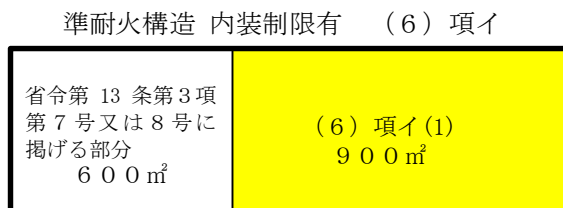
(6)項ロ 1100㎡部分に省令第13条第7項等防火措置部分 400㎡

↓
防火措置部分以外の
(6)項イ面積 900㎡
(6)項ロ面積 700㎡

- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した防火対象物において、政令第11条第1項又は第2項に該当する場合は屋内消火栓設備を設置しなければならない。



第1項第6号該当で屋内消火栓を設置



第1項第2号、第2項該当で屋内消火栓を設

- (3) 防火対象物の一部に一般住宅の用途に供される部分（以下「住宅部分」という。）が存し、政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が住宅部分の床面積より大きいものについては、全体を政令別表対象物として取扱うことから、政令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積が住宅部分の床面積より大きい場合、住宅部分を含めた防火対象物全体にスプリンクラー設備等の設置を要することとなるが、次のアからエに示す全ての条件に該当する場合にあっては、政令第32条を適用し、当該住宅部分にスプリンクラー設備を設置することを要しないものとする。

このことから、1、(1)、イの部分及び住宅部分の床面積を除いた面積が1000㎡未満であれば、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する

ことができるものとする。また、上記の防火対象物に係る政令第 11 条第 2 項の規定についても、当該住宅部分に係る床面積を加えた数値により屋内消火栓設備の設置の要否を判断すること。

なお、次のアからエに示す全ての条件に該当しない場合であっても、個々の防火対象物の状況に応じて、他の防火措置を講ずることにより、同等の防火安全性能を有していると認められるときは、同様に住宅部分にスプリンクラー設備を設置することを要しないこととすることも考えられること。

(平成 27 年消防予第 349 号、消防予第 434 号)

ア 主要構造部が準耐火構造であること。

イ 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が政令第 10 条及び第 21 条の規定により設置されていること。また、住宅部分の居室（押入れ等の収納設備を除く。）に、省令第 23 条第 4 項第 1 号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。

ウ 自動火災報知器の感知器の作動と連動して起動する火災通報装置が政令第 23 条の規定により設置されていること。

エ 住宅部分（階段及び通路等の共有部分を除く。）の同一階及び上階に住宅部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）が存しないこと。ただし、住宅部分と非住宅部分が同一階の場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設置されている等、有効に防火措置がされていると認められること。

3 給水方式

本設備のうち、水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に直結する範囲については、水道法の適用を受けること。

- (1) 直結式 水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水装置（給水管及びこれに直結する給水用具）から直接スプリンクラー設備に給水するもの

ア 直結直圧式

イ 直結増圧式

(ア) 直送式 増圧給水装置（ブースター）を設け増圧するもの。

(イ) 高架水槽式 増圧給水装置（ブースター）により屋上に設けた高架水槽に貯水し増圧するもの

(2) 受水槽式 水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水装置に連結した受水槽又は補助水槽を経てスプリンクラー設備に給水するもの（受水槽等以下は給水装置に該当しない。）

ア 高架水槽式 増圧給水装置（ブースター）により屋上に設けた高架水槽に貯水し増圧するもの

イ 圧力水槽式 増圧給水装置（ブースター）及び圧力水槽を設け増圧するもの

ウ ポンプ直結式 増圧給水装置（ブースター）を設け増圧するもの

エ 直結・受水槽併用式 給水装置から直接給水栓に給水するとともに、給水装置に連結した受水槽又は補助水槽を経てポンプ直結式等によりスプリンクラー設備に給水するもの

(3) ポンプを用いる加圧装置によるもの（増圧給水装置（ブースター）は加圧装置に該当しない。）：水道事業者の施設した配水管によらない場合

ポンプの吐出量、全揚程及び水源水量

内装の仕上げ	吐 出 量	全 揚 程	水源水量
準不燃材料	20ℓ/min×放水区域に設置される最大ヘッド個数（4以上の場合は4）	$H=h_1+h_2+2m$	1.2 m ³
準不燃材料以外	35ℓ/min×放水区域に設置される最大ヘッド個数（4以上の場合は4）	$H=h_1+h_2+5m$	0.6 m ³ ×放水区域に設置される最大ヘッド個数（4以上の場合は4）

H：ポンプの全揚程 h_1 ：配管の摩擦損失水頭 h_2 ：落差

放水区域に設置される最大ヘッド個数とは、居室等のうち最も多くヘッドが設けられたヘッドの個数をいう。

揚程計算をする場合、ヘッドの設置が最大となる放水区域のほか、最遠のヘッドが存する放水区域においても放水圧力、放水量が有効に確保されているものであること。

内装の仕上げ	放水圧力	放水量
準不燃材料	0.02MPa	15ℓ/min
準不燃材料以外	0.05MPa	30ℓ/min

第2 スプリンクラー設備（政令第12条）

1 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造及び階の部分等の適用について

政令第12条第1項		省令第12条の2	省令第13条
設置基準		SPを要しない構造	SPを要しない階の部分等
第1号	第3号、第4号を除く ・(6)項イ(1)(2) ・(6)項ロ(1)(3) ・(6)項ロ(2)(4)(5)（省令第12条の3以外275㎡以上）	第1項 第2項 第3項 適用	
第2号	(1)項の舞台部（第3号、第4号を除く） ・地階、無窓階、4階以上 … 300㎡以上 ・その他の階 … 500㎡以上		
第3号	(1)項から(4)項まで(5)項イ(6)項(9)項イ(16)項イで地階を除く階数が地階を除き11以上のもの（防火対象物全体が設置対象）		第1項 第2項 適用
第4号	(1)項から(4)項まで(5)項イ(6)項(9)項イ（第3号を除く）のうち、平屋建て以外で床面積の合計が ・(4)項(6)項(1)から(3)まで … 3000㎡以上 ・その他 … 6000㎡以上		第2項 適用
第5号	(14)項ラック倉庫 … 700㎡以上		
第6号	(16の2)項 … 1000㎡以上		
第7号	(16の3)項 1000㎡以上で、かつ、 (1)項から(4)項まで(5)項イ(6)項(9)項イの床面積の合計 … 500㎡以上		
第8号	建築物その他の工作物で指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く）を政令別表第4に定める数量の1000倍以上貯蔵し取扱うもの		
第9号	(16の2)項（第6号を除く）のうち、(6)項イ(1)(2)又は(6)項ロに供されるもの	第1項 適用	
第10号	(16)項イ（第3号を除く）で、(1)項から(4)項まで(5)項イ(6)項(9)項イの床面積の合計が3000㎡以上のものの階のうち、当該部分が存する階		第2項 適用

第 11 号	第 1 号から第 10 号まで以外のもの 地階、無窓階、4 階以上 10 階以下の階 ・(1)項(3)項(5)項イ(6)項(9)項イの階で 地階、無窓階 … 床面積 1000 m ² 以上 4 階以上 10 階以下の階 … 床面積 1500 m ² 以上 ・(2)項(4)項の階 … 床面積 1000 m ² 以上 ・(16)項イのうち、(1)項から(4)項まで(5)項イ (6)項(9)項イが存する階 地階、無窓階 … 床面積 1000 m ² 以上 4 階以上 10 階以下の階 … 1500 m ² 以上 ((2)項(4)項が存する階 … 1000 m ² 以上)		第 2 項 適用
第 12 号	第 1 号から第 11 号まで以外のもの 11 階以上の階		第 2 項 適用

2 スプリンクラー設備を設置することを要しない火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造（政令第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号）

基準面積については、第 1、1、(1)に基づくものとする。

なお、基準面積 1000 m²未満の政令第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号に掲げる防火対象物又はその部分には、スプリンクラー設備に代えて特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置ができる。

政令別表第 1 (6) 項イ(1)及び(2)並びに(6) 項ロの用途に供される部分に政令第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号に規定する火災発生時の延焼を抑制する機能を備える次の構造を有するものは、スプリンクラー設備を設置することを要しない。

- ① 省令第 12 条の 2 第 1 項第 1 号 基準面積 1000 m²未満 →(1)
- ② 省令第 12 条の 2 第 1 項第 1 号ロただし書 延べ面積 275 m²未満
→(2)
- ③ 省令第 12 条の 2 第 1 項第 2 号 基準面積 1000 m²以上 →(1)
- ④ 省令第 12 条の 2 第 2 項 延べ面積 100 m²未満 →(2)
- ⑤ 省令第 12 条の 2 第 3 項 延べ面積 275 m²未満特定住戸部分 →(3)

また、基準面積 1000 m²以上のもので政令第 12 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 10 号から第 12 号に該当する場合は、省令第 13 条に基づく区画をすること。

(1) 基準面積が 1000 m²未満及び 1000 m²以上のものに設置される区画構造

区分	省令第 12 条の 2 第 1 項第 1 号	省令第 12 条の 2 第 1 項第 2 号
基準面積	基準面積 1000 m ² 未満 ①	基準面積 1000 m ² 以上 ③
対象	・(6) 項イ(1)及び(2)並びに(6) 項ロ ・(16) 項イ((6) 項イ(1)若しくは(2)又は(6) 項ロの用途に供される部分に限る。) ・(16の2) 項((6) 項イ(1) 若しくは(2)又は(6) 項ロの用途に供される部分に限る。)	
区画構造	居室を準耐火構造の壁及び床で区画	居室を耐火構造の壁及び床で区画
室内の仕上げ	壁及び天井(天井がない場合にあっては屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げ 地上に通ずる主たる廊下、その他の通路 … 準不燃材料 その他の部分 … 難燃材料	
区画開口部の面積	区画する壁及び床の開口部の面積の合計 … 8 m ² 以下 (1の開口部の面積 … 4 m ² 以下)	
開口部	防火戸(廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)	A 特定防火設備である防火戸(廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあっては、防火シャッターを除く。) B 鉄製網入りガラス入り戸
開口部の構造	ア 随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの イ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器(イオン化式スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型感知器をいう。)の作動と連動して閉鎖するもの ウ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ 75 cm 以上、1.8 m 以上、15 cm 以下であるもの	A-ア 随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの A-イ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器(イオン化式スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型感知器をいう。)の作動と連動して閉鎖するもの A-ウ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ 75 cm 以上、1.8 m 以上、15 cm 以下であるもの B 2以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が 4 m ² 以内のものに設けるものに限る。
区画面積	区画された部分すべての床の面積が 100 m ² 以下 区画された部分すべてが 3 以下の居室 対象 6 項部分の全体を区画	区画された部分すべての床の面積が 200 m ² 以下 対象 6 項部分の全体を区画

- ・ 居室 … 建基法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室(居室内の便所、風呂、収納庫等を含む。)をいう。
- ・ 主たる廊下、その他の通路 … 廊下、その他の通路に接続して一体となっているエレベーターホール及び談話コーナー等をいい、階段は含まない。
- ・ 区画開口部 … 区画する壁及び床に設けられる開口部をいい、区画を構成しない壁等に

- ・ 開口部の構造Ｃ … くぐり戸付の特定防火戸のくぐり戸、特定防火戸である防火シャッターに接して設けられる防火戸の構造をいうもの
- ・ 出入口以外の開口部 … 居室と廊下を区画する壁に設けられる窓
- ・ ２以上の異なる経路により避難することができる … 居室において火災が発生した場合に、当該居室が存する階の居室に存する者が、当該居室から、少なくとも１以上の避難経路を利用して階段まで安全に避難できることをいう。

◎ 区画の壁及び床を貫通する給水管、配電管等と区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めると共に、換気、冷暖房設備等の風道が貫通する部分又はこれに近接する部分に防火ダンパーを設けること。

1階

2階

廊下

倉庫

1 2条の2区画

1階 居室A+B+C $\leq$ 100 m² 1階居室D+E+F $\leq$ 100 m²
2階 居室G+H+I $\leq$ 100 m² 2階居室J+K+L $\leq$ 100 m²
2階 居室M+N+O $\leq$ 100 m² 1階食堂、1階及び2階浴室は居室として区画
1階（玄関・廊下+トイレ+倉庫2+階段）
+2階（廊下+トイレ+倉庫+階段） $\leq$ 100 m²

(2) 入居者等の利用に供する居室が避難階のみに存する延べ面積 275 ㎡未満、
延べ面積 100 ㎡未満のものの構造

区分	省令第 12 条の 2 第 1 項第 1 号 ロただし書	省令第 12 条の 2 第 2 項	
対象	・（６）項イ(1)及び(2)並びに（６）項ロ ・（１６）項イ（同表（６）項イ(1)若しくは(2)又は（６）項ロの用途に供される部分に限る。） ・（１６の２）項（同表（６）項イ(1) 若しくは(2)又は（６）項ロの用途に供される部分に限る。）	・（６）項イ(1)及び(2)並びに（６）項ロ	
延べ面積	275㎡未満 ②	100㎡未満 ④	
居室の位置	入居者等の利用に供する居室は、避難階のみに存するもの		
構造	構造	構造 1（第 2 号）	構造 2（第 1 号）
		（省令第 12 条の 2 第 1 項第 1 号による区画部分を除く）	
構造等の条件	居室を準耐火構造の壁及び床で区画 区画された部分すべての床の面積が 100㎡以下 区画された部分すべてが 3 以下の居室 対象 6 項部分の全体を区画 内装の制限はない	居室を壁、柱、床及び天井（天井のない場合は屋根）で区画 内装の制限はない	壁及び天井（天井がない場合にあつては屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げ
	開口部の面積の合計が 8㎡以下であり、1 の開口部の面積が 4㎡以下である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は次の構造のもの ・随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（イオン化式スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型感知器をいう。）と連動して閉鎖すること。 ・居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ 75cm 以上、1.8m 以上、15cm 以上であること。	出入口戸 … 随時開くことのできる自動閉鎖装置付	地上に通ずる主たる廊下、その他の通路 … 準不燃材料 その他の部分 … 難燃材料
	感知器は、煙感知器 （省令第 23 条第 4 項第 1 号ニに掲げる場所を除く）		

	火災発生時に当該施設の関係者が、屋内及び屋外から容易に開放できる開口部を設けたもの	
	開口部は、道又は道に通ずる幅員 1 m以上の通路その他の空地に面したもの	
	開口部の幅、高さ及び下端の床面からの高さその他の形状が、入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでないもの	
	居室から 2 以上の異なった避難経路を確保しているもの	
	入居者等の避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないもの ※	

※ 「消防庁長官が定める」：入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件（平成 26 年消防庁告示第 4 号）

- ・ 居室 … 建基法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室（居室内の便所、風呂、収納庫等を含む。）をいう。
- ・ 入居者等の利用に供する居室 … もっぱら当該施設の職員が使用することとされている事務室、会議室等を除いたもの
- ・ 区画 … 壁、天井等により構成されているものをいい、襖、障子、カーテン又はパーティション等により間仕切りされたものはこれにあたらぬ。
- ・ 屋内及び屋外から容易に開放できる開口部 … 屋内から直接地上へ通ずる窓、扉その他の開口部で、屋外から鍵の使用や自動火災報知設備との連動により解錠するもの等破壊せずに解錠することを想定している。
- ・ 避難に要する時間として消防庁長官が定める方法により算定した時間 … 設計図書や事業計画等により算出するものであり、算出時間を実地にて計測することを求めるものではない。
- ・ 入居者等が内部から容易に避難することを妨げるものでないもの … 開口部については、いわゆる「掃き出し窓」を想定しているものであるが、その幅、高さ及び下端の床面からの高さについては、当該居室の入居者の避難に際して器具を使用する場合などを勘案し、避難、救出が容易である大きさ、構造の開口部をいうもの
- ・ 2 以上の異なった避難経路 … 当該防火対象物の廊下や玄関、勝手口を経て屋外へ到達することができる経路と「屋内及び屋外から容易に開放できる開口部」により設けられた開口部を介して屋外へ到達することができる経路をいう。（以上平成 26 年消防予第 118 号）

◎ 区画の壁及び床を貫通する給水管、配電管等と区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めると共に、換気、冷暖房設備等の風道が貫通する部分又はこれに近接する部分に防火ダンパーを設けること。

◎ 政令第 12 条の規定によるスプリンクラー設備の設置を要する防火対象物において、区画等によりスプリンクラー設備を設けない部分について、当該防火対象物が政令第 11 条第 1 項に該当する場合は屋内消火栓設備の設置が必要である。

(3) 特定住戸部分の区画構造 (省令第12条の2第3項)

共同住宅の住戸が(6)項口の用途に供される場合の扱い。

対象	(16)項イ((5)項口及び(6)項口の用途以外の用途に供される部分が存しないものに限る。)
面積	特定住戸部分⑤:(6)項口の部分の延べ面積が275㎡未満のもの(省令第12条の2第1項第1号の区画を有する部分を除く。)
区画	特定住戸部分の各住戸((6)項口)を準耐火構造の壁及び床で区画
特定住戸部分の各住戸の主たる出入口	直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下に面していること(開放型特定共同住宅等)
主たる出入口	防火戸(廊下と階段とを区画する部分以外の開口部にあっては、防火シャッターを除く。)
主たる出入口の構造	ア 随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの イ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器(イオン化式スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型感知器をいう。)の作動と連動して閉鎖するもの ウ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ75cm以上、1.8m以上、15cm以下であるもの
室内の仕上げ	壁及び天井(天井のない場合にあっては屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げ 主たる出入口に面する廊下に通ずる通路 … 準不燃材料 その他の部分 … 難燃材料
通路の条件	主たる出入口に面する廊下に通ずる通路(平成26年消防庁告示第4号) ・ 居室から廊下に通ずる廊下が当該居室以外の居室を通過しないもの ・ 居室の開口部のうち廊下に通ずる通路に面するものは、随時開くことができる自動閉鎖装置付の戸(不燃材料で造られたものに限る。)を設けたものであること。
自動火災報知設備	居室及び通路に煙感知器を設置
区画面積	特定住戸部分の各住戸の床の面積が100㎡以下

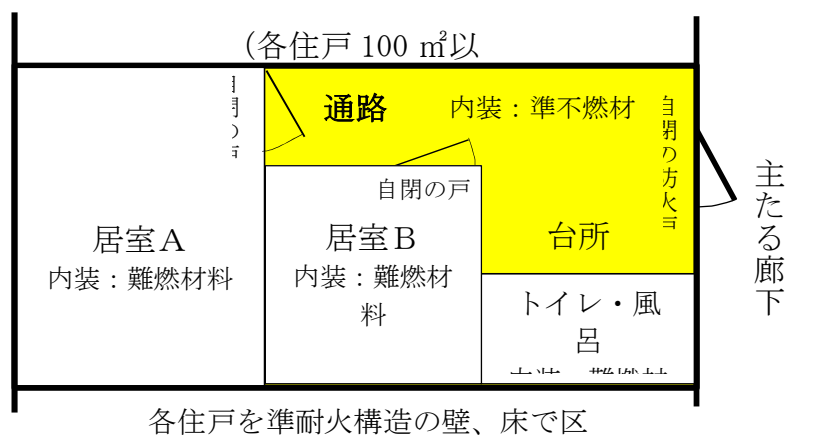
- ・ 直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下 … 第4章、第2、2、(1)、エ及びオに示す開放型特定共同住宅等の廊下等(平成26年消防予第118号)又は避難階において出入口が直接地上に通じている通路等をいう。
- ・ 主たる廊下、その他の通路 … 廊下、その他の通路に接続して一体となっているエレベーターホール及び談話コーナー等をいい、階段は含まない。
- ・ 主たる出入口 … 区画する壁及び床に設けられる開口部をいい、区画を構成しない壁等に設けられる開口部は該当しない。
- ・ 主たる出入口の構造C … くぐり戸付の特定防火戸のくぐり戸、特定防火戸である防火シャッターに接して設けられる防火戸の構造をいうもの

◎ 区画の壁及び床を貫通する給水管、配電管等と区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めると共に、換気、冷暖房設備等の風道が貫通する部分又はこれに近接する部分に防火ダンパーを設けること。

- ◎ 政令第12条の規定によるスプリンクラー設備の設置を要する防火対象物において、区画によりスプリンクラー設備を設けない部分について、当該防火対象物が政令第11条第1項に該当する場合は屋内消火栓設備の設置が必要である。

※ 通路の条件

下図のように住戸内の各居室から主たる廊下に通ずる通路が、設けられていること。通路がなく、他の居室を通り抜ける場合は該当しない。



3 スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等について

(1) 省令第13条第1項（政令第12条第1項第3号の総務省令で定める部分）

区分	1号	2号
対象	(16) 項イ ((5) 項ロ及び次の居住型福祉施設である (6) 項ロ及びハの用途以外の用途に供される部分が存しないもの) ・有料老人ホーム…ロ(1)、ハ(1) ・福祉ホーム…ハ(5) ・認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設…ロ(1) ・共同生活援助を行う施設…ロ(5)、ハ(5)	小規模特定用途複合防火対象物の次に掲げる部分以外の部分 ・(6) 項イ(1)、(2) ・(6) 項ロ(1)、(3) ・(6) 項ロ(2)、(4)、(5) (省令第12条の3以外のもの27.5㎡以上に限る。)
対象の階	10階以下の階	
区画	(6) 項ロ及びハの用途部分の居室 3階以上…耐火構造の壁及び床 2階以下…準耐火構造の壁及び床	
室内の仕上げ	壁及び天井(天井がない場合にあつては屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げ 地上に通ずる主たる廊下、その他の通路…準不燃材料 その他の部分…難燃材料	
区画開口部の面積	区画する壁及び床の開口部の面積の合計…8㎡以下 (1の開口部の面積…4㎡以下)	
開口部	A 防火戸(3階以上に存する開口部にあつては特定防火設備である防火戸に限り、廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては防火シャッターを除く。) B 鉄製網入りガラス入り戸	

開口部の構造	A-ア 随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの A-イ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（イオン化式スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型感知器をいう。）の作動と連動して閉鎖するもの A-ウ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ75cm以上、1.8m以上、15cm以下であるもの B 2以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4㎡以内のものに設けるものに限る。	
区画床面積	全ての床の面積100㎡以下	

- ・ 主たる廊下、その他の通路 … 廊下、その他の通路に接続して一体となっているエレベーターホール及び談話コーナー等をいい、階段は含まない。
- ・ 区画開口部 … 区画する壁及び床に設けられる開口部をいい、区画を構成しない壁等に設けられる開口部は該当しない。
- ・ 開口部の構造C … くぐり戸付の特定防火戸のくぐり戸、特定防火戸である防火シャッターに接して設けられる防火戸の構造をいうもの
- ・ 出入口以外の開口部 … 居室と廊下を区画する壁に設けられる窓
- ・ 2以上の異なる経路により避難することができる … 居室において火災が発生した場合に、当該居室が存する階の居室に存する者が、当該居室から、少なくとも1以上の避難経路を利用して階段まで安全に避難できることをいう。
なお、外気に開放されたバルコニーを有し、バルコニーに面する外壁に避難上有効な開口部が設けられ、手すり等の転落防止措置が講じられ、他の居室のバルコニー等又は階段に接続しているもの及びバルコニー等に設けられた避難器具により避難階まで避難できるものも該当する。

- ◎ 区画の壁及び床を貫通する給水管、配電管等と区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めると共に、換気、冷暖房設備等の風道が貫通する部分又はこれに近接する部分に防火ダンパーを設けること。
- ◎ 政令第12条の規定によるスプリンクラー設備の設置を要する防火対象物において、区画によりスプリンクラー設備を設けない部分について、当該防火対象物が政令第11条第1項に該当する場合は屋内消火栓設備の設置が必要である。

(2) 省令第13条第2項（政令第12条第1項第3号、第4号及び第10号から第12号までの総務省令で定める部分）

区分	1号	2号
主要構造部	耐火構造	
対象	次の防火対象物に供される部分が存するものを除く。 ・(2)項、(4)項及び(5)項口 ・(16)項((2)項、(4)項及び(5)項口の用途)※	
階	地階、無窓階を除く	
区画	耐火構造の壁及び床で区画された部分	耐火構造の壁及び床で区画された廊下
室内の仕上げ	壁及び天井（天井がない場合にあつては屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げ 地上に通ずる主たる廊下、その他の通路 … 準不燃材料 その他の部分 … 難燃材料	
区画開口部の面積	区画する壁及び床の開口部の面積の合計 … 8㎡以下 (1の開口部の面積…4㎡以下)	
開口部	A 特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。） B 鉄製〔こう〕入りガラス入り戸	
開口部の構造	A-ア 随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの A-イ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（イオン化式スポット型感知器、光電式感知器及び煙複合式スポット型感知器をいう。）の作動と連動して閉鎖するもの A-ウ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上、15cm以下であるもの B 2以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4㎡以内のものに設けるものに限る。	
区画床面積	11階以上の階 … 100㎡ 10階以下の階 … 200㎡ ※	

注：政令第12条第1項第4号、第10号：スプリンクラー設備の設置基準の床面積から区画部分を除外できる。

政令第12条第1項第3号、第11号、第12号：スプリンクラー設備の設置を要する部分から除外できる。

※(16)項イで、(1)項から(6)項まで又は(9)項イの用途に供される部分が存しない10階以下の階に適用する場合、区画床面積「200㎡」を「400㎡」と読み替える。

- ・主たる廊下、その他の通路 … 廊下、その他の通路に接続して一体となっているエレベーターホール及び談話コーナー等をいい、階段は含まない。
- ・区画開口部 … 区画する壁及び床に設けられる開口部をいい、区画を構成しない壁等に設けられる開口部は該当しない。
- ・開口部の構造C … くぐり戸付の特定防火戸のくぐり戸、特定防火戸である防火シャッターに接して設けられる防火戸の構造をいうもの
- ・出入口以外の開口部 … 居室と廊下を区画する壁に設けられる窓
- ・2以上の異なる経路により避難することができる … 居室において火災が発生した場合に、当該居室が存する階の居室に存する者が、当該居室から、少なくとも1以上の避難経路を利用して階段まで安全に避難することができることをいう。

なお、外気に開放されたバルコニーを有し、バルコニーに面する外壁に避難上有効な開口部が設けられ、手すり等の転落防止措置が講じられ、避難器具により避難階まで避難できるもの又は他の居室のバルコニー等又は階段に接続しているものも該当する。

- ◎ 区画の壁及び床を貫通する給水管、配電管等と区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めると共に、換気、冷暖房設備等の風道が貫通する部分又はこれに近接する部分に防火ダンパーを設けること。
- ◎ 政令第12条の規定によるスプリンクラー設備の設置を要する防火対象物において、区画によりスプリンクラー設備を設けない部分について、当該防火対象物が政令第11条第1項に該当する場合は屋内消火栓設備の設置が必要である。

4 スプリンクラーヘッドを要しない部分（省令第13条第3項）

政令第12条第2項第1号の総務省令で定めるスプリンクラーヘッドを設ける部分は、次に掲げる部分以外の部分とする。

（1-1）階段

（2）項、（4）項及び（16の2）項並びに（16）項イのうち（2）項及び（4）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分に設けられるものにあつては、建基政令第123条に規定する避難階段又は特別避難階段に限る。

（1-2）浴室、便所その他これらに類する場所

- （2）通信機器室、電子計算機器室、電子顕微鏡室その他これらに類する室
- （3）エレベーターの機械室、機械換気設備の機械室その他これらに類する室
- （4）発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている場所
- （5）エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類する部分
- （6）直接外気に開放されている廊下その他外部の気流が流通する場所
- （7）手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室
 - （その他これらに類する室）
 - i 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、無菌室、洗浄消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）、陣痛室、沐浴室、汚物室及び霊安室

- ii 無響室、心電室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液及び採血室、天秤室、細菌検査室及び培養室、血清検査室及び保存室、血液保存に供される室及び解剖室、医療機器を備えた診察室及び医療機器を備えた理学療法室
 - iii 人工血液透析室に附属する診察室、検査室及び準備室
 - iv 特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室（白血病、臓器移植、火傷等治療室）、新生児室、未熟児室、授乳室、調乳室、隔離室及び観察室（未熟児の観察に限る。）
 - v 製造部の無菌室、注射液製造室及び消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）
- (8) レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室
(レントゲン室等)
- i 放射性同位元素に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室及び貯蔵室
 - ii 診断及び検査関係の撮影室、透視室、操作室、暗室、心臓カテーテル室及びX線テレビ室
- (9) スプリンクラーヘッドの取付け面の高さが8 m以上である場所
- (1) 項（固定式のいす席を設ける部分に限る。）
 - (16) 項イ中（1) 項（固定式のいす席を設ける部分に限る。）
 - (16 の 3) 項中（1) 項（固定式のいす席を設ける部分に限る。）
- (9 の 2) 廊下（(6) に掲げるものを除く。）、収納設備（その床面積が2 m²未満であるものに限る。）、脱衣所その他これらに類する場所
- 次の防火対象物又はその部分の基準面積が1000 m²未満のものに限る。
- (6) 項イ(1)及び(2)並びに（6) 項ロ
 - (16) 項イ中（6) 項イ(1)若しくは(2)又は（6) 項ロの部分
 - (16 の 2) 項中（6) 項イ(1)若しくは(2)又は（6) 項ロの部分
 - (16 の 3) 項中（6) 項イ(1)若しくは(2)又は（6) 項ロの部分
- (10) 乗降場並びにこれに通ずる階段及び通路
- (16) 項イ中（10) 項の部分

(10 の 2) 通行の用に供される部分

(16 の 3) 項中の地下道

(11) 主要構造部を耐火構造とした政令第 12 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 10 号から第 12 号の防火対象物の階の部分で、省令第 13 条第 2 項に該当する
下表右端列の部分 (消防法施行令解説第 2 版第 1 2 条)

政令第 12 条第 1 項 設置基準		省令第 13 条第 2 項 スプリンクラー設備を要 しない階の部分等	省令第 13 条第 3 項 スプリンクラーヘッ ドを要しない部分
第 3 号	(1) 項から (4) 項まで (5) 項イ (6) 項 (9) 項イ (16) 項イで地階を除く階数が地階を除き 11 以上のもの (防火対象物全体が設置対象)	・(2) 項 (4) 項 (5) 項口を除く ・(16) 項で (2) 項 (4) 項 (5) 項口の部分が存するものを除く。 ・地階、無窓階を除く	・省令第 13 条第 2 項に適合 ・(2) 項 (4) 項 (16) 項イ ((2) 項 (4) 項の部分) に限る ※ ・地階、無窓階を除く ・(5) 項口を除く
第 4 号	(1) 項から (4) 項まで (5) 項イ (6) 項 (9) 項イ (第 3 号を除く) のうち、平屋建て以外で床面積の合計が ・(4) 項 (6) 項 (1) から (3) まで … 3000 m² 以上 ・その他 … 6000 m² 以上	・(2) 項 (4) 項を除く ・地階、無窓階を除く スプリンクラー設備の設置基準の床面積から区画部分を除外	・省令第 13 条第 2 項に適合 ・政令第 12 号第 1 項第 4 号の防火対象物 ・地階、無窓階を除く
第 10 号	(16) 項イ (第 3 号を除く) で、(1) 項から (4) 項まで (5) 項イ (6) 項 (9) 項イの床面積の合計が 3000 m ² 以上のものの階のうち、当該部分が存する階	・(16) 項で (2) 項 (4) 項 (5) 項口の部分が存するものを除く。 ・地階、無窓階を除く スプリンクラー設備の設置基準の床面積から区画部分を除外	・省令第 13 条第 2 項に適合 ・政令第 12 号第 1 項第 10 号の防火対象物 ・地階、無窓階を除く ・(5) 項口を除く
第 11 号	第 1 号から第 10 号まで以外の地階、無窓階、4 階以上 10 階以下の階 ・(1) 項 (3) 項 (5) 項イ (6) 項 (9) 項イの階で 地階、無窓階 … 床面積 1000 m² 以上 4 階以上 10 階以下の階 … 床面積 1500 m² 以上 ・(2) 項 (4) 項の階 … 床面積 1000 m² 以上 ・(16) 項イのうち、(1) 項から (4) 項まで (5) 項イ (6) 項 (9) 項イが存する階 地階、無窓階 … 床面積 1000 m² 以上 4 階以上 10 階以下の階 … 1500 m² 以上	・(2) 項 (4) 項 (5) 項口を除く ・(16) 項で (2) 項 (4) 項 (5) 項口の部分が存するものを除く。 ・地階、無窓階を除く	・省令第 13 条第 2 項に適合 ・(2) 項 (4) 項 (16) 項イ ((2) 項 (4) 項の部分) に限る ・地階、無窓階を除く ・(5) 項口を除く

	(2)項(4)項が存する 階 … 1000 m ² 以上)		
第 号	第1号から第11号まで 以外の11階以上の階	・(2)項(4)項(5)項口を除く ・(16)項で(2)項(4)項(5)項口の部分が存するものを除く。 ・地階、無窓階を除く	・省令第13条第2項に適合 ・(16)項口に限る ・地階、無窓階を除く ・(5)項口を除く

※ 政令12条第1項第3号の(16)項イで、(1)項から(6)項まで又は(9)項イの用途に供される部分が存しない10階以下の階に適用する場合、省令第13条第2項第1号ニ中「200 m²」とあるのは、「400 m²」と読み替える。

注1：(2)項、(4)項、(16)項イ((2)項、(4)項の部分に限る。)は、面積算定からは除外されないが、スプリンクラーヘッドを設置免除できる。

注2：地階、無窓階、(5)項口の部分は、面積算定から除外されない。また、スプリンクラーヘッドの設置免除もない。

(12) 主要構造部を耐火構造とした政令別表第1 (16) 項イに掲げる防火対象物（地階を除く階数が11以上のものを除く。）の階（地階及び無窓階を除く。）の同表（7）項、（8）項、（9）項口又は（10）項から（15）項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、これらの用途に供される部分以外の部分と耐火構造の壁及び床で区画された部分で、次のア及びイに該当するもの

ア 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8 m²以下であり、かつ、一の開口部の面積が4 m²以下であること。

イ アの開口部には、省令第13条第2項第1号ハに定める特定防火設備である防火戸を設けたものであること。

5 易燃性の可燃物について

危険物、指定可燃物のほか、ウレタンフォーム、綿花、マッチ類、化学繊維類など着火危険性が高く延焼速度の速いもの又はそういう状態にあるものをいう。ただし、同じ紙や布であっても高密度に積み重ねてあったり書物や書類の形のものは、延焼速度が遅かったりなかなか着火しないことなどを考慮し、易燃性可燃物に該当しないこととしている。

第6章 消防用設備等の技術上の運用基準

消防用設備等に関する申請又は届出等に係る図書の審査及び検査を行うため必要な技術上の基準は、全国消防長会中国支部編集「消防用設備等の技術基準」によるものとする。

附 則

この基準は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

